

宜 議 第 6 5 号
令和 2 年 3 月 2 6 日

議 長
上 地 安 之 殿

総務常任委員会
委員長 桃原 朗

委員会審査結果について（報告）

第 4 2 5 回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和 2 年 3 月 4 日	令和 2 年 3 月 4 日	議案第 1 号、議案第 1 8 号、議案第 1 9 号、陳情第 2 5 号
令和 2 年 3 月 5 日	令和 2 年 3 月 5 日	議案第 1 6 号、議案第 2 0 号、議案第 2 1 号
令和 2 年 3 月 6 日	令和 2 年 3 月 6 日	議案第 1 号、議案第 1 6 号、議案第 1 8 号、議案第 1 9 号、議案第 2 0 号、陳情第 2 5 号、議案第 2 1 号、請願第 9 号、陳情第 3 0 号
会議日数 3 日間		

2. 審査結果

議案番号	件名	付託日 月 日	議決日 月 日	結果
議案第1号	令和元年度宜野湾市一般会計補正予算(第4号)	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決
議案第16号	宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決
議案第18号	宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決
議案第19号	宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決
議案第20号	宜野湾市土地開発基金条例を廃止する条例について	令和2年 3月3日	令和2年 3月6日	原案可決
陳情第25号	宜野湾市「ねたてのまちベースミーティング」事業見直しと経費削減について	令和元年 12月6日	令和2年 3月6日	趣旨採択
議案第21号	宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について	令和2年 3月3日	—	継続審査
請願第9号	米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願	令和2年 3月3日	—	継続審査
陳情第30号	東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について	令和元年 12月6日	—	継続審査
請願第10号	「国連勧告撤回を求める全国自治体議会への陳情書に関する決議」について	令和2年 3月3日	—	審査未了

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年3月4日（月） 1日目

午前10時00分 開会
午後 4時17分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	宮城 政司

○説明員（51名）

総務部次長	泉川 幹夫
総務係長	當間 大和
人事課長	知花 博史
給与厚生係長	藤原 佑樹
行政改革推進室長	宮城 恵美
行政改革担当主査	中村 誠
税務課長	津波古 良幸
納税課長	真鳥 かおり
市民防災室長	宮城 竜次
IT推進室長	山口 久美子
マイナンバーカード活用担当主幹	金城 広郁
企画部次長	松本 勝利
財政課長	米須 之訓
企画政策担当主幹	本永 貴也
企画政策担当技幹	仲泊 嗣典
市民共同係長	喜舎場 健次
市民経済部次長	伊佐 英明
環境対策課長	浜里 吉彦
清掃指導係長	野嶋 博司
市民課長	野村 斉
観光農水課長	仲村 厚子
産業政策課長	新垣 育子
プレミアム付商品券事業担当主幹	佐久本 嘉一郎
福祉推進部次長	宮城 葉子
児童家庭課長	浜里 郁子
子育て支援課長	香月 直子

こども企画課長	普天間 朝彦
障がい福祉課長	津島 美智子
生活福祉課長	玉城 悟
生活支援担当主幹	棚原 佳乃
健康増進課長	仲里 美智子
建設部参事	嶺井 辰也
都市計画担当技幹	城間 勝也
土木課長	又吉 直広
用地課長	與那嶺 諭
施設管理課長	中本 益丈
基地政策部次長	多和田 功
基地渉外課長	吉村 純
西普天間跡地推進室長	普天間 朝信
消防次長	又吉 清
（消）総務課長	伊佐 隆之
警防課長	城間 靖
指導部次長	川上 一徳
指導課長	與那嶺 哲
学校給食センター所長	佐久原 昇
はごろも学習センター管理係長	祝 博紀
生涯学習課長	島袋 喜美恵
教育部次長	真喜志 若子
文化課長	比嘉 洋
学芸担当主幹	平敷 兼哉
施設課長	仲村 等

○議会事務局職員出席者 渡嘉敷 真

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第1号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

議案第18号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

陳情第25号 宜野湾市「ねたてのまちベースミーティング」事業見直しと経費削減について

第425回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年3月4日（水）第1日目

○**桃原朗 委員長** おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第1号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 議案第1号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。企画部次長。

（執行部説明省略）

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** おはようございます。たくさんの資料要求をさせていただいて、資料の提供をお願いしております。一番気になるのが、消費税交付金、地方消費税の交付金減額なのですけれども、予算書の17ページ。その認識から説明ください。

10月1日に8%から10%になりましたよね。消費税4期に分けて各地方公共団体に案分されますよね。そうすると6月、9月、12月、3月があって、まだ3月半ばだけれども、3月においては前年の11月、12月、1月、2月の4期分が案分されているという認識なのです。消費税上がったのが10月1日だから、仮に12月の配分の時期に関しても、12月は10月分の1か月分が入ってくるという私は認識だったのです。ところが、これ見たら7,500万円も減額されている、消費税が上がったにもかかわらず。これは何かと言ったら、本会議ではちょっと納得できる答えではなかったもので、国、県、市との上で何かタイムラグがあるのか、これお答えできますか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの桃原委員の質問にお答えいたします。今言ったタイムラグ生じるとか、消費税とか流れから行きまして、消費税自体が国税の消費税と地方消費税が含まれておりまして、どちらも事業所のほうが申告納付するので

すが、この申告先というのが本店とか住所を有するところの税務署のほうに申告する流れとなっております、それを一旦国が地方消費税分も合わせて徴収するという形で、その後、約2か月後に各都道府県に地方消費税が分配される流れとなっております。

また、その後、入ってきた地方消費税を、今さっき説明したとおり、本店を有するところで申告されているので、その分を最終的には消費した地域にまた精算しないといけない手続がありまして、そこがまた都道府県間で約2か月期間を要するというので、昨年上程された10月分については、今年度の中で措置されるのですが、11月以降については次年度以降に反映される形になっております。ということで、増税に対する影響は、あくまで10月分ということになっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 納税に関して10月分、10月分というのは8%から10%の2%の加算分もただいま本店がある場所ということで今説明がありましたけれども、宜野湾市においては一番大きいサンエーの本社があったり、あるいは野嵩商会があったりジミーもあるわけですね、本社が。そういう部分では、この7,500万円というのは、よくまだ理解できないのだけれども、大きな本社が2つも3つも宜野湾市にあるわけですよ。10月分の増えた分というのは、それを加味しても7,500万円減額になるという理由は何ですか。景気が悪かったということですか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 多分桃原委員おっしゃるとおりで、沖縄の消費税自体は増額になっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 沖縄県は増額。

○**財政課長** はい。全国的に見ると、やはり景気の状態を踏まえて全国的には落ち込んでいるということで、国のほうの補正予算でも消費税については3,000億円ほど減額補正をされておりますので、消費税全体で見た場合は全国的には減となっている状況かと思われま。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 地方消費税は、一旦国で吸い上げますよね。それから、県、各市町村に配分されていく。沖縄県の景気はよかった。要は減額、減ではなかった。他都道府県で落ち込みがあったと。だからこれを全部プールされて47に配分するから、結局は沖縄県において景気はよかったものの、全体の影響で減額されたということですか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

- 財政課長 桃原委員おっしゃるとおりです。
- 桃原朗 委員長 桃原委員。
- 桃原功 委員 不公平は感じるのですけれども、例えば景気のいい都道府県は、その数字に応じて配分という規定はないのですか、この消費税交付金。
- 桃原朗 委員長 財政課長。
- 財政課長 もう一度お願いします。
- 桃原朗 委員長 桃原委員。
- 桃原功 委員 要は、沖縄県においては景気よかったわけでしょう。全体的に悪いから、その影響で減額になっているのでしょうか。だけれども、沖縄県は景気よかったから、要はその景気よかったところは、その景気よかった額に応じて、一律の減額ではなくて、沖縄県においては減額が小さいとか、影響額が小さいとか、あるいは増額になってしかるべきではないのかなど。こっちは、沖縄においては景気いいわけだから、これを一くくりにして、いや、全体的に景気悪いから47で割るとするのは腑に落ちないのだけれども、そういう配慮はないのですか、消費税交付金のルールとして。
- 桃原朗 委員長 財政課長。
- 財政課長 消費税交付金については、地方消費税として入ってきた分が市町村に分配されたものは、人口や従業員数で分配されるので、そこは国・県税として入ってきた分で、先ほどの指標に応じて配分されるところなのですが、地方消費税で見た場合は、先ほど説明したとおり、あくまで本社等を有するところに一旦納付されると。その中ではサンエーとか沖縄の企業については、当然沖縄で申告をされていますので、そこは増になっていると。ただ、最終的に消費税については、最終消費地に配分されることになりますので、そう考えた場合、全国的には落ち込んで、各都道府県で精算手続があって、全国的に見ると前回においては落ち込んだ分についての影響を受けておりますので、その分、補正としては減になっているところがございます。
- 桃原朗 委員長 桃原委員。
- 桃原功 委員 そうすると、今回の3月補正は、例えば浦添市は県内で一番大きな沖縄電力があるけれども、県内11市、大体おおむねこういうふうに減額補正されているのですか、地方消費税交付金は。
- 桃原朗 委員長 財政課長。
- 財政課長 沖縄県自体の地方消費税が減っているので、各市町村とも減額になっております。
- 桃原朗 委員長 桃原委員。
- 桃原功 委員 今の説明聞いたら少しは納得できるのだけれども、そうするとこの8%から10%に増税された影響は、令和2年度になって10%の影響額が地方

公共団体に増税というか、増額されて出てくるという理解でいいのですか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 委員おっしゃるとおりで、令和元年度11月以降分については次年度の消費税交付金として入ってくることとなりますので、次年度の当初予算としては本年度の予算に比べて2億1,200万円余り増額となっているところです。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** よく理解できました。ありがとうございました。

次に、プレミアム付商品券ですけれども、資料番号の3番と31番がプレミアム付商品券に関連する資料なのですけれども、ちょっと私の本会議の舌足らずな要求で、周知方法しかちょっと書いていないので、本来はプレミアム付商品券の中身、実績、要は予算書79ページに記載されている7,600万円売上げがあって、事業が4億7,600万円、助成金が4億7,000万円の減額なのですけれども、周知方法だけではなくて、その実績、大きな減額の理由をお答えできますか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 本会議で桃原議員から要求がございましたのは周知方法について、そして玉城議員からございました事業費等、2つに分けて資料を提供してございます。その資料にございますように、事業概要としましては資料にあるとおりで、実施日数の経費を含めた100%超えますけれども、そして販売する商品券は500円券10枚つづりのものを5,000円として、5,000円商品券です。これを4,000円で販売します。そして、購入限度額は、非課税者が2万5,000円分、実質は2万円で購入する形になります。

また、子育て世代につきましては、同じく限度額が2万5,000円ですけれども、これは子供1人につき2万5,000円ということで、対象者の子供が2人いれば5万円となります。子供の数だけ購入できると、こういう形になります。

補正減の理由でございますけれども、商工振興費の05プレミアム付商品事業の事務費というのがございまして……

(桃原功委員「事務」と呼ぶ)

○**市民経済部次長** 事務費と事業費というのは分かります、この事業に対しては。事務費が通信費とか手数料、保険料などの役務費、そして紙幣計数機です。数えるための機械を借りる賃借料、これが事務費になります。役務費の補正減の理由につきましては、経費削減のため一括で委託せず、業務ごとに契約を行ったことによりまして執行残が出ております。そして、賃借料につきましては、当初この計数機5台借りる予定でしたけれども、1台で対応できたということで、それによる補正減でございます。事務費の当初予算は6,264万7,000円でしたけれども、5,600万円余で執行しております。経費削減ができたのかなと思っております。

19節の負担金がございます、79ページです。これは助成金ということで、これが事業費になります。

(桃原功委員「補正予算書何ページ」と呼ぶ)

- 桃原朗 委員長 市民経済部次長。
- 市民経済部次長 79ページです。
- 桃原朗 委員長 桃原委員。
- 桃原功 委員 助成金について伺いたい。
- 市民経済部次長 19節負担金、補助金及び交付金、当初予算が7億8,085万円ですけれども、12月末時点で購入引換券の発行枚数がほぼ確定したことによって、増減額が3億1,000万円ということで補正減になった次第でございます。
- 桃原朗 委員長 桃原委員。
- 桃原功 委員 要は、今の説明だと7.8億円のうち3.1億円がはけたと。4億7,000万円が補正減ということですよ。
- 市民経済部次長 購入費です。購入というか、購入引換券を実際に発行したのが、その数だったという経緯でございます。購入対象者につきましては、推定で当初2万4,310人の非課税者、そして、3歳児未満の子育てをしている世帯主が4,113人、合計で2万8,423人というデータがございましたけれども、実際に購入引換券を発行した人数が、非課税者が8,250人で、子育て世帯の世帯主が4,113人、またほかの市町村から交換申請者、してくれて来たのが49人ということで、合計1万2,412人という結果でございました。以上でございます。
- 桃原朗 委員長 桃原委員。
- 桃原功 委員 対象者が2万8,000人もいながら、その半分にも満たない1万2,000人ぐらいのこれが行き届いていないという原因は、どんなふうに分析していますか。
- 桃原朗 委員長 市民経済部次長。
- 市民経済部次長 本会議で部長から答弁もしましたけれども、2万5,000円分買えますけれども、2万円は負担しないといけないので、恐らく全部買わない人も中にはいるのではないかなと思います。
- 桃原朗 委員長 桃原委員。
- 桃原功 委員 これはやる前からある程度予測ができていたと思うのです。私もこれ予測していました。困窮世帯で、では今、米がなかなか買えないという世帯の中で、では2万5,000円分買えるから、今それ2万円で売りますよといわれても、どれだけの方々が、国民が本当にこれ喜んで利用できるのかなという危惧はあったのです。

政府は本当に、そうだったらまだ2万5,000円から2万円引いて5,000円の商品券を配布するというぐらいの、もっと本当に身になるような困窮世帯に対す

る施策がよかったのではないのかなと思うのですけれども、これさつき500円10枚の5,000円のチケットを4,000円で買えると言っていましたけれども、その2万円ではなくて、4,000円出して500円分10枚のチケットを買う選択肢はあるのですか。

○**桃原朗 委員長** プレミアム付商品券事業担当主幹。

○**プレミアム付商品券事業担当主幹** 対象者1人当たり2万円出して2万5,000円分の商品券が買えるという仕組みなのですが、それは4,000円出して5,000円の商品券が買えるという権利が5回あるということになります。購入引換券には5回スタンプを押す欄がございまして、1冊買うとそれをスタンプが押される。5回買うと全部押されるという形となります。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** そうすると、市民のこれの利用の仕方というのは、今私が最初に言った2万円出して2万5,000円分のチケットを購入というよりも、今主幹が言った、それを5回に分けて、あるいは1回でもいい、2回でもいい、3回でもいい、そんなふうな求め方がやっぱりほとんどだったのですか。

○**桃原朗 委員長** プレミアム付商品券事業担当主幹。

○**プレミアム付商品券事業担当主幹** 販売店舗の現場を見ますと、一括で使われる方、あと1冊ずつ、2冊ずつ使うという方がいると把握してございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 今の4,000円出して5,000円買えるよという、これごめんなさい、私も認識不足で今初めて知ったのです。もう頭から2万円用意しないと、この2万5,000円買えないのかなと思ったので。その方法だったらもっとさばけたと思うのだけれども、その方法は市民には周知がきちんとできていましたか。

○**桃原朗 委員長** プレミアム付商品券事業担当主幹。

○**プレミアム付商品券事業担当主幹** お答えいたします。今回、対象者は当期2つありまして、住民税非課税者と3歳未満の子育て世帯の世帯主、このうち引換券については3歳未満の子育て世帯については全員対象者に直接発送しているので問題ないのですが、今回問題になるのは住民税非課税者であります。非課税者は申請が必要になります。理由としましては、税情報をこちらで確認させていただく方法がないものですから、申請書に同意していただいて申請を頂く必要がございます。この方々に対してのアプローチが重要になってくるのですが、1回目の申請書を送らせていただいたときに、ざっと申請が上がり、その後、未申請者の方には再勧奨通知を送らせていただきました。その際に分割購入もできますとか、商品券は1枚500円からですので、ちょこちょこ引換えもできますとかという形で、再度詳しいパンフレットも追加しながら周知をしているところでございます。

- 桃原朗 委員長** 桃原委員。
- 桃原功 委員** そうすると、これ対象者の非課税世帯が2万4,310人いたけれども、結局8,250人しかそれが利用されていないということの確認でいいですか。
- 桃原朗 委員長** プレミアム付商品券事業担当主幹。
- プレミアム付商品券事業担当主幹** そうです。先ほど次長からも説明ありましたが、より詳しく説明いたしますと、当初予算での想定の対象者が2万8,000人余りでございました。実際データ抽出作業が年度明けて昨年の4月以降からやりますので、その結果、3,000人程度落ち込みました。その内訳の中で非課税者と呼ばれる方が2万1,624人となるのですが、プラス申告をされていない方というのが2,686人おりました。この合計で先ほど2万4,000人とお答えしましたが、念のため未申告者でも対象である可能性があるため、この方々にも送付させていただき、合計2万8,000人のうちの8,250人が対象になった背景があります。
- 桃原朗 委員長** 桃原委員。
- 桃原功 委員** 非課税世帯などの方々が8,250人しか利用できなかったというのは、理由も分かりますか。
- 桃原朗 委員長** プレミアム付商品券事業担当主幹。
- プレミアム付商品券事業担当主幹** 国から正式な見解等まだ来ていないですが、今回の非課税者の対象者は、ここ近年出てまいりました。臨時福祉給付金事業の対象者とほぼ同様になります、住民税非課税。その方々には、直接お金を給付するだけの制度でした。なので、持ち出しがなかったのです。今回、持ち出しがあったことによる影響というのもあったかなと思っております。
- ただ、今回のプレミアム付商品券はあくまでも経済対策、景気対策、10月の落ち込みを防ぐために、すぐ使っていただく、消費していただく必要がございました。なので、臨時福祉給付金のような給付するだけの性格よりは、使わないといけない商品券事業となったものと伺っております。
- 桃原朗 委員長** 桃原委員。
- 桃原功 委員** 4億7,000万円は非常に大きな減額なのですけれども、沖縄県内での他市の動向、これがこれだけ大きな原資ではなくて、ある程度利用がうまくいって、周知がうまくいって利用が進んでいるところはないか、これ多分横の連携というのは何か会議とか、民間機関ではあるけれども、そういう調整とか、あるいは対策とかやったのでしょうか。
- 桃原朗 委員長** プレミアム付商品券事業担当主幹。
- プレミアム付商品券事業担当主幹** この事業は県が取りまとめて、市町村においての事業になりまして、県を中心に情報連携がございました。本年度、集まり自体は9月に行っているところでございます。
- あと、他市との情報交換等もしておりますが、他市との比較でいえば、県の

ほうで取りまとめている非課税者の申請率というデータがございました。直近は2月上旬に取りまとめたデータがあるのですが、県内41市町村中、現在、宜野湾市は7位。

(桃原功委員「さばいた上位で7位」と呼ぶ)

- プレミアム付商品券事業担当主幹** そうですね。数字でいいますと、2月5日時点で1位の南風原町が49.1%ですが、宜野湾市の38.3%で41市町村中7位、11市中4位という状況でございます。
- 桃原朗 委員長** 桃原委員。
- 桃原功 委員** これはワーストではなくて、ベストということで理解していいの。
- 桃原朗 委員長** プレミアム付商品券事業担当主幹。
- プレミアム付商品券事業担当主幹** はい、申請率の高いほうからの順ということでございます。
- 桃原朗 委員長** 桃原委員。
- 桃原功 委員** 分かりました。ありがとうございます。以上です。
- 桃原朗 委員長** ほかの委員、質疑ございませんか。平良委員。
- 平良眞一 委員** 繰越明許費の確認させてください。7ページ目、まず防災行政無線、これの繰越し理由に工場が台風被害を受けたというのがあるのですけれども、ちょっと詳しく御説明お願いできますか。
- 桃原朗 委員長** 市民防災室長。
- 市民防災室長** 台風15号及び台風19号、千葉県はじめ東北に襲来した台風、この2つで、メーカーの工場が被災して、復旧に1か月かかったということで、念には念を入れて繰越しもあるだろうということで、補助元の国との調整もしつつ、今回、繰越明許を提出している次第でございます。
- 桃原朗 委員長** 平良委員。
- 平良眞一 委員** 完了は5月29日となっていますけれども、その機器は届いて、新年度から工事できるということで理解していいですか。
- 桃原朗 委員長** 市民防災室長。
- 市民防災室長** この防災行政無線デジタル化の工事は、令和元年から令和3年度まで3年間続きますが、令和元年度の今、平良委員の質疑からすると、令和元年度の工事は、現状進捗を見ているのですが、3月末までには、納期までには何とか終えられそうと今見込んでいるところです。
- 桃原朗 委員長** 平良委員。
- 平良眞一 委員** 繰越しにはなっているのだけれども、年度内には完了するという理解してよろしいですか。
- 桃原朗 委員長** 市民防災室長。
- 市民防災室長** 鋭意尽くしているところでございます。

- 桃原朗 委員長 平良委員。
- 平良眞一 委員 これちなみに、場所と本数というのはどうなっていますか。
- 桃原朗 委員長 市民防災室長。
- 市民防災室長 市内特定の地域ではなく、全域にまたがってございますので、場所は今ちょっと手元にございませませんが、28本の工事になっています。
- 桃原朗 委員長 平良委員。
- 平良眞一 委員 ちなみに、我如古区公民館はデジタルに替えるために工事しているのだけれども、今止まっているのです。これが今年度終わるのかなというのと、なぜかという、長田配水池から濃度の高い塩素を含む水道水が漏出した件について放送ができなかったものだから。公民館の敷地内のデジタル防災無線は今年度できるのか。
- 桃原朗 委員長 建設部参事。
- 建設部参事 建築課のほうがこの工事について依頼を受けて進捗させているのですけれども、先ほど基板の入荷が若干遅れているということはあるのですけれども、工期は3月31日までなので、その期間内には全ての工事完了する予定でございます。
- 桃原朗 委員長 平良委員。
- 平良眞一 委員 支障が出るものですから、早めによろしくお願いします。
それから、市道我如古21号、これも中部土木事務所との協議がなかなか終わりそうもないという理由があるのだけれども、御説明お願いできますか。
- 桃原朗 委員長 土木課長。
- 土木課長 我如古21号道路整備新設事業なのですけれども、改めて交差点化になるものですから、そこに全線供用開始したときには信号設置も含めて公安委員会との協議、沖縄県中部土木事務所とも協議は進めてはおります。現時点で取付け協議する際には、まず信号設置はなくてもいいのではないかとというのが全線供用開始時点での計画でいいのではないかと、もしくは完成後の道路形態の交通量を鑑みて設置に当たったほうがいいのではないかと。実は国立療養所のところには信号があるものですから、そこを撤去しない限り設置は難しいよという、こここのところの判断がございまして、今も設置には至らないとか、それらの兼ね合いで中部土木との調整に大分時間がかかっているということを議会でも設置の要請もございましてということも含めて、要請は引き続き行っていきますけれども、とりあえず協議に時間を要して、県道取付けの設計がすぐにできなかったということなのですけれども、協議を終えまして、発注時期がずれ込んだため3月末には完了しないということで、繰越金を計上しました。
- 桃原朗 委員長 平良委員。
- 平良眞一 委員 県道取付けの部分が30メートルぐらいの長さぐらい残ってい

るもので、そこは信号機設置も可能性としては6月までの道路工事の完了までには大体めどがつくということで理解していいのかな。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 公安協議でも詰めている状況でございますけれども、先ほど言った下のほうに西原側に向かうと30メートル以内に信号があるために、現時点では公安委員会としては設置するのは難しいという判断でございますけれども、ゆくゆくは琉球大学との結束点にもなりますので、もしそれが結ばれたときには相当量の交通量がありますよというお話もしているのですけれども、やはり今、現状での交通量を鑑みると信号までやる必要ないということされておりますけれども、引き続き供用開始後に設置の可能性はあるものと考えています。

○**桃原朗 委員長** 平良委員。

○**平良眞一 委員** 分かりました。ここの取付けの部分に関しては、では6月末では完了するという理解でいいわけですね、舗装まで含めて。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 30メートル区間及び、あと道路整備している100メートル程度と思いますので、その区間は早めに部分供用開始したいということを考えてはいますけれども、今の交差点の30メートルは6月末にはどうにか工程がおさまるのではないかと考えております。

○**桃原朗 委員長** 平良委員。

○**平良眞一 委員** 分かりました。ぜひ予定どおり整備していただきたい。

あと、歳入の軽自動車税を確認したいのですけれども、課税の方法が変わりますから、環境性能割交付金になっていると思うのだけれども、これ減額になったというのは、これからもずっと減額になるのか、この軽自動車税の法改正によって収入を下げることになるのですか、説明をお願いできますか。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 環境性能割合交付金については、本年度までは自動車取得税交付金ということで、普通乗用車分と軽自動車分がまとめて交付金として入ってきたところなのですが、税制改正により令和元年10月以降については、普通乗用車分については19ページにあります環境性能割交付金ということで、県のほうから交付金が入ってきます。軽自動車取得に係る税については、市税の軽自動車税のほうで、また環境性能割ということで10月から補正で今回計上させていただいているところでございます。

ただ、前年度まであった自動車取得税交付金、18ページにございますが、自動車取得税交付金自体は2,495万2,000円、これが平成30年度の決算額に比べて、平成30年度は4,300万円余り入ってきたので、その分が減っているということになるのですが、これが先ほど言ったとおり、軽自動車、市税として配布分に今

回組み替えられた分と、あと利用の平準化対策で臨時軽減措置として令和元年10月から税率が1%軽減されている状況になってございまして、その分が全体としては減っているところでございます。ただ、その分については、減収については地方特例交付金のほうで国が全額補填するということになっております。

○桃原朗 委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 ということは。これ税制改正あったのだけれども、最終的にはこれまで同等ぐらいの税収が入ってくるということで理解していいのですか。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 恐らくそうなると思われま。

○桃原朗 委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 新年度予算でも結構減になっていたものですから、これ制度が変わったために税収が半分くらい減になったから減るのかなとちょっと心配があったものから、では最終的には、交付金を含めてこれと同等ぐらいの税収になるということで理解していいわけですね。

○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 平良委員おっしゃるとおりになるかと思うのですが、景気の動向や実際はまたどうなるか分からない部分があるので、実際のところは決算のほうで最終的には明らかにできるところかなと思います。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午前11時02分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午前11時12分）

○桃原朗 委員長 引き続き一般会計補正について質疑のある方は挙手をお願いいたします。桃原委員。

○桃原功 委員 資料頂きましたので、資料から質疑させていただきます。資料番号の12番と13番です。

宜野湾市ひとり親家庭生活支援事業と未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特例給付金事業の減額なのですけれども、これについては予算書65ページ、66ページにまたがっていますけれども、12番の資料に事業概要があって、委託先があって、株式会社レキオス、委託期間が平成31年4月1日から令和2年3月31日まで、いわゆる1年です。当初は支援予定世帯を10世帯と見込んでいたが、辞退等もあり、最終的な支援決定世帯は1世帯となった。非常に事業として気になりますけれども、当初予算額が1,500万円から640万円の減額で、金額ベースでは3分の2がなくなってしまう。なぜ1世帯しか決定できなかったのか、辞退等もあるかも、さっき私が言った委託期間1年ですよ。あまりにもこれ1年で、本当にこれが事業として支援できるのかどうか疑義があるのだけ

れども、書類等も繁雑なものがあったりして辞退となってしまったのか、その辺お答えできますか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** この事業は一括交付金を活用して行っているものですので、どうしても1年という事業期間がございます。その中で成果を出していかないといけないということの縛りがございます。また、今回、10世帯と見込んでおりましたけれどもそのうち1世帯が辞退、決定が1世帯だった理由につきましては、やはりこの事業、資料のほうにも書かれていますとおり、総合的な自立に向けての支援、離婚したての母子が生活を営むことができるよう自立支援を行っていくものですので、様々な関与といたしますか、支援員も関わっていきながら、自立に向けてフォローしていくという内容になりますので、単なる家賃補助という形ではない。家計相談をしたいとか、子供がいたら保育所の入所、あるいは学習支援など総合的にこの世帯が自立に向かって歩んでいけるようなフォローをするので、子供のための学資保険や生活のための家計相談ですか、支援後に自ら家賃を払っていかないといけないということもございますので、そののところに関与されることを少し嫌って、確かに窓口のほうにいらっしゃる方々も家賃補助だけなら受けたいけれども、こういった支援とか、生活に入ってきての関与ということはあまり好ましくないという、やりたくないというような話もございまして、認められたけれども、辞退するというケースもあるかと思えます。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** もうちょっとお聞きしますが、家賃補助だけだったらいいけれども、様々な今、次長が説明した案件があってやりたくないという原因は、もう少し詳しくお聞きしたいのですけれども、何ですか。プライバシーなのですか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 月に1度窓口に来て、現況の報告、あるいは離婚したての母親というところを想定していて、職に就いて、その給与でやっていけるかどうか、将来の子供のために、これは貯金に回さなければねというようなところも指導していきますので、プライバシーということではないけれども、自分の生活の中に介入してくるというところで少し……

(桃原功委員「面倒臭い」と呼ぶ)

○**福祉推進部次長** そういうところもあるのかなとは思いますが、また今働いている方で離婚されて、ある水準の所得を得ないと達成とは言えない状況もございまして、転職などをして、ある一定の水準の所得を得るように私たちも導いていく、助言していくわけですが、少し委員おっしゃるように面倒臭いところもあるかもしれません。

- 桃原朗 委員長 桃原委員。
- 桃原功 委員 官公庁のしかるべき手続たくさんあるので、I Tを使った簡素化というのがありますけれども、これ家賃補助も支援のひとつなのですか。
- 桃原朗 委員長 福祉推進部次長。
- 福祉推進部次長 はい、項目の中に入っています。
- 桃原朗 委員長 桃原委員。
- 桃原功 委員 であれば、これさっき家賃補助だけだったらいいのにとこの言葉がありましたよね。家賃補助に特化してはできないのか。要は、その家賃を補助している期間に、この対象者が自立に向けて仕事を探していく、あるいは何らかのスキルを上げていくとか、いろんなものも想定できるのではないですか。家賃補助で。家賃補助だけではだめなの。
- 桃原朗 委員長 福祉推進部次長。
- 福祉推進部次長 当事業自体が県のモデル事業ということで、ひとり親の自立に向けた支援ですので、1年間だけの家賃補助だけで、終了した後に、また同じように貧困に陥ってしまったら元も子もないというところであるので、ぜひ自立に向けて歩んでほしいというような内容なので、そういったもし家賃補助であるのであれば、生活保護世帯という形になる可能性もあった場合は、生活福祉課に案内して、そこの家賃補助の活用もお話はさせていただいています。
- 桃原功 委員 悩ましい、難しいところだね。ただ、事業目的が対象者の生活支援をしていくということであれば、あまり余計な心配をしてしまつとなかなか事業を執行できないので、そういった意味では思い切って家賃補助に特化でないけれども、それにウエートを置いて、ある意味で条件をつける。この家賃補助をしている間に、できるだけ自立に向けて何々をしてよということはアレンジできるのかなと思うのだけれども、その辺はやっぱ難しかったですか。
- 桃原朗 委員長 福祉推進部次長。
- 福祉推進部次長 事業の目的上、家賃補助のみということは難しいです。
- 桃原朗 委員長 桃原委員。
- 桃原功 委員 もう一つ基本的なこと聞きますけれども、これは委託先に委託しているけれども、結局1年間だと委託先、公募して、あるいは入札か何かやって、そうすると事業執行が4月あるいは6月どころか、もう夏以降になってしまうと。実態はもう半年しかないというのはなかったですか。
- 桃原朗 委員長 福祉推進部次長。
- 福祉推進部次長 この事業は4年ほどやっていると思いますけれども、中にはやはり離婚したてのというところで、年度初めから離婚しているわけではない方もいらっしゃるの、残り6か月、あるいは残り3か月というところで事業に申し込んでくる方もいらっしゃいます。

- 桃原朗 委員長** 桃原委員。
- 桃原功 委員** これ4年間続けていくのであれば、過去3年もこれは委託していたのですか。要は直営でやる。なぜ短期間の事業で委託なのかなど。私は直営でやったほうがいいのではないのかなと思います。どうですか。
- 桃原朗 委員長** 児童家庭課長。
- 児童家庭課長** 平成28年度から始まった事業なのですが、こちらは交付金の対象になった事業でありますので、毎年の成果が求められる事業なのですが、この自立支援等をしていくのですが、スキルのある方が1年を通して担当してやっていくべきだと思いますので、私たちの事務職のほうでは対応が難しいということもありましたので、今までは特化した株式会社レキオスや社会福祉協議会に委託したほうが事業的にスムーズなので、委託する方向で進めておりました。
- 桃原朗 委員長** 桃原委員。
- 桃原功 委員** 今の答えで分かりました。中身は分かりましたけれども、結局委託期間が1年だと、さっき言ったように公募かけて、選定して、落札して、その受託業者が事業を執行すると1年ではないですよね。何か月かというふうに短縮されてしまいますよね。その辺の実態はどうだったのですか。
- 桃原朗 委員長** 児童家庭課長。
- 児童家庭課長** 平成28年、29年までは1年間の期間を委託することは難しかったのですが、昨年度からは4月1日から委託先受給者のほうに委託できるような形で、前年度までにプロポーザルを大体終わらせる形をとって、最終的な支援の決定は今年度に入ってから支援決定を行った経緯があり、4月1日から委託ということはやったのですが、やはり支援当事者、やりたいというのがあるのですが、やっぱり何名かは、10世帯、14世帯ぐらいはやはり途中で辞退という声も結構ありました。
- 桃原朗 委員長** 桃原委員。
- 桃原功 委員** 一括交付金の性質上、継続事業としては、これはもうできないと。これ見直しを皆さんされたのですか。次年度に向けて困っている方々に行き届くような策はないのかという協議はしたのかということなのです。
- 桃原朗 委員長** 児童家庭課長。
- 児童家庭課長** 私どものほうで母子福祉自立支援員という方がおりますので、その方を通して母子家庭自立支援のほうにお声がけいただくとか、委託先のほうへアクションを起こしているのですが、次年度からは別の方法で、例えば自立支援に向かうのであれば資格を取る際の補助、資格優先に、学校に入る期間の経済的にちょっと給与が足りないとかそういう形がありますので、それを補助する形を取っていただく方法を検討しております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** いわゆる予算の性格上、1年で成果を出すというのは難しいですよ。ハードル高いと思うのです。先ほど次長がおっしゃったように、年度初めに離婚しようかではないし、こういう想定外の、想定ができないものに関しては、ぜひまた見詰め直して、本当に支援がどうやったら届くのかというところでまた頑張ってください。

次、資料番号の13番です。未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特例給付金事業なのですけれども、これも資料の一番下のほうに給付金を1万7,500円給付するのだと。当初見込み人数が300人で80人が見込みと違ったので140万円の減額ということで、事業内容は分かるのですけれども、これは80人見込み対象者が減ったというのは、対象者が減ったのか、例えば対象者等の給与等が上がって、対象とならなくなって減ったのか、その辺の事実分かりますか。

○**桃原朗 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** こちらの未婚の児童扶養手当受給者の臨時特例給付金事業なのですけれども、6月補正で計上した経費なので、平成30年度末に急遽事業として国が計上してきたのですけれども、6月補正当時は、この事業に対する制度とか、方針とか、失業保険とかは余り具体的に示されていなかったもので、それで6月補正のとき300人と見込んだのは、傷病手当を受給している方から未婚で出産していたとか、または父とか母が外国人の場合などをある程度絞り込んだ人数が300人となっております。

あと、今回、220人というふうに想定した中では、支給要件が、その支給の中で決まってきておりましたので、8月の児童扶養手当の現況申請のときに未婚であるかどうかの確認をするために戸籍とかを見直しする中で、大体220人だなということが分かりましたので、220人という数字を出しました。

○**桃原功 委員** 知念委員。

○**知念秀明 委員** すみません、先ほどの資料12番なのですけれども、予算書65ページ、ひとり親家庭生活支援事業なのですけれども、これ先ほど県のモデル事業、その中で離婚したての方を対象にしている。県のモデル事業の中で、その離婚したてとかということがあるのかどうか。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 先ほど私が答弁したことについておっしゃっているのだと思うのですけれども、特段県の補助事業の中にはそういったことはなくて、離婚したてとか、職もなくて子供を連れて路頭に迷ってしまうという、私たちも対象という、それがそういったイメージでもってこの事業は進めてきたということなんです。

○**桃原朗 委員長** 知念委員。

○知念秀明 委員 分かりました。離婚したてだろうが、したてでなかろうが、貧困の家庭で自立できていない人もいると思うので、そのシェアは広げる必要があると思います。

もう一つなのですけれども、執行見込額が925万2,000円、当初予算額から1,572万8,000円、10世帯で当初予算額を割ると1人当たり157万2,800円になるのです。しかし、今回、1世帯の方がこの予算を使って支援を受けたと思うのですけれども、その金額が925万2,000円になっているというのは、これの説明をお願いいたします。

○桃原朗 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 ひとり親家庭生活事業の契約のほうなのですが、今実際執行見込額が925万2,000円という記載はしておりますが、契約の性質が上限額を設定しております、今実際この事業で雇っている支援員などの人件費ですとか、あと借上料とか、ここら辺が含まれております。

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 理由は分かったのですけれども、ぜひともひとり家庭に対して、これだけの予算をかけていますよという形にならないで、より多くの方が自立するように、また考え方も、事業の見直しもしたほうが良いと思います。

今、ひとり親というのは、どれぐらいいらっしゃるのかお聞かせください。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 このひとり親というようなことではございませんけれども、児童扶養手当の受給者という形で大体1,600人というふうに把握しております。

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 その1,600人は非課税世帯というふうに考えてよろしいですか。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 所得税の増減でもらえる方ともらえない方がいらっしゃいますので、非課税世帯というわけではありません。

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。それに近いひとり親の家庭であると、そういった場合に、やっぱり考えていただいて、離婚直後とかといったふうな判断ではなくて、なるべく多くの人に支援事業が行き届いて、自立をできるように頑張っていただきたいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本委員。

○岸本一徳 委員 歳出の50ページ、2款1項10目防災諸費ですけれども、03の観光防災力強化支援事業でマイナス補正、これ補正第2号で6,099万1,000円の補正増して、今回、第4号では補正減というのは、これは執行残ということで認識してよろしいのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 岸本委員のおっしゃるとおり、入札の執行残でございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本委員。

○**岸本一徳 委員** 今年度からもうこの事業が、いわゆる形として簡易トイレだとか、公民館にも配置されて、そしてそれに伴って使い方の勉強会とか取組とか、様々の中でまた業者にいろいろ市の防災計画や細かいことをそこで質問をするシーンもあったりして、これは大事な取組なのだなというふうなことで、私、新城区の簡易トイレの講習会ということで、夜30名ぐらい来たのですが、そこに業者さんが来て、この人たちは防災士でもある。2人いましたけれども、そこで臨機応変に説明するといえますか、なかなかしっかり説明していただきましたので、市民防災室が関わっていないのが少し残念だなというふうに私は思ったのですけれども、それはまた改めてやりますけれども、この中身です。

後で資料を頂きたいということと、これは3年間の国のいわゆる限定の、3年間しか整備できない予算なのですけれども、それをしっかり活用していくことが、私この委員会でも前にやったのですけれども、それで次年度、この4月からどんなものを要求して整備していくのか、確実に整備できるという、そういう保証はないのかもしれませんが、しっかり努力をして、名目上は観光客のためにもなっております。市民のためにどれだけ活用できるかという視点も重要だというふうに思っておりますので、そこについて令和元年度、事業をやりました。令和2年度も令和3年度も同じになるか、また中身が変わっていくのかというふうなこと、今も検討はしているのか、この辺の確認をこの補正でさせていただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** この観光防災力強化支援事業の補助金、おっしゃるとおり3年間の補助事業であります。これまで59避難所ということで指定してまいりましたが、特に代表的な避難所である小中学校には、例えば防災用倉庫であったり、トイレであったり、食料が備蓄できていないという課題がございました。この補助金を活用して市内の12小中学校に災害時に避難するときに必要最小限度の3つ、食料とトイレと発電機、エネルギーです。この3つを観光防災の補助事業で備蓄してまいります。

今、岸本委員の質疑から、令和元年度59割る3すると19、20、20という割り算になりますので、まず令和元年度は19の避難所にこれらトイレや食料や発電機を備蓄してまいりました。ですから、令和2年度、令和3年度も同様に残りの40施設に同様の資機材を備蓄してまいります。ただし、先ほど申し上げました12の小中学校に対しては、防災備蓄倉庫も併せて整備してまいります。もち

ろんこれは予算の審議を経て、また国の補助事業の採択があってという前提で、今後また努めてまいりたいと思っています。

○**桃原朗 委員長** 岸本委員。

○**岸本一徳 委員** すみません。資料だけで結構ですので、またその資料を見てあればまた質疑させていただきますけれども、平成30年度の時点で備蓄にしても、資機材にしても配置できていたかどうかというのと、今年度、令和元年度19か所ですか、そこに配置をした内訳といいますか、そして予定の令和2年度、3年度についても皆さんの計画があると思いますので、これは確実にもらえるものだと、予算が獲得できるものだという今認識はないですけれども、要するに計画としてどこまで考えていらっしゃるのかというのを確認したくて今質疑しておりますので、その資料を後で頂けますか。また、それを見て3日目、最終質疑ありますので、そこでまた疑問点がありましたらお聞きしたいというふうに思います。その点は以上です。

もう一つ、すみません。保育所の関係なのですけれども、まず1つは、ICTを活用して保育士さんの負担軽減を図っていくということ、たしか当初予算の中で700万円計上したと思うのですけれども、今回、それが70ページですけれども、補正減になっているのです。700万円から625万円引くと75万円しか残らないのですけれども、これからすると1園が活用したのかなというふうに見えるのですけれども、なぜそうなっているのか。これICT化を図っていく、整備をしていくことが難しいのか、それとも保育園のニーズがないのか、これについてお願いします。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 当初はこの事業を始める際には、国2分の1、市で保育所の負担はない状況で国に概算要求はしておりましたけれども6月に示された補助要綱において、保育所の負担が出てきたため、市の部分ですけれども、そこを2つに分けて国2分の1、市4分の1、保育所4分の1ということがございましたので、当初7施設から要望が出されておりますけれども、結果的には申請が1施設という形になりました。

○**桃原朗 委員長** 岸本委員。

○**岸本一徳 委員** これ平成30年度も1施設導入したというふうに担当課から聞いたのですけれども。

○**桃原朗 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** 平成30年度の実績については、12件の申請がありましたが、そのうち1件の取下げがあって、計としては11件の申請ということであります。

○**桃原朗 委員長** 岸本委員。

○**岸本一徳 委員** 本年度は700万円計上して、これも7施設ぐらいかな、7か所

の予定で1か所しか手を挙げなかったというのは、もうこれで大体収束ですか。例えば30園ぐらい認可保育園があったら、あとのところは難しいのかな。

○**桃原朗 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** 保育士の業務負担軽減を図るということで、保育に関する経過記録、それから保護者との連絡、降園管理、そういったものがICTの業務内容のシステムなのですけれども、この事業が始まったのが平成30年の補正予算で取り組んだもので、本年度2か年目ということで、それ以前から同じようなシステムをやっているところについては補助が該当しませんので、もともとやっているところは当然ICT設置済みと。その後、希望があった平成30年は11施設が取り組んで、今回は1施設ということで、申請の状況を見ると、やはりある程度整備は済んできているのかなと。

あと、今後恐らくまた補助要綱の中に少し変わっていく対象事業、ICTが先ほど言った登園管理とかそういったもの以外でも活用できるのかというところが、今後のまた事業の進め方になると思いますので、その要綱を見て次年度以降はまた要綱が変われば、再度活用したいという声があれば、市としてもまた声かけしていくことが今後の計画かなと思っています。

○**桃原朗 委員長** 岸本委員。

○**岸本一徳 委員** 資料頂けますか。平成30年度の実績というのは、全部同じメーカーの商品を導入しているのかどうなのかということ。別に中身はいいです。何とか電気さんとか、何とか会社とかと書く必要ないです。要するに全部違うのか。

あと、今回1園手を挙げてやったのが、やっぱり前に、平成30年度にやった保育園の動向を見て手を挙げたかもしれませんので、そこら辺は要するに初年度、平成30年度補正で手を挙げて整備をしたところ、どういう効果があるのか、把握できている分だけでも結構ですので、向こうから、要するに保育士さんのほうから見て負担軽減図られていますよというふうなことが目的であると、そこら辺に着目していただいて。

それから、また父兄の方にも喜ばれているのか聞きます。どういう効果が出ているのかというふうなことを少し確認したいと思います。

あと最後に、資料要求をしたいと思います。68ページの減になっている部分です。12の1,056万円、認可外保育園運営補助事業のこの簡単な理由で結構ですけれども。

それから、また14の待機児童対策特別事業というのも285万円減になっております。そういうものを見ますと、ちょっと今年も待機児童がどのぐらい出てくるのかなというので非常に心配になったので、関心がございますので、今の時点で結構ですので、把握できている部分、これだけの方々が結局はまだ入れな

い、待機児童になりそうだというふうな、去年も今の2月の時点の資料を頂いておりますので、すみませんが、ちょっと面倒だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**桃原朗 委員長** 今の資料について、ICTと待機児童について資料提供できるのかお答へお願ひします。福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 先ほど岸本委員のほうから行われた資料要求ですけれども、68ページの説明欄の12、14ページの補正減のところですね。

○**桃原朗 委員長** 岸本委員。

○**岸本一徳 委員** それから、18、19もお願ひいたします。マイナスということは、保育士さんの獲得、取得ができていないということではないのかなということ、その理由も。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 資料にして提出いたします。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**福祉推進部次長** 資料で提出いたします。

○**桃原朗 委員長** ICTについても大丈夫ですか。こども企画課長。

○**こども企画課長** 資料を提出したいと思ひます。

○**桃原朗 委員長** それと、市民防災室長、令和元年、2年、3年と計画の資料提供できますか。市民防災室長。

○**市民防災室長** 資料を作成して提供してまいります。

○**桃原朗 委員長** 以上でよろしいですか。平安座委員。

○**平安座武志 委員** 今の関連で70ページの保育所等事故防止推進事業が次年度廃止されると伺ったのですが、その理由等をちょっとお聞かせ願えますか。

○**桃原朗 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** 保育所等事故防止推進事業の減の理由なのですけれども、これも先ほどのICTと同様に国の補助でやるということで概算要望の段階では募集を取ったところ、26施設から要望がありました。その後、やはり国2分の1、市2分の1となつて、事業者4分の1ということで、負担割合は変更があったということです。

それから、事故防止ということで、さらに事故防止に関わる備品が買えるという想定だったのですけれども、国から示されたのは幾つか例として挙げられた限定的なものが対象ということで、使い勝手といいますか、難しいということもあって、園のほうでは取り下げた経緯もあるというふうに向つております。

これも平成30年の補正で開始され、今回2回目ということで、2年かけて募集して、あまり園からの要望が来なかったということもあって、これまでは当初予算を計上した後に補正で落としてくやり方になっておりますので、このやり

方を少し精査しながら、今回は一旦取りやめておいて、次年度また園等の要望も聞きながらと考えてはいたのですけれども、国の2020年度予算要望の段階において、本事業については要望が出ておりませんので、恐らく国としては、もうこの事業への補助はないというふうな認識でもございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 要綱を見たのですけれども、そこに午睡チェック、無呼吸アラーム等の3つ買えるというふうに書かれていたので、私たちちょっと南部の保育園のほうを見て、そういったのをシステム見てきたのですけれども、ただ今回、事業が次年度、予算組まれていないということで、そういった理由がちょっと知りたかったのですけれども、要するに国から補助が次年度からなくなるからということでのいいのですか。

○**桃原朗 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** それも結果的には一つの要因にはなったのですが、ただこれまでの予算の補正で計上して、当初予算に計上して、その間にまた要綱の中身が変わりつつある中で、園の希望が想定以上になかったということで、昨年の実績は1園、昨年の申請件数が1件で対象が1件ということで、すみません。訂正いたします。昨年度は4件ありました。今年が、同じように4件という状況なのですけれども、1件は恐らくちょっと取下げというようになっているので、恐らく3件になりそうというような状況です。

やはりちょっと使い勝手の部分も含めて、今委員のお手元にある要綱の午睡アラームとか、そういった示された機械を限定としたものということで、当初は監視カメラまでは要綱に入っていましたので、監視カメラもできるよということだったので募集がかなりあったのですけれども、要綱が出た時点で監視カメラは駄目だということになったので、かなり取下げもあったということです。

やはり事業の中身がどうしても6月から8月ぐらいしか、年度に入ってからしか実際に要綱が決まりませんので、その要綱を見ながらということだと、こういった形で予算を上げてたくさん落とすとするというやり方もやっぱりちょっと疑問だなということで、今回は整理をして要綱の状況を見ながら、必要であれば補正でも対応できるのではないかとということで、次年度の当初予算には今回上げていない状況になっています。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** ゼロ歳児の午睡見守りというのはやっぱり大変な作業でして、5分に1回でしたかチェックしないといけないといえますか、防犯カメラみたいなのをつけてチェックするというシステムをちょっと勉強しに行ったのですけれども、今回、防犯カメラが導入できるということで多分26事業所が要望を出したが、結局駄目ということで1事業所しか申請していないというふう

に伺ってはいるのですが、やっぱり必要な予算ではないのかなど、保育園側からしたらこういったものがあると助かるのではないかなということを確認させていただきました。ありがとうございます。

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 補助要綱が変わったとおっしゃったのですけれども、その要綱を頂けませんか。

それと、当初予算を計上した後に、その補助要綱が変わったものに対しても、その資料の提出をお願いいたします。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 資料として提出いたします。

○桃原朗 委員長 審査中の議案第1号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時02分)

◆午後の会議◆

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第18号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○桃原朗 委員長 議案第18号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許す前に提案説明を人事課長から述べていただきます。よろしく申し上げます。

(執行部説明省略)

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 資料を見させていただいているのですけれども、本音のところ私

はよく分かっていないのですけれども、説明の中で下がる方と上がる方ということだったのだけれども、肝腎なのは、この条例等のやり方というのが適正なのか、その職員に対して、これは法律だからということでくくられてしまうと思うのですけれども、適正に要は下がる人と上がる人がいるという中で、マイナス2,000円が160名、プラス1,000円が150名、金額的にはあまり予算に影響はないと思うのですけれども、個人の視点で見たときに適正なのかなというのがよく分かっていないです。これは組合との協議というのは詰めたのですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 桃原委員の御質疑にお答えします。今回、人事院勧告並びに県人事委員会の勧告を参考にいたしまして、私ども宜野湾市としても職員団体、組合とも交渉をさせていただきました。その上で、今回、県の対応に準拠した形で対応させていただきたいという旨申入れさせていただきまして、今回はやむを得ないということで御理解いただいたところです。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 御理解をいただいたということで、組合と何回ぐらい交渉されたのですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 2回です。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 宜野湾市のラスパイレス指数はあまり高くないというふうに把握していますけれども、現時点で一番新しいラスパイレス指数というのはどのぐらいですか。例えば11市では何番目に来ているか、数字持っていますか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** すみません、ちょっと今その資料を持ち合わせていないので、何とも言い難いのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 前と変わっていないよね。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 基本的には変わっていません。96~97程度だったかと思います。ちょっと詳しい数字は、申し訳ないのですけれども、今持ち合わせておりません。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** やはり勘案するのだったら、ラスパイレス指数や県の対応に準拠だけでは、私は判断材料としてはどうなのかなと思うのですけれども、やはり11市のラスパイレス指数の数値も踏まえて、あるいは市の歳入を踏まえていろいろな観点からやると適正さに近づいていくのかなと思っておるのですけれども、皆さんの所見はどうなっているのですか。ただ県の対応に準拠してという

ことの判断で、いろいろなものがあるから大変仕事が忙しいから、早く進めたいというのは分かるのだけれども。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 桃原委員の今の御意見もごもっともな部分もあるかと思っておりますが、私どもちょっとこれ人件費だけの問題ではなく、また政策事業の部分で市民に対して、今回、当初予算の中である程度整理をさせていただいたようなところもあり、市民の御理解をいただくという部分も含めて、今回についてはまた他市と比較して突出した内容、若干改善された内容という、望ましいことは望ましいかもしれませんが、今回に当たっては県並みの準拠した内容で整理をしておかないと市民の理解も得られないのかというところも考慮したところではございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 例えば令和2年の4月1日から実施される会計年度任用制度職員の給与の部分もありますよね。その辺との兼ね合いはどうなるのですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** また、そういった部分も影響がないとは言い難いと思います。あちらのほうで給与の単価の部分の見直しも今回なされています。今現在、私どもで、組織でお力を貸していただいている嘱託員の皆様や臨時職員の皆様が、今回4月1日から施行される会計年度任用職員制度の中で今後移行していただけるのかなというような認識、新たな面接をして、また適材、適切な人材を確保するというのが大前提であります。基本的にはお手伝いしていただく。今後御尽力いただけるということになるかと思いますが、その中でまた待遇面改善がされることを見込まれておりますので、その中での財源的な負担というものも正直ないとは言い難いと思います。そういった部分も勘案したときに、今回は他市とのバランスも考慮した上で、今回、このような改正をさせていただいたというところでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** これいつから施行になりますか、この条例。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** まず、給料表の改正につきましては、ベア分につきましては平成31年4月1日に遡って適用とさせていただきます。それで、その分を今日採決いただきましたら、3月25日にまた通常分の給与と別途に2月までの差額について追加給付をさせていただくというような形となります。基本そうです。あと、住居手当と単身赴任手当につきましては、令和2年4月1日からの適用となっております。

あと、豚コレラの部分につきましては、1月1日に遡って適用させていただきます。

く。動員が1月9日から発生しておりますので、その動員期間に適用できるような形での改正をさせていただきたいと考えてございます。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 さっき県の対応に準拠してという内容だったけれども、県の対応に準拠してというやり取りはいつあったのですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 国並び県の人事院勧告等につきましては、県の人事委員会のほうで10月8日に報告がなされております。その前に国の人事院勧告骨子のほうが示されているところでございます。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 消費税が上がって直後です。なぜ給与に関しては遡及して払うという根拠というのは、何なのですか。要は、豚コレラは分かるのです。1月ということは、1月に発生しているから、遡ってというのはよく分かるのだけれども、去年の秋口、消費税が上がった頃にこうやって国、県からの人勧の諮問等があって、それが平成31年4月まで遡るという理由がよく分からないのだけれども。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 こちらの4月1日に遡ってというのは、正直申し上げまして毎年のことではあります。なぜそのような取扱いになっているかといいますと、その民間の事業者の給与の実態の調査が各年度の4月に執り行われておりまして、そのデータをもとに今回、人事院勧告であったり、県の勧告であったりというものが返されているというところになっている状況なものですから、基本的には4月1日、その年度の4月1日に遡って適用するというのが通例となっております。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 さっきの人数は2,000円マイナスが160名、1,000円プラスが150名、合計310名の方々が影響されるということで、これ影響額は幾らなのですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 桃原委員がおっしゃったのは住宅手当部分になるのですけれども。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 ごめんなさい。全体の額として、この条例に係る影響額というのは幾らなのか、住居手当だけではなくて、全ての影響額というのは幾らなのか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 まず、ちょっとすみません。今、合計で出していなかったのもので申し訳ないのですが、それぞれで言いますと、給与の部分は511万8,000円弱の増額です。4月1日に遡って増額となっております。

住宅手当に関しましては月当たり5万4,000円の増額となります。減額される方、増額される方それぞれいらっしゃいますので、その月額増額の影響が発生しますので、月当たり5万4,000円、年間で64万8,000円となっております。

豚コレラにつきましては、動員の日数が1月9日から26日まで、連続した動員ではないものですから、限られた人数の中での対応となっておりますが、約83名いらっしゃいまして、1日限りの作業に従事する消毒作業と殺処分に当たった場合、殺処分の場合1日760円、消毒作業の場合は380円となっておりますので、それぞれの対応する動員した作業内容によって若干対応は異なっておりますが、5万8,900円を予定してございます。

単身赴任手当につきましては、次年度以降、これは宜野湾市だけちょっと、ほかの市町村でもないところがあったりするのですが、ほとんどの市がもし仮に例えば国の機関から受け入れる場合、もしくは県から受け入れる場合というようなときに、単身赴任でうちに来る方が仮にいらっしゃるとした場合に、手当をキロに応じて、単身赴任される距離にも応じてなのですが、仮に東京からうちに、宜野湾市に割愛採用で来るといようなになった場合は、月額3万円の基準額に距離に応じた額を乗せて支給することになります。今の段階では、影響額は実際発生しておりませんので何とも言い難い。仮に東京からいらっしゃるというのは、月10万円発生します。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** よく分かりました。ただ、よく分からないのが豚コレラの金額が殺処分に関しては760円、これ時給なのですか。1日なのですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 仮に動員をされましたら、私ども宜野湾市からうるま市なり沖縄市なりの作業に動員されましたら、時間外手当は私どもで支給いたします。夜間の作業であれ、早朝の作業であれ、例えば6時間なり8時間なりという時間がありましたら適切な作業時間に応じた時間外手当は発生します。それプラスの作業に従事したということに関する手当ということで日額になります。日またぎの動員もあつたりするものですから、夜間、深夜の12時後、その場合は2日、760円掛ける2の場合もあつたりする可能性もあります。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** これは地方公共団体の職員というのは、こんなものなのですか。例えば国家公務員がこういうことで動員した場合も同じような金額なのですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 人事院の手当も同様の金額となっております、今回、自衛隊の皆様方も派遣されていらっしゃった。彼らも同等だと思います。

○**桃原朗 委員長** ほかに。岸本委員。

- 岸本一徳 委員 議案6ページの給料表というのは、行政職給料表となっているのですけれども、例えば水道局職員とかも全部こっちに含まれるのですか。
- 桃原朗 委員長 人事課長。
- 人事課長 給料表につきましては、1本、こちらのほうを基本的には適用させていただきます。
- 桃原朗 委員長 岸本委員。
- 岸本一徳 委員 行政職員としては、公務員としてはみんな一緒なのでしょうけれども、職種が違って変わらないのですか。
- 桃原朗 委員長 人事課長。
- 人事課長 今、現業職が持っているのは学校現場の施設管理員のみとなっておりまして、施設管理員につきましては給料表がまた別の様式です。
- 桃原朗 委員長 岸本委員。
- 岸本一徳 委員 何で一緒に改正がないの。
- 桃原朗 委員長 人事課長。
- 人事課長 施設管理員の給料表に関しては規則で定められておりまして、今回、条例事項ではございません。規則も整理させていただき予定でございます。
- 桃原朗 委員長 岸本委員。
- 岸本一徳 委員 全て今回の改正で対象になるという認識でよろしいですね。
- 人事課長 そのとおりでございます。
- 桃原朗 委員長 岸本委員。
- 岸本一徳 委員 皆さんの資料の1で、給与勧告制度の基本的な考え方ということで、黒点が5つあるのですけれども、給与勧告について、ストライキの争議権か、これが公務員は剥奪されているので、それに代わる給与の検討の仕方と見方、これが国として要するに人事院の勧告でそこはちゃんと民間とのいわゆる乖離がないようにということの意味合いだったのだけれども、だからストライキができなくなっているというのはそこにあるのだという意味のことを書いてあるのだらうなと思うのですけれども。
- あとは次の括弧の現行の民間給与との比較方法とありますよね。これ人勧がやっているから間違いはない。国がやって、県はそこ47都道府県また同じようなことで勧告をされてくると思いますけれども、単純に東京都と沖縄県では民間といっても、レベルが違うのではないかなというふうに思ったりするのですけれども、この辺はちゃんと県の人事委員でそこはちょっと比較されていると。東京都と沖縄県は違いますよという、そういうことの意味でよろしいのでしょうか。
- 桃原朗 委員長 人事課長。
- 人事課長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。今、岸本委員がナンバーワ

ンの国の人事院の給与勧告の骨子のほうから御質疑されていらっしゃるのですが、ナンバーツアの資料2の沖縄県人事委員会の令和元年給与等に関する報告及び勧告の骨子の中で中段あたり、2番目、2です。1ではなくて、2、民間給与との比較というところで、こちら県内の給与費も50人以上、400の民間事業所から140事業所を無作為抽出し、給与等について実施調査したということで、県内の給与規模に関しましても、沖縄県人事委員会のほうで調査がなされてございます。その調査内容と国の調査内容とが比較検討などをなされた上で、沖縄県人事委員会もこの骨子を発出されていると認識してございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本委員。

○**岸本一徳 委員** さっき議案説明の中で、条例改正の中若年層の方々に手厚くと言っていたのは、これは民間給与との比較とか様々、その辺のいわゆる補正というか、手当というか、そこをやっぱりちゃんと対策しないといけないという、そういうのがあってそういうふうになっているのだろうなというふうに推測するわけですがけれども、そこは分かりやすく説明すると、やっぱり若い人たちは年齢の上の人たちよりも給与水準が低いという、いわゆる分析があったということに理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 岸本委員おっしゃるように、沖縄県内、国のほうでも同様だと思いますけれども、若年層に関する給与の手当が薄いというような調査結果がなされた中で、今回、ある程度の配慮をしてきた。ただ、35歳以上をめどの給与の平均単価につきましては、おおむね国も民間と差異はほとんどないということで、今回の34歳以下をメインとしたものになってございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本委員。

○**岸本一徳 委員** 何かそこだけ盛ったという話ではなくて、ちゃんとした客観的なデータ分析によって、そこへ年齢が上の人たちとはちょっとかけ離れていることに対する改正と受け止めます。はい、分かりました。

○**桃原朗 委員長** ほかに。知名委員。

○**知名康司 委員** 住居手当の比較表の5ページ。

○**桃原朗 委員長** 新旧対照表でよろしいですか。

○**知名康司 委員** はい。資料から見たほうがいいですか。住居手当、資料ナンバー1の裏のほうに給与改定の内容と考え方、そこの途中でございます。2番に住居手当とあります。(2)、中を読んでも非常に分かりにくい部分があって、例えば4,000円の差がある。1万6,000円は家賃の下限という考えですか。

それと、例えばその次の段に、また2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げると。これは限度内。例があれば分かりやすいが、そのままだと非常に分かりにくい。

単純に言えば分かりやすく、理解しやすいような説明があればいいのですけれども、比較表を見ていても住居手当の説明の中で、職員2,000円の減が160名、住居手当でも減になる。増は1,000円ですよ。増に関しては1,000円の150名。

(「ひとつずつ説明を受けたら」という者あり)

○知名康司 委員 では、先ほどの住居手当の部分の家賃を5万円で計算したらどうなるのか、当てはめたときに。そうしたら分かりやすい。

○桃原朗 委員長 給与厚生係長。

○給与厚生係長 家賃5万円の例でいくと、12条第2項で計算方法が2パターンありまして、2項の第1号で2万7,000円以下の家賃を払っている場合は、家賃の月額から1万6,000円を引くというので、今回5万円は対象ではないので、その次の2号で計算をすることになっておるのですけれども、2万7,000円を超える家賃で5万円から2万7,000円を引いて、残り2万3,000円を2分1すると1万1,500円になります。1万1,500円に1万1,000円を加算すると2万2,500円、これが5万円の場合家賃手当の額というような計算方法になります。改正前の場合は5万円から2万3,000円を引いて2万7,000円です。2万7,000円の半分なので1万3,500円、これに1万1,000円足すと2万4,500円になります。なので、改正前だと2万4,500円でしたが、改正後は2万2,500円となり、2,000円の減額という形になります。

○桃原朗 委員長 知名委員。

○知名康司 委員 では、増の部分は。1,000円の増になる計算は。

○桃原朗 委員長 給与厚生係長。

○給与厚生係長 増になる方は、またこの計算方法があります。

○桃原朗 委員長 知名委員。

○知名康司 委員 金額が変わると、また増えると。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 6万円から増えていくような形で。6万円以上の家賃の住居を賃貸されていていらっしゃる方につきましては、増額の対象となってきます。

○桃原朗 委員長 知名委員。

○知名康司 委員 1,000円が。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 1,000円です。はい、そうです。

○桃原朗 委員長 知名委員。

○知名康司 委員 分かりました。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。宮城委員。

○宮城政司 委員 豚コレラの件で、先ほど対応された職員83名と言ったのですが、この83名、県のほうからの指示を受けた数字なのか、宜野湾市として対応でき

る人数を積み上げた結果の合計が83名だったのか教えてください。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 すみません。私ども中部市町村会のほうから窓口となります市民経済部の農林水産係のほうに動員の依頼が届いておりまして、そちらを中心に各部局に対して動員を協力できる人数でお願いしたいということで、当番制という形であちらのほうでコーディネートして計画的な派遣をしたところでございます。具体的には宜野湾市で何時から何時の間に何名お願いしたいというような部分を県のほうから頂きまして、その人数に応じた形で農林水産係のほう、課長、係長を中心にコーディネートしていただいて、報告して調査しながら派遣させていただいた職員の積み重ねの人数が83名というところでございます。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 庁内の各部署としては、この期間だったら1名だったら大丈夫だよとかというのを予想した上で出すのですか、この部署から1名出してくださいという感じではなくて。職場の混乱を来していないですよね。職場の了承を得た上で、何名は出せますよというようなことですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 各部局、それぞれ日々の業務がございますので、その中でも事案が事案ですので、これも終息に向けて取り組まないといけないという危機感を持ちながら、その業務とのバランスを見ながら各部局に協力できる範囲で派遣協力というような形で対応させていただいたところです。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 先ほどちょっと説明が、作業内容を聞いたら結構ハードに聞こえたのです。消毒業務がどうなのかちょっと分からないのですけれども、結構ハードに思いますし、豚の殺処分というのですか、捕獲、通常の業務であったらなかなかやらないようなことまでされていたのではないかなと思うと、職員の皆さんには本当に感謝するところなのですが、今回、条例を改正すること、日額380円とか760円、そういう困難な作業に対して妥当なのかなという思いが一つと、もう一つは、先ほど話したとおり、動員に行かれた方は行かれた方で本当にありがたいのですけれども、その方が行ける環境をつくった周りの職員というのもやっぱりねぎらわれるべきところなのかなという思いがあって、すみません。その方々にもそういう手当はないですよね。もう気持ちだけ。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 単価につきましては、この単価が適切なのかという部分では、各個々人の疑問もあるかと思いますが、私ども地方公務員につきましては大体基本的にはやっぱり人事院の規則に準じた形で対応しないといけないというところもございますので、今回はそのような整理をさせていただくというところでござ

います。県及び那覇市等々、各市町村の皆様もこの単価を基準に整理をしてご
ざいます。基本的には、この基準に準じないと、また何らかの指導があるかと
思います。

残っている職員については、やっぱり業務のバランスを見ながら、負担のな
い範囲でという派遣を選んでいただいているというところなので、今回、特別
にどうこうというのはやっぱり難しいのかと思います。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この条例で380円とか780円、今回支払
われると思うのですけれども、この対応された方、例えば出張旅費は別に発生
するのですか。現場といいますか、役所で働いているわけではなくて、現場に
出向くその移動費や何か車があったのか分からないのですけれども、出張手当、
そういったものがあって、それとは別にこの手当があるのかどうかいうのもお
聞かせください。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 すみません。ちょっと先ほどの説明が誤っていました。那覇市は防
疫手当がないです。失礼しました。ただ、ほかの10市については防疫手当ござ
います。那覇市は、なぜかないです。それ以外のところは、皆さん整備されて、
家畜のものだけなぜか那覇市はないです。でも、今後、だから今回の条例で整
備されたかどうか、僕はちょっと把握しておりませんが、何らかのやっぱりあ
ちら、那覇市、今回動員の対象に多分なっていないはずなので、今後整備され
れば、ちょっと把握していませんが、中部広域圏の市区町村につきましては皆
さん持っていますので、それなりの対応。ただ、私どもと一緒に、ちょっと適
用できないところもあったりするので、一緒に条例改正するという情報を共有
したところもございます。

それと、出張につきましては、私どものほうは公用車を準備して、例えばこ
の時間帯は3人、総務部から1人、企画部から1人、市民経済部から1人とい
う場合は、もう集合時間取り決めまして公用車で出ますので、旅費のどうのこ
うのはございません。ただし、その職員が係長級以下の職員であれば、時間外
手当を必要に応じて支給対象として整備してございます。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 すみません。そもそもあるかが確認できたらすみません。出張
手当みたいなものはないのですか、県内だと。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 このような事案に対しての出張手当というのはいないです。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございました。

2点目なのですけれども、頂いた資料ナンバー2とあるけれども、これ2が県としっかり書いてありますが、これ両方見ているとポイントというふうにまとめてあって、ボーナスのことを書いてあるのですけれども、今回の条例でボーナスに触れていないように見える。もしかしたら月額給与が上がることで、ボーナスに換算されて県とか国からの案内、勧告を満たしているというふうな考え方なのか、今回はボーナスにおいては考慮されていないところなのか教えてください。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 沖縄県の人事委員会に準拠するというので説明申し上げておりますが、沖縄県も今回、ボーナスの改定はございませんので、私ども今回は適用されません。ただし、月額給与自体が、ベア分が遡って見直しされますので、7月並びに12月で既に支給されている期末手当、勤勉手当の部分に関しては、結局34歳以下の皆様方に関しては基準額が上がるので、その分の見直しでまた差額の分は追加給付を月々の分の追加給付並びに期末・勤勉手当の追加給付というのをまとめた形で3月25日に支給したいというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 今回の改正で給料が減額される方はいますか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 現在が今回の条例の改正につきまして給与表で減額の対象となる方は、いらっしゃいません。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 では、ボーナスも減額されないと理解します。以上です。

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 先ほどの豚熱、豚コレラの件ですけれども、職員が向こうに行つて、けがとかした場合は保険はどうなっているのか。現場があるうるま市が保険をかけているのか確認させてください。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 すみません。詳細につきまして私ども把握してございませんが、こちらの動員の取りまとめが沖縄県を介して、沖縄県から中部市町村会にまた協力依頼で動員が求められておりますから保険に関しては県が対応するという認識なのですが、申し訳ございません。所在については把握してございません。

あちらが保険をかけていないということになれば、公務災害での適用になる可能性も高いです。

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 今回は、緊急で要請されていたと思うのです。今後は、もうこのチェックは、チェックというか、こういった場合にはどういう保険が適用さ

れるかというのは、しっかりやったほうがいいと思います。感染のこともありましたけれども、うるま市から沖縄市の養豚場まで来て1万トン余りが殺処分されたと思うのですけれども、仮に本市に養豚場があったとして、向こうにお手伝いしに行つて、その菌を持ってきたとかというような可能性も出てくる可能性があるのです、この辺また今後、こういった面もぜひとも分かつておいたほうがいいと思うのです。よろしく申し上げます。以上です。

○桃原朗 委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 住居手当の中で、賃貸物件の中で、この住居手当に該当しない賃貸物件ある。家賃が出ていけば全部該当するということなの。例えば県営住宅とか市営住宅とか。そういったものも家賃があれば対象になるのですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 お答えします。県営住宅、市営住宅に入居されている方が仮にいらつしやつたとして、家賃が1万6,000円を超える家賃を払っていれば該当はします。ただ、1万6,000円以下の住居に住んでいる方はいないので、例えば、国のほうが、官舎が1万2,000~3,000円のところだったり、古いところがあったりしたものですから、この加減を整理することも意図した改正というふうにお聞きしていますので、今回は私どものほうではいらつしやらないですけれども。

○桃原朗 委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 家賃が出ていく分に関しては、ほとんど全部その住居手当に該当するということなのだね。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 そうです。そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 それと、夫婦が公務員とかの場合には、おのおのになるのか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 例えば夫婦で公務員だった場合には、どちらか一方での支給となつておりまして、確認するために不受給証明書というのを頂くこととなります。

○桃原朗 委員長 平良委員。

○平良眞一 委員 では、あと1点、すみません。資料の2枚目のほうです。その他の俸給表で専門スタッフと指定職は書改定なしというふうに書いてあるのだけれども、この専門スタッフと指定職というのは何になるかな。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 すみません、私、これ国のものなので、ちょっとあまりイメージが湧かないのですけれども、私どものほうでは専門スタッフがない。以前であれば幼稚園の給料表もあつたりしたのですけれども、今ないので、申し訳ございません。ちょっと把握してございません。

- 桃原朗 委員長 平良委員。
- 平良眞一 委員 分かりました。以上です。
- 桃原朗 委員長 ほかに。なければ進んでよろしいですか。
(「進行」という者あり)
- 桃原朗 委員長 審査中の議案第18号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)
- 桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時58分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時10分)

【議題】

議案第19号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○桃原朗 委員長 次に、議案第19号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。その前に議案の説明からいただきたいと思えます。総務部次長。

(執行部説明省略)

○桃原朗 委員長 どなたか質疑のある方。桃原委員。

○桃原功 委員 この資料から質疑をしていきます。まずは廃止のほうから質疑していきますけれども、最初の母子保健計画策定委員会の廃止ですけれども、廃止理由は分かりますけれども、宜野湾市の母子保健推進員がいるではないですか。そういった推進員も例えば次世代育成行動計画の中にしっかり包括されて、母子保健推進員自体は残るわけですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 すみません、本日ちょっと所管が健康増進課のほうを担当になっておりまして、今、別の委員会のほうに出ているものですから、分かる範囲で。母子保健推進員は報償費で実際に乳幼児健診とかそういった活動をしている保健委員でありますけれども、その方々は今継続するののかということでの質疑でよろしいですか。

(桃原功議員「はい」と呼ぶ)

○企画部次長 この部分に関しては、恐らくその業務自体は残っておりますので、

さっきも多分市報か何かで募集等もされたと思うので、すみません、ちょっと担当ではないものですから、これまで同様に活動されていくと思います。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 要は廃止という言葉、その廃止になる委員会の職務、仕事があるではないですか。それは大事な仕事ですよ。母子保健に関して、お母さんとその子供をきちんとチェックする。子供の民生委員版的なものだと思うのだけれども、この仕事もちゃんと次世代育成行動計画に包括されるということはちゃんと残って、その仕事自体はなくなるよという確認なのですけれども。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 あくまでも母子保健計画策定委員会の附属機関の廃止でありまして、実際に活動する母子保健推進員の廃止ではないかと思しますので、活動は継続されると。廃止理由に記載されているとおり、母子保健計画策定委員会が別のものに包含されているということで見直しされているかと思します。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 後でいいので、さっきの私が言った指摘、母子保健推進員の職は残るのですよねという確認をまた後でしてください。

あとは、2番目の情報公開及び個人情報保護に関する審査会も、これも削除。その次も削除とあるのだけれども、削除というのは廃止と何が違うのか、この文字の削除だけで理解していいのですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 この附属機関からの削除でありまして、委員おっしゃるとおり、宜野湾市情報公開条例でその審査会を設置しているので、重複しているということで、削除となります。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 要はスクラップ・アンド・ビルドみたいな感じですか。すっきりさせていくと。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今回、この附属機関を整理する上で、この重複等の確認をしたところ、この2つが確認できたということで、削除というふうになっております。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 肝腎なのは、この母子保健計画策定委員の廃止にしても、その次の個人情報関連に関する審査会等の削除にしても、市民に不利益は生じませんよという確認をしたいのです。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 はい、おっしゃるとおり不利益はございません。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○**桃原功 委員** 宜野湾市地球温暖化対策審議会等を今回、附属機関として整理されたいと。審議内容は地球温暖化対策実行計画策定推進に関する事項を調査、審議するとあるのだけれども、この附属機関が設置される前は、この地球温暖化対策に関連する事業の調査、審議というのは、どんなふうにしてきたのですか。以前からやっているではないですか、この事案については。特に審議会を明記するという、法律で明記していくということですか。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 第1次計画策定時に附属機関を設置しなかった理由に関しましては、現在、行政改革推進室が示す指針でいうところの会合が形式として望ましいと判断したためです。改めて2次計画策定時に附属機関を設置する理由につきましては、平成29年度に宜野湾市附属機関等の設置及び運営に関する指針が示され、地球温暖化対策に関する会議体について調査、検討を行った結果、地球温暖化に対する対策が、これまでの緩和策のほか適用策も追加されるなど専門的または技術的な見地から調査審議を行う必要があると考え、2次計画を策定するタイミングで今回、設置をするものであります。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 1次計画もあるわけですね。

○**環境対策課長** ございます。令和2年度に改定を予定しております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** ちょっと関連するので、委員長、お聞きしたいのですけれども、例えば新型コロナウイルスに関して、さっき豚コレラに関する防疫作業手当は審査したのです。今回、このような状況になって大変な状況ですよね。今回、審査するなら、ここの豚コレラにも例えばウイルス等に関する文字はないです。さっきの宜野湾市の職員の給与に関する条例なのですけれども、豚コレラが1月中旬に発生して、今3月ですけれども、では遡って特殊勤務手当を支給しようねという審査さっきやったのです。ここにも新型コロナウイルスは出てきていなくて、このような大騒ぎをしているのであれば、ここの中にも新しいそういう機関というのは設置する議論というのは、皆さんはなかったのですか。

例えば豚コレラの動員要請が来ましたよね。例えば何らかの関係で来る可能性も私はゼロではないと思うのだけれども、将来、また慌ててこのような条例等を改正しないといけないのか。これほど大変な時期だったら、併せて別に新型コロナウイルスと限定しないでもいいけれども、そういうウイルス等によるという部分で協議もあっていいのかなと思ったのです。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** お答えになるか分からないのですが、附属機関につきましては条例事項で会議体を整理していくものですが、役所の職員だけの会

議体ではなくて、外部の方が参加して会議体を持つときに附属機関ということ
で条例に整備することになっておりまして、今様々な機関もあるのですけれど
も、これについては報酬ということでは予算も同時に持つこととなります。外部
の方へお支払いする報酬ということですので、その事案、事案に応じて
必要であれば、もちろん条例化をして審議会など設置して報酬の予算化もして
いくというのが通常であります。

コロナや豚コレラなどについて、今、私たちは県からの呼びかけや中部広域
からの呼びかけに応じて動員という形で今回、豚コレラについて対応したとい
うこととなりますので、市としてそういった審議をする必要がある、対策を取
る必要があるという時点で考えるべきではあるのかなと思っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** ではこの新設に関してお伺いしますけれども、地球温暖化対策審
議会、今般、市役所本館の耐震工事をする上で、周りの木を全部伐採してしま
ったのではないですか、前だけではなくて後ろのほうも。これは地球温暖化対策
に逆行しないの。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 今回、市庁舎耐震改修工事については総務でさせてもらっている
のですけれども、伐採はしているのですけれども、整備が進みましたら今保養
所に置いてある木をまた戻すということで、計画をしてございます。緑化の観
点から、今この敷地にどのくらい緑化が必要かということについては、建築課
とも調整をしながら、緑の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 伐採して、今またその工事が済んだら植樹というのですか、戻す
ということですよ。何十%が、これが回復する計画なのですか。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員、これは地球温暖化、確かに森林も環境に対すること
だと思いののですけれども、景観だとか様々複合するものだとは思いますが、
も、今、附属機関設置に関する条例についてを議論することだと思いのので、条
例についてを掘り下げて質疑していただだけませんか。

(桃原功委員「だから掘り下げている」と呼ぶ)

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 先ほど地球温暖化対策審議会に本当は諮って、今も計画は進めて
います。内容も確認をしながら、緑の確保に努めていきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 宮城委員。

○**宮城政司 委員** 先ほどの答弁で聞き取れなかったのですけれども、令和2年度、
2次計画に向けてこういった新設や廃止をされるということでは理解したのです
けれども、この廃止・削除に関しては、いつ廃止する理由に当てはまる時期が

来たのか。要は、何年間ぐらい放置されたのかというのをこの4つそれぞれ教えてもらえますか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 宜野湾市情報公開及び個人情報保護に関する審査会、宜野湾市情報公開及び個人情報保護制度運営に関する審議会、この2件については、実は先ほど環境対策課長のほうからもありましたけれども、平成29年に行政改革推進室が、この附属機関の在り方というか、先ほど言った会合なのか会議体なのかという整理をした際に、本来であればその時点で一緒に整理をするべきだったことなのですけれども、この2件について、すみません、ちょっとそのときに整理ができなかったということで、今回、行政改革推進室が再度やった中にこの2点が出てきたことから、総務部のほうとしては整理をしていきたいということで、今回上げさせてもらいました。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 廃止の2件につきましては、附属機関につきましては毎年度追加、削除などの調査を全庁的に行っておりまして、その中で今回、この2件の廃止が上がってきたということで、毎年度見直しをしている中で、原課のほうも毎年度見直しをかけている中で、今回のタイミングで上がってきたということになっております。

○**桃原朗 委員長** 宮城委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。そうすると、廃止の理由に当てはまるもの、毎年度やられているということは、可能性としては、この条例は毎年度変更する可能性があるということ、何回かありますか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** はい、そうです。必要に応じて追加、削除があれば、本条例の改正については毎年度改正されるものです。

○**桃原朗 委員長** 宮城委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。先ほど、では多分前年度までは廃止する対象としては上がっていなかったけれども、今年度というか、年度がちょっとあれなのですけれども、廃止するということが決定されて、今回この条例の対象として上がってきているというふうに理解したのですけれども、例えば削除したのが平成29年からといっても、例えば審査会委員に対して給与と手当等が発生していたものが、例えば平成29年から今回の条例改正に向けてまでの間、重複して払うというか、そういうことはないですか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 総務部の2件に関しては、重複の報酬の支払いはございません。

○**桃原朗 委員長** 宮城委員。

- 宮城政司 委員 ありがとうございます。あと、すみません。そもそも、この条例をちょっともう一度お聞きしたいのですが、全体で何件ある中で、今回この2件廃止、2件削除、そして新設1件ということは、新設を加味してどうなるかということについて。
- 桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- 行政改革推進室長 令和元年度におきましては、77の機関がございます。
- 桃原朗 委員長 宮城委員。
- 宮城政司 委員 77件に対して、この2件の廃止と2件の削除が行われて、1件の新設が行われるという理解でよいですか。
- 桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- 行政改革推進室長 はい、そのとおりです。
- 桃原朗 委員長 宮城委員。
- 宮城政司 委員 先ほど廃止理由に当てはまった対象の2件に関しては、毎年度、要るかどうかという確認をされているということだったのですけれども、今後、この77件に対しても同じような調査を毎年されていくのですか。
- 桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- 行政改革推進室長 令和元年度におきましては77の機関がございますけれども、その中でも未発令の、附属機関の設置条例にもありますが、発令をしていない未発令のものもございます。そこについては、計画の策定などの時期に応じて発令されますので、そういったものを含めまして毎年見直しはしていかないと、本来は廃止する必要があるものではないかというものと、新規で設置が必要なものも出てまいりますので、その意味で全庁的に確認をしております。
- 桃原朗 委員長 宮城委員。
- 宮城政司 委員 未発令のものというのは、整理の対象にはならないのですか。内容がちょっと分からないので、そういう表現だけだともしかしたら、例えば20年、30年ずっと未発令のまま置いてある。だけれども、こういう理由だから残しておかなければいけないというふうに判断されたものがあるのか、ちょっと手がつけられないので、そのまま置いておこうとか、そういう整理された中で出てくると思うのですけれども、今おっしゃった未発令のものには、それぞれちゃんと必要だという判断理由があるということですか。
- 桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- 行政改革推進室長 平成29年度に附属機関の見直しということで、一度指針を作りまして、全庁的に見直しをかけております。毎年度の、例年どおりの見直しという程度ではなくて、全庁的に会合であるのか報酬を支払うべき審議会などを続けているのであれば、条例にしなければいけないということで、指針を受けて整理しております。その時点でもなかなか開催実績がないようなものと

いうもので、廃止をすべきものには廃止をしていただくように整理をしておりますので、今、未発令というものについては法令など必要なものや開催はしておりませんが、突発的に出てきた場合に、すぐに開催が可能になるように条例には掲載しておく必要があるなどが現在出ているものです。

(宮城政司委員「以上です」と呼ぶ)

- 桃原朗 委員長 知念委員。
- 知念秀明 委員 地球温暖化対策実行計画の策定でありますけれども、それはいつまでに策定すべきとか、こういう点も決めているのかどうかお聞きします。
- 桃原朗 委員長 環境対策課長。
- 環境対策課長 国、県が定めた計画策定の期限合わせるような形で、令和2年度に方針も改定してまいります。
- 桃原朗 委員長 知念委員。
- 知念秀明 委員 誰が委員になるとか、またどっかの教授とかといった方々も入ってやっていくのか、人数とかは決まっているのか教えていただけますか。
- 桃原朗 委員長 環境対策課長。
- 環境対策課長 委員の選任方法については、具体的な選任方法は規則等で定める予定でございます。人数に関しては、本市であれば策定マニュアルの中から9分野が該当するので、約10人程度を予定しております。
- 桃原朗 委員長 知念委員。
- 知念秀明 委員 ちょっと勉強不足で分からない点もありますのですけれども、これを改定して宜野湾市に緑地をどのくらい残そうとか、また建物をつくった場合に、これぐらいの平米数の緑地をつくらないといけないとかと、こういったものが令和2年度にきっちりできてくるという考え方でよろしいですか。
- 桃原朗 委員長 環境対策課長。
- 環境対策課長 改定の中身については、これから審議を予定しておりますので、その部分に関しての議論をしながら、詳細は令和2年度に反映していきたいと思っております。
- 桃原朗 委員長 知念委員。
- 知念秀明 委員 分かりました。
- 桃原朗 委員長 岸本委員。
- 岸本一徳 委員 この附属機関設置条例というのは、例えば普通条例とか規則とかあって、そこでいわゆる審議会とか諮問機関の委員の選任の仕方みたいなものがその中にあたりますけれども、そうするとここにある以外のものはそういうもので補完されているけれども、特にないものというのか、本当だったら今言うように第2次計画をつくって、巻末に資料で規則とか委員の選任はこうやってやるとかと大体計画の中にそういうふうに入っていますよね、どんな

計画でも。そこら辺の地球温暖化のやつというのは、私の記憶では平成7年とかあのあたりから何か始まっているような感じなのだけれども、位置づけがなされていなかったのが放っておかれていたのだなという認識でいいのか。

それから、母子保健計画のほうも、実は次世代の計画ができたときに、包含をされたので、この計画なくなるよということで、それも代々の部長からはそういう説明を受けて、一般質問もやったりして、その中で答えてくれたのですが、次世代も保育所の件は子ども・子育て三法でしたか、新しくできたので、何かまたあっちにも包含されていくというか、何か国の流れでどんどん変わっていつている部分があったりして、そこは皆さん見落とさないで、要するにもう要らないのは削除を怠ってきたから今になっているのだろうなというふうに認識をしているところなのですけれども、だから、こんにちには赤ちゃん事業で母子保健推進員は予算ちゃんがあるんで、新しい資料でも削除されて減になっているかなと思ったら、全くそれされていないので、報償費としてちゃんが入っているはずですから、そこをどうのこうのというのは心配ないのではないかなと私は思っているのです。

そこで、今の認識に当たっているのかどうなのか。こんなこといっぱい恐らくあるのだろうと、ダブっているのもあるし、そこを皆さん、今整理をしたというところの受け止め方でいいのか、もう一度説明していただけますか。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 先ほど申し上げたように地球温暖化対策実行計画の中での協議会に関しては、会合という形、地域協議会の位置づけでスタートして、報酬に関しては8節で支払っていく形でスタートしたということです。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 母子保健計画策定委員会につきましては、今回、私たちのほうで調査したところで上がってきたのですけれども、こちらにつきましても今おっしゃったように次世代育成計画、新しい計画をつくるタイミングで、古いものが同時に廃止できる場合と、しばらくはその運用を見ながらというふうに、その廃止していくタイミングというはずれて出てくる場合もあるのかなと思っています。担当部署ではないので、今その時系列でいうお話がちょっときれいにはできないのですけれども、こういったものはほかにもございまして、いきなり廃止ではなくて、しばらく情勢を見たいというようなものもありまして、その時期を見極めたタイミングで廃止していったものも過去にございまして、

私たちのほうとしましても毎年調査しているということで、見落としもないようにしていきたいとは思っておりますので、今後もそのようにしてまいりたいというふうに思います。

○**桃原朗 委員長** 知名委員。

○知名康司 委員 1点だけお願いします。これ所管の課が環境対策課で、最初、何かごみの問題なのかなというので、それで思っていたら、委員の構成見たら大学の先生や自治会長、商工会、資料の中の資料なのですが、資料もらったやつ。行政改革推進室から出た資料。委員構成の中に、先ほど言った商工会まではいいのです。その後、沖縄電力、沖縄県トラック協会、沖縄県バス協会、沖縄県高圧ガス保安協会、そういった感じですが、関連した業者。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 すみません、今回、議案第19号に係る資料ではないものを今持っていらっしゃるようですので。

(「あなたしか持っていない資料」という者あり)

(知名委員「そうか、会派でもらった資料ね」と呼ぶ)

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 この計画、地球温暖化対策審議会という名称で温暖化対策の実行計画をつくるということなのです。地球全体の温室効果ガスというのも対象になりますので、そうなりますと地域でやる場合、どうしても産業部門とか、運輸関係、車の排気ガスが関わってきますので、それにまた専門家である学識経験者も入っている、そういう形で考えております。

(知名委員「そういう案で」と呼ぶ)

(市民経済部次長「御理解をさせていただいて」と呼ぶ)

○桃原朗 委員長 知名委員、よろしいですか。

○知名康司 委員 はい。

○桃原朗 委員長 平安座委員。

○平安座武志 委員 国の地球温暖化対策の法律に基づいて計画を策定するための審議会になると思うのですが、1点だけ分からないので教えてほしいのは、この審議会を立ち上げるときは、この設置機関条例に新規で登録しなければ審議会というのは設置できないという認識でいいのでしょうか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 地方自治法のほうになりますけれども、こちらの第138条の4のほうに普通公共団体は、法律または条例の定めるところにより附属機関を設置できるとされておりますので、法令自体に機関の設置がうたわれている場合は、市の条例に入れる必要はございませんけれども、法令自体に入っていないもので、法令に基づいた計画など策定するためには、市の条例のほうに附属機関を設けることになっております。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 先ほど行政改革推進室長が答弁、自治法位置づけの中で、法令または条例という位置づけの中です。それで法令に位置づけられた附属機

関もありますし、条例で位置づけられた附属機関もあると言われております。先ほど個人情報保護条例の部分に関しては二重規定になっており削除するということになるので、いずれかのもので規定されているものに関しては、附属機関は設置できるという形になっております。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 先ほども申しあげましたように、今回、地球温暖化対策ということで、宜野湾市としての地域としての計画を策定するというので、今、国の定める計画がありますので、それを勘案しまして区域の自然的、社会的条件に応じて温室効果ガス排出の抑制、あるいは総合的かつ計画的に策定していくということで、今ありますように会議体設置の規定ではないということで、附属機関設置条例に基づいて設置をするものであります。

○**桃原朗 委員長** ほか質疑がなければ進行してよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第19号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**桃原朗 委員長** 会議時間の延長についてお諮りいたします。議事の都合により、この際、会議を延長いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ございませんので、さよう決定いたしました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午後3時45分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後3時55分)

【議題】

陳情第25号 宜野湾市「ねたてのまちベースミーティング」事業見直しと経費削減について

～参考意見聴取～

○**桃原朗 委員長** 次に、陳情第25号 宜野湾市「ねたてのまちベースミーティング」事業見直しと経費削減についてを議題といたします。

本件は参考意見を聴取してから進めてまいります。基地政策部次長。

○**基地政策部次長** よろしく申し上げます。それでは、陳情第25号なのですが、幾つかものがありますが、ねたてのまちベースミーティングの課題(陳情書)

というのがあると思いますが、その3ページでございます。出された陳情書があって、幾つか陳情が長々とあるのですけれども、陳情者が、このページをまとめている。1から6の内容がございました。

12月議会に上程、委員会で審査がありました。去る1月21日に陳情者の方とお会いして意見交換を行っています。その中で、まずいわゆる市の財源を考慮した経費削減等についてということで、先進地視察であるとか、あと会の配布資料の見直しであるとか、あと定例会とか講座のイベントの開催についての規模の縮小であるとか、そういったお話がありました。こちらについては、もともと陳情者の方が非常に気にしたのは、マスコミ等で一括交付金、これ財源が一括交付金ということなので、一括交付金が大分削減をされていると。そういった中で、市のほうの事業についても、しっかり精査すべきではないかというお考えがあるかということでした。

当然我々として、これ一括交付金ではあるのですが、一括交付金は平成24年からです。その前の平成14年からこれについて、跡地についてはしっかりと国のほうから大規模推進費というのを頂いている中で事業をしてきている。ただ、一括交付金制度がつくられた中で、この大規模推進費も包含されて、その中にある。ただし、だからといってぜいたくに使っていいということではないので、しっかりと精査をしていくというお話もして、その陳情者の方からも、逆にこの陳情を出したときはそうだったのですが、その後、マスコミ等でまた移設先の工事であるとか、そういったことがあって、返還も少し遅れていく、延びそうだという中では、逆に問題もあるけれども、十分検討する時間もこれできたということなので、逆にしっかり予算を活用しながら、こういった会を進めていくことはやっぱり重要だよというお話になったところ。ある程度そういうところは了承を得ています。

ただ、例えば定例会の中でのカラーコピーの使用であるとか、そういった資料の出し方とかというのは、当然精査をしていくものだとということで確認を取っていますので、今後そういった形で進めさせていただきたいというようなお話でした。

また、先ほど言った陳情書のまとめの中の5になるのですけれども、ここが陳情者の陳情した一番の理由なのですけれども、いわゆる令和元年度に会長が代わった。この会長の方の少し進め方であるとかそういったところが少し不満だということで、この陳情を出したほぼ8割、9割方の理由はそこにあったような感じがあります。そこも少しお話をして、そのときはやはり今まで、要は昨年までは少し会の運営の仕方が変わってきたというところで少し不満もあったようですけれども、逆にその後の取組、まち歩きの取組であるとか、イベントの開催というところには、ある程度理解は示すということもしております。

もう一つ、我々にちょっとお話をしてもらったのが、会長選出の方法、今まではある程度は会長が長らくやってきた経緯もあって、我々も少しそれに任せて会の運営をしていたことがあるのですが、こういった会長選出をする場合の方法とかというのにも要綱の中にはある程度互選で当然決めるということになっておりますので、今年度それも改正をするということで、1月、2月の定例会の中でも次年度に向けての会長選出の方法であるとかというものを定例会の中でもしっかりと今確認をして、去る2月の定例会の中で立候補の申込みの方法であるとかそういったものを取決めましたので、3月の定例会の中では選挙していくというところまで内容の確認をしてきていますので、そういったことも含めて会長の選出であるとか、そういったところをしっかりとしていくというところのお話合いもしております。

大体主なところはそういった形なのですが、もう一点、前回12月の議会の中でもお話があったその陳情を出す前に、やはり会の中でもう少し議論をするとか、もしくはなかなか会の中でできないのであれば、我々担当課のほうともう少し詰めていただきましたかというお話もして、その辺はちょっと唐突に出したところはあったということで陳情者の方もお話をしている、今後はやっぱりまちづくりをしていくという中で、しっかりとした会議をしていこうということですので、会の運営であるとか中でしっかりと議論する。必要があれば担当部署とも連携というか、しっかりと確認をしていくという形を今後も取っていきたいということで、それも御理解いただきましたので、そういったお話になっています。

もう一点は、そのときに大分そういったことは理解したということで、では今後どうしようかという話になったときに、陳情書の取下げも検討しようかということのお話も出たので、議会事務局に確認すると、もしそういった陳情があった場合の取下げというのは、またちゃんと申請を出すということがありましたので、一応2月18日に様式をお渡ししました。ただ、議会事務局にもちょっと確認をしたところ、まだ取下げは出ていないということで、今継続審議になっていますので、我々も取下げをなささい、なささいというわけにはちょっといかないので、一応そういったところもあって、ある程度は御理解をしていただいたのですが、当然陳情に合った内容で我々も精査して、変えていくところはしっかりと変えていくというところを考えております。今後もそういった形で会をしっかりと続けていきたいと考えているところです。

- 桃原朗 委員長** 今、説明を受けたことに対して質疑のある方。平安座委員。
- 平安座武志 委員** 話合いを持ったということで、いいほうに進んでいくといいと思います。1点だけ、年間2,800万円のうちねたてのまちベースミーティングに400万円程度を使うということらしいのですけれども、この会の定例会議に、

3～4名しか参加しないという、この辺の改善というのはどういうふうにするか。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** こちらについては、NBの中の会議の中でも今後の議論として、今後の議論というか、今までも議論はしてきているのですけれども、当然会員は前にお渡ししたとおり、会員名簿として今31名の会員の登録がございます。いま一度、この会員の方々にぜひ参加をしていただきたいというところがあるということで、まずそこにちょっと力を入れようというところがございます。

その一つのものとして、先ほど言った会長選です。選挙に関しても参加をしなければ、いわゆる委任状とかという形になるような形を取ろうということですが、できるだけ委任状ではなくて、会に参加をしていただいて、確認をして、そういった選挙からスタートをしていくということもお伝えをさせていただいているところがございます。

あともう一点は、本年度、まち歩きを神山地区、新城地区、大山地区というところで3か所開催をさせていただきました。おおむね平均的だと40名ぐらいの地域の方々の参加者がありましたので、まち歩きをするだけではなくて、その後に意見交換会も持っておりますので、そういった中で非常に興味を持っているという方々も出ておりますので、そういった方々で今NBのほうに参加をしていただきたいというふうな取組もしているところですので、こういった形で少しずつでもいいですけれども、当然会議のメンバーの登録、そして会への参加を促していきたいなというふうな考えているところです。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。陳情者は、この参加人数に対する費用対効果はどうかということもいっぱい書かれていますので、その辺もしっかり会の中で話し合いをして改善していく。また、これ400万円公費が使われている事業ですので、市民の方からもこういうふうには思われないうようなしっかりとした内容で進めていただければなと思っております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** このNBは、もう通算で何年ぐらいずっと事業としてやっていますかという点が1点と、今回、このような内部告発ではないけれども、このような要望が出てしまったということに答えてください。皆さんとしても監督する立場として、しっかり反省する点はあるのかなと思っておりますけれども、要はこの中の組織の規定というか、さっき会長の件がありましたけれども、役員の変更、会長の改選、これずっと同じ方が何十年もやっているのですか。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** まず、会の発足の経緯は、前回、12月議会でもお話ししたのですが、平成14年から17年までは市民の意見を伺うということで、各種団体懇

談会ということで、商工会であるとか、自治会であるとか、そういったところを集めて平成14年から17年まで各種団体懇談会という形で改正をしております。

あと平成18年度は、これを各種団体勉強会という形で、勉強会形式で平成18年は行ったところですが。そのときに各種団体も、これはやっぱり継続して取り組んでいくべきだろうと。ただ、団体は役員であるとかそういった方々も、2年ないしそういった形で代わっていくというところがあるので、団体というよりも新しい組織をつくって、そこに会として持って、これを定例化しながら市民の意見を聞くことのほうが大事ではないかということで、18年に向けた後に、平成19年から会を設立、そのときにねたてのまちベースミーティングという会で、平成19年から活動しているところです。

現在まで、平成19年から会長は確かにこれまでに2～3名という形で、ちょっとやっぱり長期というか、なかなか市民の団体ですので表立って大きく動いてくれる方が少ないところもありますので、ある程度そういった形で開催をしているというようなところはあります。

ただ、桃原委員おっしゃっているように、会則の中ではしっかりと会の運営については会長、副会長を1名ずつ互選で選ぶと。一応会長、副会長の任期は、とりあえず1年という形です。ただ、それを延長、延長を繰り返しているというところがございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** なかなかここを活用してNBの事業が絵になる、普天間基地の返還というのがなかなか見えてこない現実があるのだけれども、それでもいろんな世代がまちづくりのために絵を描いている、あるいは夢を語るというのはもう大分、多分平成14年のとき、前半のころだったと思うのですけれども、それでもいろんな世代層があるので、私は大胆な改選というのは必要なのかなと思うのですけれども、ただ今おっしゃったように、ちゃんと長年において長期のスパンでこの跡地利用をしっかりとつくっていこうという視点も大事だと思うし、その辺のバランスが難しいと思うのですけれども、それでも監督義務があるわけですから、皆さんのほうでしっかり何ていうのだろう、マンネリ化が生じないようにという言い方は変だけれども、こういうふうに出してしまうと、やっぱり市民も、あるいは私たち議員もどうにかしないといけないよね。では、どうすればいいのだろうということになってしまう。この事業自体は、跡地の構想で大事な事業だと思うので、しっかり監督をしていただきたいなど、それに尽きると思うのですけれども。

改選の時期で、多分同じ人たちがずっとやっているという、長年やっている新鮮味に欠ける。同じ人だけで会合を持つと、中身の会議自体も新鮮味に欠けると。いろんな世代があるではないですか、40代、30代、20代、10代。これ

をローリングではないけれども、新しい世代にバトンタッチというのは、これも多分NBで協議していくのでしようけれども、皆さんが上からの押しつけではなくて。難しいな。その何か意見交換ではないけれども、あるいは皆さんの私案でもいいのですけれども、このNBをしっかりと成長させていくという言い方は変だけれども、しっかりと事業としてやっていくためにも、そこは皆さんの手腕にかかってくると思うのだけれども。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** 桃原委員のおっしゃることはすごく感じています。我々も今回に始まったことではなくて、NBの参加が少ない。そういったことはやっぱり非常に危惧しているところであります。

ただ、今回、1月にイベントとして開催したのが、NBの取組の状況をパネル展という形で開催して、去年は役所のロビーのほうで開催させてもらったのですけれども、今回はちょっと下ができなくて、サンエーのコンベンションシティの一面を借りて1週間、パネル展を開催させていただきました。1月14日から19日まで開催したのですけれども、おおむね1週間でそのパネル展に立ち止まってみた方の集計を取ると、おおむね390名ぐらいいらっしゃって、アンケートも80件ぐらい取ることができました。

そのアンケートの中で出てきたことで、普天間飛行場の跡地をいわゆる行政だけ、もしくは地権者とだけ考えているのではなくて、こういった市民も活動しているということが初めて分かったとか、そういったことであればぜひ機会があれば参加をしたいということも御意見とかも頂いていますので、もっと周知をしていきながら、やはり当然跡地に関しては县市共同でコンサルも入れてつくっているのですが、その中には当然地権者の皆様方も入って、またこのNBのメンバーとかも会議の中にはなるべく入っていただくということをしておりますけれども、なかなかそういったものが下りていない状況もあるようですので、そこをしっかりと伝えていくということが大事なのと、あともう一点は、今回、地権者意向醸成という事業の中で、沖国大の先生を2人入れた懇話会という会議を持っているのですが、せんだって、その会議が開かれた中で、やはり議題として出てきたのがこの組織強化というところのお話があった中で、いま一度、先ほど出ていた、当初はいろんな会、商工会であるとか、自治会であるとか、青年会であるとか、そういったところの意見交換というのは、ある一定程度やったけれども、それから発展したのがNBかもしれないけれども、またいま一度そういったところにも声かけをしながら、長らく団体としてやっているところにも声をかけて、またそういったところで少しは役員の方々が来ていただくような会になるでしようけれども、そこから例えば会員として出してもらうとか、積極的にまた出てくる方々が増えてくる可能性もあるので、それ

をいま一度開催したらどうかという御意見もありましたので、そういったことを一つ一つ次年度に向けてやっていきたいと。

やっぱりこれから普天間飛行場に関しては、まだ少し返還が延びそうかどうか、まだちょっと見えにくくなってきたところがありますので、ここをマイナスと捉えずに、我々は跡地利用を考える側としてしっかり計画をつくっていくのだということで、また取組を地権者の皆さん、また市民の皆さんとやれるように少しまた会の在り方、またそういった広報のかけ方、そういったものを検討して、次年度からでもしっかりと取り組んでいきたいなというふうに考えているところです。

○桃原朗 委員長 桃原委員、よろしいですか。

○桃原功 委員 はい。

○桃原朗 委員長 ほかに。進行でよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 陳情第25号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後4時16分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後4時17分)

○桃原朗 委員長 本日の会議はこの程度でとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後4時17分)

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年3月5日（木） 2日目

午前10時00分 開議

午後 2時50分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	宮城 政司

○説明員（9名）

総務部次長	泉川 幹夫
総務係長	當間 大和
企画部次長	松本 勝利
財政課長	米須 之訓
財政係長	小橋川 陽介

市民協働推進課長	金城 美千代
平和・男女共同係長	瀬崎 正敏
用地課長	與那嶺 諭
基地政策部次長	多和田 功

○議会事務局職員出席者 渡嘉敷 真

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第16号 宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第20号 宜野湾市土地開発基金条例を廃止する条例について

議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について

第425回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年3月5日（木）第2日目

○**桃原朗 委員長** おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第16号 宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○**桃原朗 委員長** 継続審査となっております議案第16号 宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。その前に説明を今すぐ受けてから質疑に入りたいと思います。総務部次長。

（執行部説明省略）

○**桃原朗 委員長** 質疑のある方。桃原功委員。

○**桃原功 委員** おはようございます。本会議でも私、指摘しましたけれども、今回、個人情報保護条例の一部を改正する条例ということで、本会議でも聞いて改正内容はよく理解はできました。1号の例と2号の例、全てこれ合致しないと個人情報と言えないのか、そうではないと。それぞれ1号の例が追加をされて、1号の例においても個人情報としてしっかり当てはまるということですので、それは分かりました。

指摘したのは、この2月の事故、条例違反という見出しもついて、個人情報を市の職員が条例違反を犯しているということを考えると、今回の個人情報を私たちにも提案していますけれども、やはりまず市民に対してこういった事故があったということを謝罪すべきではないですか、あるいは被害者にも。これ謝罪しているのですか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 今、2月27日の琉球新報に載った記事については、12月に申し入れられた方から連絡がありまして、実際にその方にも御説明はしてございます。また、その情報を漏えいした職員に対しては、計3回の指導をしてございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○桃原功 委員 謝罪はしましたかと聞いているのです。謝罪はしていますか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 しっかり謝罪してございます。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 報道には、このようなことをされて不安と恐怖に襲われ、市外に引っ越しを検討しているというコメントも出しているのです。この方にどれだけ不安を与えたかと考えると、この職員の条例違反というのは、本来は議会に対しても冒頭で謝罪すべきだろうと私は思うのです。それも本会議で指摘したけれども、いまだに謝罪もない。ご本人には謝罪はしたということですけども、本会議で私、資料を要求したのです。今回の個人情報保護条例は、この部分で一部だけ抜粋されて、第2条の1号を次のように改めるということだけでも、新聞報道にあった事故に関しても嚴重注意とあるのですけれども、皆さんが市民の個人情報を集める部署として、こういった過失があった場合、条例違反があった場合の罰則規定というのもちろんと含めて全部出してくれと資料要求したけれども、まだ出ていませんけれども、ちゃんと出してください。

もう一回言うよ。今回は、この改正箇所の2条の1号の部分の提案でしかないわけですよ。このような過失事故があって、やはり市民の大事な個人情報を預かる自治体として、行政機関として、市民はちゃんと見ているわけです。このような事故があったのに、こうやって今提案されているけれども、その扱う側の事故があった際の罰則規定等はあるのかどうか。私も詳細は分からない、市民も分からない。それはちゃんと資料として出してほしいという要求を本会議でしましたけれども、まだ出ていませんけれども、出せますよね。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 まず、ちょっと分けて考えていただきたいのですが、今回の第2条の定義の改正になるものについては、先ほど冒頭でも説明した、こちらにもありますけれども、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに基づいてのまず提案だということを認識していただきたい。

先ほど本会議でやったものについては、実は総務部作成で、これちょっとページが多いものですから、会派にということで提出しております。

(桃原功委員「出したのですか」と呼ぶ)

(総務部次長「出しています」と呼ぶ)

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 すみません。会派に1部ということで、バタバタしてまだ確認していないので、後でまた確認しておきます。とりあえず以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。宮城委員。

○宮城政司 委員 今回、追加になった政令で定めている1号の例でいくと、DN

Aとか顔の骨格とかいろいろ書かれているのですけれども、これまではそのような情報というのは個人情報として扱っていなかったということですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 いいえ、扱ってはいるのですけれども、先ほど説明した行政機関が有する個人情報の保護に関する一部改正の中の内容と同様になっているのですけれども、これまではさきに新旧対照表にもありますその他の記述等というところで、どこまでが個人情報かと、各部署が総務課のほうに問い合わせして確認しながら行っていたのですけれども、この法改正でよりちゃんとしっかり定義をなさいというところがありまして、今回、役所内でもしっかりそれを明確にする必要があるということでの改正内容となっております。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 分かりました。では、今後はこちらで、今回追加分が明確に定義されるようになったもの以外の情報であっても、当局の職員で、これは個人情報なのかどうか、あやふやなものとかが出てきたりしたら、総務課に相談して判断を委ねるといふか、判断していただいて、適切に対処するような運用といふか動きが今後継続されるということですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 宮城委員がおっしゃるとおり、もし判断が曖昧な案件が出た場合は、総務課に確認させながら運用してまいりたいと考えております。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。大切な情報で、最近事故もあったので、大切な運用が必要だと思うのですが、今回このような定義が改まったことによる影響とかというのを確認したいのですけれども、特にシステムにおいては、項目が追加とかになったりすることもないのかなと思うのですけれども、そういった影響について御説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 システム等への影響はございません。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 業務への影響は全くないといふことの回答でいいですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 業務の影響といえますか、このように例えば2号の例とか出してきましたけれども、各部署で、実際それがあまり認識されていなかったという個人情報も、それをもっと明確に、そういったこれも個人情報ですかといふことが総務課のほうに結構問い合わせがあるので、やっぱりそれはちゃんと定義をして、明確に示すことで影響といえれば判断材料がしっかり示されるというところで、効率よく業務が進められるかとは思っています。

- 桃原朗 委員長 宮城委員。
- 宮城政司 委員 こういった条例、特に個人情報に関してなのですけれども、恐らく教育等あると思うのですけれども、職員の方に対して。今回のこの変更も、こういう条例の内容だけではなくて、職員の方が分かりやすいようにというか、全てを逐一総務課に確認していくという事はできないと思うので、そういった説明とか教育等はやられる予定ですか。
- 桃原朗 委員長 総務部次長。
- 総務部次長 今現在は、こういう個人情報の取扱いの研修については、新職員研修で教育をやっているのですけれども、それ以外の職員については今現在やっていないので、こういった研修会、説明会は必要だと感じております。
- 桃原朗 委員長 宮城委員。
- 宮城政司 委員 今回、1号の例とかに書いてあるケース、実際に総務課に問い合わせがあった件数は把握されていますか。あれば教えてください。
- 桃原朗 委員長 総務部次長。
- 総務部次長 1号の例に対する問い合わせ等はないのですが、2号の例による問い合わせ等はございます。
- 桃原朗 委員長 宮城委員。
- 宮城政司 委員 すみません。ちょっと遡ってしまうかもしれないですが、そもそも業務で扱っている情報ですか、そののところ。2号とかはもちろんあるだろうなというのは認識できるのですけれども、1号のような情報というのは。
- 桃原朗 委員長 総務部次長。
- 総務部次長 1号の例でいいますと、例えばビデオとかですね。2年前ですか、防犯カメラ、市民経済部がやったときも審議会に諮ってやっているのですけれども、そこに映った映像についてはしっかり管理をしてというところで、審議会に諮って、しっかり諮問して答申をいただいたということで、認識としてはビデオには顔とかいろいろ映りますから、そういったことに関しても個人情報ですよということをより明確にしたので、それでビデオ撮影についてはこういったことも全部含みますよという意味合いが強くなっています。
- 桃原朗 委員長 宮城委員。
- 宮城政司 委員 こういった定義が定まることで、より職員の皆様の理解や当局側の説明とか教育とかにより有効に活用できる部分があると思うので、今後より一層重要な情報ということを認識していただいて、事故がないようにつなげていただき、頑張っていたきたいと思っております。以上です。
- 桃原朗 委員長 総務部次長。
- 総務部次長 宮城委員がおっしゃるように、しっかりそういった事故がないように教育等も行っていきたいというふうに考えております。

- 桃原朗 委員長** ほかの方ございませんか。桃原功委員。
- 桃原功 委員** すみません、先ほどの件で当局から資料を拝借しましたがけれども、扱う側の行政の過失があった場合の罰則規定を探しているのですけれども、何ページにあるか教えてください。
- 桃原朗 委員長** 総務部次長。
- 総務部次長** まず、今回、先ほど新聞報道があったものに関して、まず見ていただきたいのが、実施機関の責務、第3条第1項のほうに、実施機関は個人情報を取り扱うに当たっては、この条例の目的を達するため、必要な手続を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならないというのがあります。
- 第3項、実施機関の職員または職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報の内容を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないとあります。まず、今回の件について、当該職員はこれに抵触しているというふうに認識してございます。
- 続きまして、21ページに罰則というのがありますが、第37条、次に掲げる者が、正当な理由がなく個人の秘密に属する事項が記録された公文書の提供をしたときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。
- 続きまして、次のページでございまして、第39条を御覧ください。実施機関の職員が、その職権を乱用して、専らその職務の用以外の目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電子的記録を収集したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するという個人情報の条例の中では、第37条と39条に罰則規定が載っております。以上です。
- 桃原朗 委員長** 桃原委員。
- 桃原功 委員** そうすると、こうやって市民の個人情報をこれ漏えいですよ。口外しているわけですよ。あるいは、その前に見てはいけないものを見ているのですよね。閲覧も違反していると書いてあるのです。そうすると、今の条例の説明では37条あるいは39条、どちらにも該当するのですか、この方は。
- 桃原朗 委員長** 総務部次長。
- 総務部次長** 刑事罰となりますので、警察が入ったの捜査というふうな形というふうに認識してございます。
- 桃原朗 委員長** ちょっとこれ条例の改正事項の問題を逸脱しておりますので、関連はしますけれども、今回は条例の中身について質疑していただけますか。桃原功委員。
- 桃原功 委員** 刑事事件に係るということだけれども、ではこれ被害者は訴えているの。
- 桃原朗 委員長** 総務部次長。

○総務部次長 先ほど12月にありまして、その職員に対する処遇のことについて
しっかりしていただきたいということで役所のほうには来ております。

(桃原功委員「この職員に関しては嚴重注意だけなのですか」と呼ぶ)

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほど説明しましたけれども、今まで3回嚴重注意を行ってござ
いますが、先ほど個人情報とは別に、この職員については地方公務員法第29条、
第34条、まず懲戒というのが29条ですけれども、34条に秘密を守る義務という
のがあります、地方公務員法に。地方公務員法第34条、職員は職務上知り得た
秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。今、総務
部のほうとしましては、この地方公務員法第34条と宜野湾市個人情報保護条例
第3条3項に基づいて、これから懲戒の案件として必要性があるかということ
を今上司のほうとも確認しているところでございます。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第16号については、質疑の段階で継続審査にして
おきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時28分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時38分)

【議題】

議案第20号 宜野湾市土地開発基金条例を廃止する条例について

～質疑・答弁～

○桃原朗 委員長 次に、議案第20号 宜野湾市土地開発基金条例を廃止する条例
についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。本件の趣旨を説明いただきます。企画部次長。

(執行部説明省略)

○桃原朗 委員長 質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 では、よろしくお願ひします。たくさん資料を要求して、この議
案第20号の資料も提出ありましたか。特に資料の提出はなかったですか。要求
はないか。

本会議で聞いたのは、3億3,000万円という金額がちょっと走り書きで書いて

ありますけれども、今次長の説明で全額ということで説明があるけれども、全額という金額は3億3,000万円という額でよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 基金廃止後、その他の利子等も含めて3億3,153万1,000円を3月補正のほうに計上してございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 本会議で予定した基金の残高調書を要求して、この中身はもう廃止ということで見積もっていないのか、1の財調から13の森林環境譲与税基金まであるのですけれども、4番だね、その他の基金。これ基金を廃止して予算に回すということだけれども、基金を廃止しなくても、例えば基金から繰り出すという、借りるという形でキープはできないのですか。これは、廃止せざるを得ないというのは、例えば多額の金額を借りてもいいと思うのですけれども、財政がきついということであれば。なぜ廃止になるのか、借りては駄目なのか、そこら辺の違いというのを説明できますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 基金の廃止の理由に当たりましては、当市のほうにおいても非常に厳しい財政状況であるため、平成31年4月に宜野湾市行財政改革・集中改革方針2019を策定し、本方針に基づいて財源不足への対策を検討してまいりました。財源不足への対策については、普天間小学校校舎増改築事業など今後の老朽化した公共施設等の整備、更新の財源を図るため、財源とするため同基金を廃止し、公共施設等整備基金へ積み立てることとしております。土地開発基金条例においては、設置のほうで、公用もしくは公共の用に供する土地または公共の利益のため取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、宜野湾市土地開発基金を設置するとありまして、その運用の中においては公用または公共の用に供する土地を取得すること。土地の取得に関連する補償を行うこと、また土地開発公社に対し貸付けを行うこととしております。こういったところから、より先ほども申し上げたとおり、その基金を廃止して、公共施設等整備基金へ積み立てることによって、今後のそういった公共施設の更新等に柔軟に充てていくため、今回の提案に至っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 後ろのほうをもう少しゆっくり説明してほしいのだけれども、この土地開発基金条例は廃止する。代わりに、今何と説明しましたか。どこどこに移して、円滑にそれをやっていくということに今聞こえたのだけれども。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今回、この土地開発基金を廃止いたしまして、約3億円余のこれ

まで積んできた土地開発基金のほうを、こちら従前からある公共施設等整備基金というところに積立て直しをすることです。

- 桃原朗 委員長** 桃原委員。
- 桃原功 委員** 資料でいう4番の公共施設等整備基金ですね。では、この公共施設等整備基金の性質と土地開発基金の性質はほぼ一緒なので、さっき説明のあった行革の方針もあってスマートにしていくという理解でいいのですか。
- 桃原朗 委員長** 企画部次長。
- 企画部次長** おっしゃるとおり、公共施設等整備基金のほうは公共施設に対しての修繕であったりとか、更新であったりとか、そういったところが今後老朽化して行って、一般財源の必要性が多々生じるものですから、土地開発基金においては廃止して積み直しをするものであります。
- 桃原朗 委員長** 財政課長。
- 財政課長** 次長の答弁の補足ですが、土地開発基金については規則の中で、あくまで土地の取得に関連する部分しか充当ができないということで、一方で公共施設等整備基金については公共施設整備に係る全般に充当することができるので、広く充当することができるということで考えております。
- 桃原朗 委員長** 桃原委員。
- 桃原功 委員** では、今回は財政厳しいから廃止だけれども、また柔軟性が出てきて、基金に積み立てるという際には、この公共施設等整備基金に積立てもできるということで理解していいのですか。
- 桃原朗 委員長** 企画部次長。
- 企画部次長** そのとおりです。
- 桃原朗 委員長** 知名委員。
- 知名康司 委員** たしか琉球大学の取得用地の件が最後になるのかな、土地開発公社の事業としては。西普天間住宅地区の琉大用地取得ということで、これが最後の土地開発公社の事業ではなかったかなと思うのですけれども、これまで今、土地取得の条例、基金条例になるのだけれども、これまでやった事業で、廃止するという事は、今後はもうそういった事業はなくなるということでしょうか。土地開発基金条例ということで、廃止する条例だと思うけれども、これを今後また復活してやるというのはないの。
- 桃原朗 委員長** 財政課長。
- 財政課長** あくまで基金条例の廃止でして、土地開発公社自体がなくなるわけではないです。琉大の用地取得については、土地開発公社のほうで対応していく。基金の廃止とは直接的な影響はないものと考えております。
- 桃原朗 委員長** 知名委員。
- 知名康司 委員** 先ほど言った公共施設等整備基金への積み直しということで、

では使い勝手がいいような形でやるということですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 公共施設等整備基金の目的に従って、これまでより限定的なものではなくて、その目的に従って柔軟に対応できるということで考えております。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 すみません。ちょっと参考までに教えていただきたいのですが、今日の新聞報道で、プリンスホテルが2020年に宜野湾市の西海岸に開設という報道があったのですけれども、あそこの土地というのは公共用地なのか。それとも民地ですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 公共用地ではありません。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 参考までに場所はどこに建てる予定なのですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 すみません、新聞報道で確認した中では、フェストーネの跡地というふうに報道されたというふうに理解しております。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 宜野湾市はホテルが少ない。フェストーネも閉まっています。そこにプリンスホテルが建つというのは歓迎することなのかなと思うのですが、何か宜野湾市と協定みたいなものを結ばれるのですか。公共用地だから、それはないのか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 民有地の中で事業者のほうが開発していくことですので、特に何らかの形の協定等を結ぶことは多分ないかと思えます。企画部としては、このところの事業開設やどのような形で運用していくかというところの情報を持ち合わせてございませんので、その部分に関しては把握してございません。

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 よろしく申し上げます。今の土地開発基金というのは、今までどういったふうに基金を積み立ててきたのか、原資はどこから来ているのか教えていただけますか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 土地開発基金においては、昭和48年に設置条例が制定されております。当初は、基金の原資においては7,000万円、当時旧公設市場の用地を売却したことによる財産収入によって積み立てられております。

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 今、3億3,000万円であるのですけれども、土地を、公共用地

を売却してそれを積み立てている認識でよろしいですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 土地開発基金と公共施設等整備基金等ございますので、そういった公共用地を売却した際の収入。すみません、手持ち資料がなく、今現時点でどの部分に積み立てられたかというのが分からないのですが、過去にはそういった収入を充てて積み立てしてきている経緯があるかと思います。

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 10何億円かあった時代もあったと思うのですが、その主な積み立てた基金というのはどこから来ているかというのは、今ここで分からないのですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 一般会計からのほうで積み立てているかとは思いますが、すみません、今、歳入においてはどのような形で財源が生まれて基金を積み立てたかという説明の資料ちょっと持ち合わせていないので、その辺は現時点ではお答えできず申し訳ないですが、そういう状況です。

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 区画整理事業には減歩率というのがあります。その減歩された土地を売却して、それがここに入ってくるというわけではないですか。

○桃原朗 委員長 用地課長。

○用地課長 区画整理事業とこの土地開発基金とは全く別もので、あれは事業の中の保留地処分金で事業費の中に入っております。

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 理解しました。今までこの両方、土地開発基金ですか、それと今の公共施設等整備基金が両方あったのですか。両方意味があったと思うのですが、別にそれを今廃止しても、先ほどからお話聞いても別に関係ないよ、大丈夫ですよという話に聞こえるのですが、では今までなぜ両方あったのかということが気にかかるもので、その辺はお答えできますか。

○桃原朗 委員長 用地課長。

○用地課長 まず、土地開発基金の趣旨としてあらかじめ土地を取得することによってということで、先行買収というのを念頭に置いて、その後、補助金で買い上げてという制度で、その年度には国庫補助はつかないのだけれども、次の年につくので、公社のほうで先行買収しておいて持っておいて、その次の年に買戻しという形の手法を取っていた頃によく使われていたもので、公共施設等整備基金とはちょっと若干ニュアンスが違っています。

○桃原朗 委員長 知念委員。

○知念秀明 委員 最後に、では今まで土地開発基金を使って土地を購入した最近

の事例というのがありますか。

- 桃原朗 委員長 用地課長。
- 用地課長 先行買収で買った事業は、いこいの市民パーク、もう15年ぐらい前になりますか、あれが最後だったかなと思います。
- 桃原朗 委員長 知念委員。
- 知念秀明 委員 分かりました。ありがとうございます。
- 桃原朗 委員長 財政課長。
- 財政課長 この土地開発基金を充当してやった事業としては、今年度、令和元年度事業にも充当しておりまして、補正予算書をお持ちでしたら見ていただきたいのですが、普天間飛行場周辺まちづくり事業と、あと公立小学校用地買収事業のほうの財源として充当してございます。
- 桃原朗 委員長 知念委員。
- 知念秀明 委員 いいです。分かりました。
- 桃原朗 委員長 ほかに。平良委員。
- 平良眞一 委員 今、市道で潰地事業しているね。補償事業。あれはどれなの。土地開発基金、公共施設等整備基金、どっちだったの。
- 桃原朗 委員長 企画部次長。
- 企画部次長 市道潰地補償基金というのがございますので、先ほどから出ている土地開発基金とはまた別のものになります。
- 桃原朗 委員長 平良委員。
- 平良眞一 委員 6番目か、はい、分かりました。
それから、廃止とあるのだけれども、公共施設等整備基金に3億1,800万円余りを入れるわけよね。この予算書を見ると、補正前の額として3億7,800万円余りの合計額だけれども、これでは補正予算書の36ページ。要は、平成30年度末の残高で3億7,800万円あるわけよね。あるのだけれども、繰入れが3億1,800万円ということで、残りの6,000万円というのはどこにどうなるかな。
- 桃原朗 委員長 財政課長。
- 財政課長 平良委員からありました36ページは、基金繰入金取崩しの補正後の額が3億7,800万円余りということになりまして、当初予算の額が、先ほど申し上げたとおり、普天間飛行場周辺まちづくり事業と公立小学校の用地取得事業に当初で6,000万円取り崩しております。それと併せて今回の補正で3億1,800万円余りまた取崩しを行って、総額として取崩しが3億7,853万3,000円ということになります。
- 桃原朗 委員長 平良委員。
- 平良眞一 委員 では、6,000万円の予算というのは、もう充当したということ
で理解していいのですか。

- 桃原朗 委員長 財政課長。
- 財政課長 当初予算として充当しているものです。
- 桃原朗 委員長 平良委員。
- 平良眞一 委員 では、3億1,800万円余りが基金残高だと、土地開発基金の。その残高を全部公共施設等整備基金に繰入れをすると理解していいわけね。
- 桃原朗 委員長 財政課長。
- 財政課長 当初で取り崩したものと、最終的に今事業に充当している部分を差し引いた残りの部分を公繰入れするということです。
- 桃原朗 委員長 平良委員。
- 平良眞一 委員 これは足して6,000万円ではないわけだから、その増減によって、それもまた公共投資に繰入れするということね。分かりました。以上です。
- 桃原朗 委員長 岸本委員。
- 岸本一徳 委員 今度、廃止する基金ですけれども、原資は公設市場を売却したものと書いていましたけれども、土地を買うためにお金がない場合には、例えばこの基金に残高がない場合には、ここを活用するためには原資は国から借りるとかどこかで借りるとかというふうなことになるのですか。今までどういう処理をしてきたかという、要するに基金の積立てに合わせて土地を買いますとかということは普通ないでしょう。あるから土地も買えるわけであって、なければ買えないのですけれども、いわゆる銀行から借りるのか、それからまたどこか、どんなふうやってきたのかということをやっとこの基金の役割として。公社でもできるわけですか。
- 桃原朗 委員長 用地課長。
- 用地課長 最近だと西普天間住宅地区の琉大附属病院用地の取得を公社のほうで行いました。土地開発基金が3億円余りということで足りないということで、琉大のほうと話しまして借入れして、その借入れした元金及び利子も含めて買戻しするという協定を結んでおりますので、市中銀行のほうから入札してもらって借りて売却をしている状況でございます。
- 桃原朗 委員長 岸本委員。
- 岸本一徳 委員 うちの課題、問題ということではなくて、一般論でいくと確認をしたいのですけれども、例えば土地を買いました。何か箱物とか様々な市の計画があってやるけれども、途中でそこが補助金のかいりんな関係で計画が中止になりました。その土地はどうするのでしょうかという、いわゆる、塩漬けとかと言われますけれども、これ借りるときに利息とか何とかというのは発生しているわけですから、そういう面では土地を買ったことがあまりよろしくない結果になるわけではないですか。そういうことも考えてあれなのかな、いわゆる公共施設等整備基金に一元化していくという意味合いがあるのかなと

いうふうに勝手に思っておりますけれども、それについてはどうなのですか。

○桃原朗 委員長 用地課長。

○用地課長 他市の事例なのですけれども、北部のほうの市は、やっぱりそういうふうに塩漬けになっている土地があって苦労しているというのもございます。

○桃原朗 委員長 岸本委員。

○岸本一徳 委員 そういうことを避けるためにやっている対策だというふうな受け取り方をしているのかな。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今回、土地開発基金は、先ほどから申し上げているとおり、今後は公共施設等の更新のところがメインになってきますので、そういったところを踏まえると先行取得等して施設を建てるというよりは、例えば庁舎の改修であったりとか、あるいは普天間小学校の改修であったりとか、そういったところが今後やっぱり大きな財源が伴いますので、土地開発基金を一旦廃止して公共施設等整備基金にそれらの一般財源等を必要なときに充てられるような形で整備していきたいというところで、今回の提案に至っております。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 説明の中で提案理由、厳しい財政状況の中でということが書かれていて、先ほどの御答弁の中にも財政状況の話されていたのですけれども、仮定の話なのですけれども、もし財政状況が厳しくなれば、そのまま廃止せず残して活用することもできたという理解であったのですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 複合的な要因とかございますが、今回、令和2年度に向けては大変厳しい財政状況が当初から想定されておりましたので、事業の見直し、あるいは基金の整理、廃止とか、あるいは市民に求める負担の見直しとか、そういった様々な視点を経て今回提案に至っておりますので、今回はその項目の一つとして基金の廃止のほうも提案差し上げているというような状況であります。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 今の答弁だと、厳しい財政状況ということを利用して行財政改革を見直すことを図ったということは分かるのですけれども、提案理由として厳しい財政状況があるから基金を廃止するというのは直結しないのかなというのを感じたのですけれども、もしかしたらこの提案理由の中に効率的な資産の活用を図るためだけで合っているのか、あまり財政上……すみません。今の説明でいいです。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

○宮城政司 委員 大丈夫です。

○桃原朗 委員長 進行してよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第20号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時06分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時17分)

【議題】

議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について

～質疑・答弁～

○桃原朗 委員長 これより議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。一度説明をいただきます。企画部次長。

(執行部説明省略)

○桃原朗 委員長 質疑のある方は挙手の上。桃原功委員。

○桃原功 委員 議案書で、先ほど次長が宜野湾市において特徴的なことを説明したけれども、他市の場合においては、まだ男女参画という文字がやっぱり生きていたるところもあるのですが、あえて採用しているということで、本当に分かりやすくいいと私も思っています、男女平等というふうなタイトルで。あまりタイトルに関して議論したこともないし、今タイトルに非常に特徴があるのだということの説明でしたけれども、ほかの自治体とも今後宜野湾市の例と違う男女参画というのがまだ生きていた自治体もあるのですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 タイトルの部分に関しましては、県内他市の事例においては男女共同参画条例というようなものになっております。他都道府県において、今本市が制定しているような条例名称を使用している部分もございます。今回は附属機関、男女共同参画会議において、先ほど議員からもありましたとおり、分かりやすさとか昨今の状況を反映して、このような名称で答申をいただいているものであります。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 私も明瞭で分かりやすくいいかなと思っています。これを決め

るのは、宜野湾市男女共同参画会議というのがやるのですか。今回、この文字自体は項を削るとあるのですけれども、その会議でこういったもろもろのものが決まったということで理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 経過のほうを申し上げますと、市長のほうからこちらの条例制定について諮問をさせていただきます。その諮問に基づいて男女共同参画会議のほうで、本会議のほうが計2回、作業部会のほうが3回審議等して答申を得ております。その答申に基づいてパブリックコメントを実施し、今回の条例提案に至っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 要は男女共同参画会議の中で今回の提案が決まったということで理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** あくまでも附属機関でありますので、その条例案に対して諮問をし、あくまでも附属機関の男女共同参画会議においては、その部分を答申しております。決定したのは、あくまでも宜野湾市のほうが、その答申を踏まえて決定をさせていただきます。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 今度は新旧対照表に戻りますけれども、17ページでこの文字が削られているのではないですか、宜野湾市男女共同参画会議。それで在り方について調査、審議すること、削られているのだけれども、これは削られても、この新しいタイトル、宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例のものというのは、どこで生きてくるのですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** まず、男女共同参画会議においては、執行権を有する機関ではなくて、あくまでも附属機関という位置づけでございます。今回、この附属機関の設置条例の中で項を削るという形で、この附属機関設置条例からは削除しております。23ページ、第17条、男女共同参画会議という規定を今回、この条例で附属機関の位置づけを規定しておりますので、二重な規定になりますので、あくまでも男女共同及び多様性を尊重する社会を推進する条例の中で規定し、その中で今まであった附属機関設置条例の中を削除するという形になってございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** あと24ページで、この施行期日ですけれども、この条例は令和2年4月1日ではなくて7月1日から施行するとあるのですけれども、これ宜野湾市の誕生日ですけれども、特に何か誕生日に合わせてイベントをするという

ことなのですか、4月1日ではなくて7月1日ということは。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** この施行日を7月1日という形で提案したのは、21ページから22ページにかけて市民の責務、事業者の責務、教育関係者の責務、あるいは自治会の責務という形で規定してございます。なので、そういった責務を課す上では周知期間等も必要というふうな理解から、可決した日ではなくて、7月1日、3か月程度は周知期間も必要ということで7月1日と定めております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** よく中央公民館で宜野湾市のイベントがあるではないですか。あれとは抱き合わせではなくて、単独で7月1日に何らかのイベントをする予定があるのですか。周知するにはとてもいいと思います、この宜野湾市の日にこうやって新しい条例を周知するというのは。特にイベントもあるのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 桃原委員がおっしゃっているのは、男女共同参画フォーラムと申しまして年に1回、男女共同参画の推進、宜野湾市が推進しているものを市民の皆様に分かっていただけるようにフォーラムを打って、そこでいろいろなイベントを開催しておりますが、それにつきましては6月23日からちょうど毎年、男女共同参画週間というのがありまして、その間に今回フォーラムを開催する予定となっております。

その中で、今、次長から説明がありましたように周知期間を設けているということですので、ちょうど3か月の間の周知期間に合わせてフォーラムを開催する予定でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 特に7月1日にやるということではなくて、6月23日からの期間の中において何かするのですよね、次年度も。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 男女共同参画フォーラムと銘打ちまして、そちらでイベントを開催する企画を今検討しております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 確認ですけれども、男女共同参画フォーラムとありましたけれども、タイトルどおりの多様性という言葉は入らないの。そのフォーラムの中に。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** フォーラム自体は男女共同参画フォーラムということで毎年行っていますので、これはまた令和2年度宜野湾市男女共同参画推進フォーラムというふうになると思いますが、企画の中で条例が制定されたことやもともとは宜野湾市は男女共同参画計画～はごろもぷらん～、今第3次になります

けれども、それを推進、その中身についての内容をいろんな企画、例えば昨年度は歌謡ショーを行いました。それと、また落語を使った男女共同参画を推進する内容にするなど、いろいろ中身が、企画は様々ですけれども、その企画案の中で男女平等及び多様性を尊重するという内容は出てくるかなと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 資料を要求して、平成29年度の決算額から令和2年度の予算額まで金額ベースで資料をいただいたのですけれども、何かその金額に年度年度によってばらつきがあるから、あまり一定性がなくて、特に令和元年度は3万円しかないです。はごろもぷらんの実施事業に関しては。次年度は66万6,000円、今回の条例の制定を受けて大がかりでやっていこうということだと思うのですけれども、これは本当に極端ですよ、令和元年度が3万円で令和2年度が66万5,000円ということは。こういう予算の在り方だと、現場のほうとしては事業を立てにくいのかなと思うのですけれども、見解を教えてくださいませんか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** この男女共同参画推進フォーラムにつきましては、企画について宜野湾市で男女共同参画を行政側と一緒に推進していくという仲間がおりまして、その名称がチーム参画というふうに呼んでいますけれども、正式名称は宜野湾市男女共同参画行政地域連絡会という会を設置しております。その皆さんからも提案がありまして、チーム参画にしようということで、私たち仲間内ではチーム参画というふう呼びながら活動していますけれども、それは各地域、行政区を中心になのですが、男女共同参画を地域が推進していこうという思いのある人たちが集まって構成しています。みんなでこのフォーラムについては企画、運営まで行っているのですけれども、この予算については、例えば講師謝礼金とか、男女共同参画行政地域連絡会への謝礼金とかという予算は毎年計上しておりますが、ばらつきがあるというのは、例えばですが、フォーラムについては謝礼金で、要は出演者への謝礼金ということでチーム参画の皆さんが出演したりするものですから、その皆さんには、この謝礼金のほうからお出ししています。今回、令和元年度につきましては、ちょうどはごろもぷらんの、これは10年計画なのですけれども、第3次男女共同参画計画～はごろもぷらん～の中間見直しの年度になっていまして、今、中間見直しの作業も行っております。あと条例制定に向けての勉強会など、そういった勉強にかかる時間が盛りだくさんなものですから、活動については企画を温めている時間といいますか、それで令和2年度を御覧になったらお分かりと思いますが、ここで予算を取っているという形になります。令和元年度は勉強をする時期として置いていまして、これを発表する場に令和2年度のフォーラムにおいての出演や業務委託等も今公演委託料というのが計上されてはいますが、それについて

はちょうど中間見直しがされて、後期計画改訂版が出される。あと条例が制定されたときには、宜野湾市の男女共同参画の今後のまた推進についてを劇などを通してやっていただこうかなというふうに今企画しております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** よく分かりました。新旧対照表では、この文字の削除ですけれども、この新しい条例については、前の男女共同参画の条例もあると思うのですけれども、それとの比較で、特に宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例になって追加された、あるいは新しくできた文言というのはどこなのか、あるいは新しい条文もあるのかどうか、その辺伺えますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 附属機関設置条例に関しては、会議の名称と担任する事務が恐らく書かれていたかと思えます。それに相当するものが今回の23ページ、男女共同参画会議の第17条において、施策その他必要な事項を審議させるため宜野湾市だということで、基本的に位置づけ等は一緒と理解しております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** もちろん位置づけは一緒ですけれども、新たに文字の追加とか、あるいは新たな提案とかというのは特にないわけですか。タイトルはこうやって変わっていくけれども、位置づけも分かりますけれども、新たな特徴的な追加というのは特にないのですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 執行権を有する市長部局から諮問に応じた形で附属機関が動いていきますので、あくまでもその会議体が自発的に何らかの形をするのではなくて、例えば基本的には今回、条例の提案であったり、内容審査であったりとか、あるいは先ほど課長からあったとおり、男女共同参画計画の中身の審議だったり、そういったところを審議していただく場でございます。

○**桃原功 委員** よく分かりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本委員。

○**岸本一徳 委員** 以前いただいた資料の中で、今回の提案をされている条例の解説という中で非常に私が重要だろうなと思ったところを確認して、少し質疑をさせていただきたいと思うのですけれども、そこの1ページの解説の中に男女共同参画社会は真の男女平等の上に築かれる社会です。日本には男女平等をうたった憲法がありますが、現実の社会にはまだまだたくさんの不平等が残っていますという部分がございます。ここが大前提だというふうに思うのですけれども、非常に自分自身もそうではないのかなと思った点が、ちょっと今回の条例の制定に当たって気になる点というのですか、男女共同参画というと、やはりまだ多くの方が女性の問題だと思われるのではないかと思うけれども、しか

しこの課題は男性の問題でもあり、もっといえば日本社会の未来をめぐる課題なのだというのが、これは大学教授の論評といいますか、提起、主張みたいなものなのですけれども、私非常にここに注目して見ていくと、例えば2012年に、これ国連なのかな、IMFというのは。ここでキャン・ウィメン・セーブ・ジャパンというレポートが発表されたらしいのですけれども、どういったものかというのが私ちょっと分からないのですけれども、ここで指摘したように、社会経済の活力にとっても女性の参加、参画は不可欠だというのが、そのレポートの内容のようなのですけれども、その基礎になっているのは、例えば諸外国と比べて日本の女性のいわば働くパーセンテージというのですか、働いているパーセンテージというのが、2012年ですので、今2020年ですから、このレポートはちょっと古いのですけれども、その統計資料で日本は随分低い。

例えば、スウェーデンは87.6%の女性が働いているのですけれども、日本はそのときには70.3%ということで、この方が言うには、その数字は低いのだというふうに捉えて、そういうところから見た場合、やっぱり日本の社会が成熟していないというのか、それともまだ進化の途中なのかというふうなことが、私の中でそこがちょっとやっぱり変えていかなければならない点なのだろうなと。憲法には男女平等というのをうたっているけれども、現実の社会はそうではないのだという、現実はこの統計の資料からも見られるのかなというふうに思っております。この方はもう一つ、少子高齢社会というのは、世界もそういう傾向にあるらしいのですけれども、日本は超高齢化社会と言われておりますし、その中で男女共同参画だけではなくて、老若という言葉がこの先生は付けているのです。

というのは、世代間も一緒になってそこを変えていかないといけないのだというふうな、そういう視点があるのです。例えば、今これ理念条例ですので、そこまで言及しているものとは認識していないのですけれども、後々はこういうことを変えていこうというやっぱりスタートなのかなというふうに今私は思っておりますけれども、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今回、この条例をつくる意義みたいな形のものに関しては、やっぱり委員御指摘のとおり、男女共同参画の認知度がなかなか上がってこなかった。そういった中で、本市においては男女共同参画の実現を目指して行動計画の第3次計画を定めてまいりました。ただ、その中で条例の名称において、市民が分かりやすい条例をつくることで、その取組が広く周知できるような形で努めてきたところです。この部分に関しては、条例の前文のほうに記載している形の方向性あるいは目的等を定めて、こういった形のを達成していけるような形ということで、今回の提案に至っております。

- 桃原朗 委員長** 岸本委員。
- 岸本一徳 委員** 条例の制定も大事だと思うのですけれども、その部分の周知といたしますか、いわゆる社会が今そういう社会なので、諸外国と比べてもという、そういう認識が私はまだまだ少ないのではないのかなというふうに思っているのですけれども、審議会等の答申、諮問をした中で、そういう議論がしっかりなされたのかどうなのか。先ほどのレポートなんかも活用して、男女の働き方の在り方みたいなものを議論されたのかなというように、少し、もし説明ができるのでしたら御説明いただきたいというふうに思うのですけれども。
- 桃原朗 委員長** 企画部次長。
- 企画部次長** 審議会のほうにおいては、先ほど申し上げたとおり、平成11年に男女共同参画社会基本法という法律のほうに位置づけられておりますので、そういった中とか、あるいは近年の女活法という、すみません、ちょっと略称なのですけれども、そういった法律とか、そういった背景もありまして、その中でこれまで制定された条例等も参考にしながら、男女平等あるいは男女共同参画とかそういったいろんな視点の中から御意見等、審議等をいただいて、今回、この答申の中でまとめられている状況でございます。
- 桃原朗 委員長** 宮城委員。
- 宮城政司 委員** 念のための確認なのですが、今回、この条例で罰則は設けないということは、理念条例とかそういうことだから罰則は設けないですよということなのですか。
- 桃原朗 委員長** 企画部次長。
- 企画部次長** 先ほど申し上げました責務という形の法の規定をしておりますが、罰則という形のものには規定をしております。
- 桃原朗 委員長** 宮城委員。
- 宮城政司 委員** 分かりました。
- では、このような活動とか動きというのは、これまでも、先ほどの説明の中でもあったとおりに頑張っておられたと思うのですけれども、今回、条例化するに当たってメリット、デメリットというか、効果とか期待度、期待というのですか、その内容というのを説明をお願いします。
- 桃原朗 委員長** 企画部次長。
- 企画部次長** 理念条例でありますので、広く周知することもそうなのですが、先ほど申し上げました男女共同参画社会基本法において、地方公共団体の責務という形のもので規定されております。その責務の中には、市町村においては施策の策定及び実施する責務を法律のほうに位置づけられておりますので、この条例の中で位置づけることによって、より明確にすることができるというふうに考えております。

- 桃原朗 委員長** 宮城委員。
- 宮城政司 委員** ありがとうございます。その効果をより高めるために、今後発信が大事になっていくと思うので、先ほどの質疑とかでもあったのですけれども、今計画している発信方法とかあれば教えてください。
- 桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。
- 市民協働推進課長** 男女共同参画推進については、これまで本市においては進めてきている施策が71項目ありますけれども、それに沿った内容を毎月の市報で継続的にこれまでも発信しております。また、ふくふく講座におきまして男女共同参画に関する内容で講師をお呼びしまして、月に1度、年にすると10回から12回程度行っておりますが、それに併せて男女共同参画フォーラムもこれまでやってきた推進の仕方に加えて、ラジオ出演も月一行っておりますので、ラジオでの広報とか、あとは条例については、今回、条例が制定された場合は、この条例について教育機関等にも、今ちょうど学生の皆さん、中学校の教科書等で男女共同、男女平等など学んでいらっしゃると思いますので、ぜひ教育機関においても条例についてテキストではないのですけれども、学生の皆さんにも分かって勉強していただける機会を設けることができたらと考えております。
- 桃原朗 委員長** 宮城委員。
- 宮城政司 委員** ありがとうございます。今まで頑張っていたらっしゃった発信というのは、そのまま継続されていいのですけれども、条例化という一つのきっかけ、条例化をきっかけとして新たな発信方法も検討して進めていただきたいと思います。
- そして、さっきちょっと岸本委員もおっしゃっていたのですけれども、行く行くなのか、条例ではちょっと扱い切れていないかもしれないですが、男女以外も年齢の違いもありますし、いろいろな多様性であっても平等でみんなが幸せに生きていけるような社会というのを実現する方向に、この条例が近づけるような動きを宜野湾市としても取っていただけるように頑張りたいと思います。以上です。
- 桃原朗 委員長** 知念委員。
- 知念秀明 委員** お疲れさまです。本会議で要求した資料番号38番についてなのですけれども、性の多様性を尊重する社会の講演について、皆さんは平成29年からこの講演をやっていると思うのですけれども、このときに、この事業の目的も本当はいただきましたかと思うのですけれども、平成29年9月に行った講師の又吉さん、10月に行った徳永さん、平成30年度に行った竹内さん、竹内さんは令和元年にも講演なさったと思うのですけれども、この講演の目的というのを今答えていただけますか。
- 桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長 先ほど申し上げましたように男女共同参画の推進につきましては、こういった男女共同参画計画～はごろもぷらん～、今第3次まで来ていますけれども、はごろもぷらんの内容に沿ってこれまで事業を進めてきております。ふくふく講座につきましても、施策を市民に周知していくため、啓発のための一つ的手段でございますが、そのふくふく講座の中で資料を提供させていただきました性の多様性を尊重する社会に関する講演につきましても、71ある施策の中の4つ、はごろもぷらんや基本方針、4つの柱がありまして、その4つの柱の中の2番目、互いの性や人権などを尊重する平和な社会の実現を目指したものとなっております。

年10回から12回程度、ふくふく講座を企画していく中で、その一つの項目の中に性の多様性を尊重する内容についてをふくふく講座に企画をしているわけですが、性の多様性につきましてもはまだまだ認知度が低いということで、まずは市民の皆様にも性にも多様性があるのだよということをお伝えするために、そのふくふく講座の中にも企画として入れておりますが、例えばですが、又吉さんにつきましても、LGBTの中のトランスジェンダーということで、そのトランスジェンダーである御本人が、これまでどういった思いをして生活してきたか、社会に貢献しようというふうに考えてきたかという旨のお話をさせていただきました。

毎回、アンケートをしまして、そこでの感想とかも聞くのですが、その中ではトランスジェンダーという方たちがいるというのは知っていたけれども、まさかこういった身近にいらっしゃるというのは分からなかった。もっとこういったLGBTに関しても知る必要がある。誰もが等しく生活ができるように、社会でも推進、理解を深められるように考えていきたいというふうな意見もございました。

そして、また徳永さんにつきましても、この方は性教育ファシリテーター思春期保健相談士というお仕事をされていますけれども、全国を飛び回って活動している方ですが、こういった思春期の皆さんに性教育、また大人にも性教育が果たされていないことから、社会ではDV等、あと児童虐待、そういった問題が起こっているというところから、もっと本当の意味での性教育の大切さを知ってもらいたいということで活動されています。

これについても性の多様性が理解されていないがために、社会ではいろんな問題が起こっているというふうなお話がございました。これにつきましても、午前9時から、9時半から11時半ということで、本来ならばふくふく講座は夕方時間帯、あと土曜日とかにプログラムしたりするのですが、これはお仕事等いろんな方たちに対応している。仕事で性の多様性を学んでおかないと、相談業務とかそういったものに対応ができないということで、学びの場と

ということで提供しております。

そして、平成30年度の竹内さんにつきましてはレインボーハートプロジェクト o k i n a w a の代表でいらっしやって、御本人自身がゲイということでLGBTについては説明、周知活動をされていらっしやいます。この方については、よく新聞等でも取り上げられていますけれども、連載もされていますが、特に学校の保健教諭の皆さんと一緒に、学生が持つ悩みをSNS等で無料相談に乗ったり、そういった活動をされている方で、こういった生の声、相談を受けた内容でしたりとか、そういったことから御講演をいただいております。竹内さんにつきましては、実際受講された皆さんからは、とても好評がありまして、2年連続お呼びして講師をしていただいております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 知念委員。

○**知念秀明 委員** ありがとうございます。私も又吉さんと竹内さんの講演は聞かせていただいたのですけれども、非常によかったと思います。また、竹内さんにしたら、学校に出向いて児童生徒にいろんな講演をしているというお話も聞きましたし、また教育委員会も平成28年には教職員に対して多様性を尊重する授業の中で、研修の中で職員に対して、中央公民館ですから480名の幼稚園、小学校、中学校の教員を対象に、こういった研修会を行って、このアンケートの内容を伺ったのですけれども、192名の方が非常に参考になった。154名が参考になった。参考にならなかったという回答はなかったと思うのですけれども、先ほど宮城委員もおっしゃっていたとおり、宜野湾市はこのことに対して非常にいろんな活動、講演を行っていると思うのですけれども、それなのにまたそこを条例化する。具体的に条例化する経緯をお話ししてもらえますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今回、条例化のことに关しましては、先ほど申し上げました平成11年に政府において男女共同参画社会基本法という位置づけがございました。その中には市町村に対して条例化しなさいという規定はございません。基本計画で施策の策定及び実施する責務を市町村のほうに規定しておりますので、その中で本市においては、先ほど課長から申し上げました男女共同参画の基本計画、はごろもぷらんを策定しておりますので、今回は第3次の中に条例制定に関して目標を掲げておりましたので、今回、それに基づいて提案しております。

○**桃原朗 委員長** よろしいですか。石川慶委員。

○**石川慶 委員** よろしくお願ひします。まず、市長から諮問があったということですが、いつですか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 令和元年5月21日に宜野湾市男女共同参画会議に対して諮問をしてございます。

- 石川慶 委員 今回、宜野湾市男女共同及び多様性を尊重する社会を推進する条例ということなのですけれども、市長からの諮問の際の見出しというか、これの内容を教えてもらえませんか。
- 桃原朗 委員長 企画部次長。
- 企画部次長 諮問の文書のほうをちょっと読み上げて、内容に代えさせていただきたいと思います。宜企協第64号、平成元年5月21日付、宜野湾市男女共同参画会議会長、新垣誠様、宜野湾市長、松川正則。標題、宜野湾市男女共同参画条例の制定について（諮問）。宜野湾市男女共同参画条例の制定について（諮問）、宜野湾市男女共同参画条例の制定について、宜野湾市男女共同参画会議規則第2条の規定に基づき、議会に意見を求めるというような内容になってございます。
- 桃原朗 委員長 石川委員。
- 石川慶 委員 今、次長の説明のとおりなのですけれども、名称が大分変わっていて、多様性も入っておりますよね。そこでお伺いしますけれども、この多様性を入れている県内の市、そういった条例制定しているところ何か所あるのかお聞かせください。
- 桃原朗 委員長 企画部次長。
- 企画部次長 県内41市町村ございますが、全ては把握してなくて、宜野湾市除いて10市の状況の中では、その名称を用いたところはございません。
- 桃原朗 委員長 石川委員。
- 石川慶 委員 男女平等と、そういった部分に関してある程度理解しているのですけれども、多様性、他市のほうでもまだ入れているところが少ないということで、別々に条例つくってもいいのかなというふうな思いもちょっと僕はあったものですから、そういった中でまず名前が変わった理由。これは参画会議、そちらの皆様から声が上がって変わっていったのか、そういった議論がどの程度されているか非常に気になる場所なのです。その辺お答えできるのであれば、お願いしたいと思います。どういった議論があって名称が変わっていったのかというのを教えてください。
- 桃原朗 委員長 企画部次長。
- 企画部次長 男女共同参画会議の中で基本法、県の条例、県内の条例等も参考に、条文のほうからまず審議に至っております。その条文の中で先ほど来申し上げているように、市民が分かりやすい条例という形で多様性という文言が、その中で入ってきております。
- 桃原朗 委員長 石川委員。
- 石川慶 委員 市民に分かりやすくするため、多様性が入ったということですか。
- 桃原朗 委員長 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 平成11年に制定されました男女共同参画基本法、これは国が定めた法律ですけれども、その基本法にも多様性という文言は入っておりません。しかしながら、国のほうも行動計画を持っていますけれども、平成27年に策定された国の第4次男女共同参画計画には随所に多様性という文言が採用されています。国が出している男女共同参画基本計画というものは、宜野湾市におきましてははごろもぷらんと同等のものでございます。国は平成11年に基本法を定めていますけれども、それに足りない分は時代の潮流を見ながら、こういった計画の中で補足していくという方法を取っていますので、これについては宜野湾市も同じようにこれまで計画を3次まで整えてきたわけですけれども、今回、条例をつくるに当たりましては、こういった時代の潮流を見ながら本条例には多様性という文言が入ってくるのは不自然ではないと思います。

○**桃原朗 委員長** 石川委員。

○**石川慶 委員** ありがとうございます。不自然だというふうに言っているわけではなくて、参画会議でどのような議論があって、こちらの会議を何回やったか教えていただけますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 参画会議、人数が全部で11名いましたので、その中でより専門的な作業部会、5名で3回審議しまして、案を取りまとめて、最後にまた全体の会議をして実施しております。よって、大きい会議を2回、作業部会を3回実施しております。

○**桃原朗 委員長** 石川委員。

○**石川慶 委員** そして、2回と3回、議事録があつたら、ぜひ資料で頂きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 先ほど申し上げました全体会議においては、議事概要的な形のもので準備してございますが、作業部会に関しては、その1条1条に関して事務局も含めてやり取りしてございますので、その中での議事録は作成してございませんので、大きい参画会議の2回の部分の議事概要に関しましては後ほど提供したいと思います。

○**桃原朗 委員長** 石川委員。

○**石川慶 委員** よろしくをお願いします。

では、すみません。あとちょっと中身なのですけれども、第9条に自治会の責務とかあるけれども、この辺結構いろいろありますけれども、これどういうふうに自治会とかには周知していくのかなというふうに気になるのですけれども、その辺お聞かせ願えますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

- 企画部次長 今回、自治会の責務を規定してございますので、答申等を受けまして、自治会役員会において内容を少し説明してございます。その中で、特に異議とかそういった形はなくて説明をしてございますが、制定後は再度また広く周知していけるような形で説明していきたいと思っております。
- 桃原朗 委員長 石川委員。
- 石川慶 委員 自治会長会の会議の中で説明はしているということで理解していいですね。
- 桃原朗 委員長 企画部次長。
- 企画部次長 自治会長会の理事会と全体会議の中で説明をしてございます。
- 石川慶 委員 ありがとうございます。以上です。
- 桃原朗 委員長 ほかに質疑ございませんか。
(「午後まで持ち越します」という者あり)
- 桃原朗 委員長 では、午後2時から引き続き審査いたします。
-

- 桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時17分)

◆午後の会議◆

- 桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時00分)
午後の会議を進めてまいります。
-

- 桃原朗 委員長 午前に引き続き議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定についてを議題といたします。
本件に対する質疑を許します。知名委員。
- 知名康司 委員 今回、宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例ということになっております。午前中の段階でも市民が分かりやすく、親しみやすくということでありましたが、これまで宜野湾市が本来ですと宜野湾市男女共同参画推進ということが進められていたと思うのです、これまでの経緯だと。今回、宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例になった経緯、これはもう文言自体が結局はタイトルみたいな形で重要なことありますので、そこの説明からお願いします。男女共同参画会議も含めて参画推進ということが進められていた経緯がありますよね。そこまではよろしいですけれども、これが今回の条例の名称というか、宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例に変わった経緯、その辺を説明をお願いします。
- 桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 午前中から説明申し上げているところなのですが、まず昨年5月21日に市長から男女共同参画会議に対して諮問を行っております。知名委員からありますとおり、第3次宜野湾市男女共同参画計画において具体的施策の中で条例の位置づけをしていくという形のもの位置づけられております。審議の中で、先ほど申し上げたとおり、2回の会議と作業部会の中で、その中身について基本法、県条例、他市町村の条例等を参考に、まず条文のほうから審議をしてございます。その審議の過程の中で、最終的な名称を今上程してあります宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例というところが、この条例の名にふさわしいということで、答申の中でもそのような形の答申を踏まえまして、今回の条例名に至っております。

○桃原朗 委員長 知名委員。

○知名康司 委員 その辺の経緯については理解しましたが、この内容、さっき言ったタイトルの内容で、ほかの市町村は条例文言でタイトルには出していないということ。ありましたよね。午前中。これはゼロということなのですか。どこの市町村もまだこういう内容では提案されていないということですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 午前中も答弁いたしておりますが、41市町村全てちょっと把握しているわけではなくて、県内11市ございますが、宜野湾市を除きまして10市のほうは男女共同参画条例という形の名称になっているというふうに理解しております。ただ、他都道府県においては、男女共同参画関係の名称を使った条例は位置づけられております。今回、平成11年に基本法ができて、その後、約20年近く宜野湾市のほうは条例を制定してございませんので、様々な環境等の変化もございますので、その条文に基づいて、あるいはまた昨今の社会環境を含めまして、このタイトルがふさわしいということで、男女共同参画会議からも答申を頂いているところではあります。

○桃原朗 委員長 知名委員。

○知名康司 委員 私が先ほど言っているのは、タイトルを、これがメインですよ。これが決まったの条例案の内容ですから、これが非常に重要な項目になっているのです。ですから、これまで多様性という、あまり聞いてはいなかった文言内容が入っておりますが、あるいはヘイトスピーチというのもまた項を当ててのですね、この条例。10条の(4)のヘイトスピーチ、このヘイトスピーチまで入ってくるのかなと少し疑問なところがあるのです。

というのは、最近、川崎市のほうでヘイトスピーチ条例がまた独自に条例化されているものが、これはまた別個ではないかなというのが意識としてあるものから、その辺はどうなのですか。

○桃原朗 委員長 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長 今回の条例の中にヘイトスピーチというものは禁止事項の中でうたっておりますが、定義といたしましては第2条のほうで、国籍や性別等に関する差別を助長し、または容認する表現のことをいうというふうに定義してございます。このヘイトスピーチにつきましては、男女共同参画の推進に直接関係がないのではないかと、ちょっとまた違うのではないかとという質疑をされているかと思えますけれども、タイトルにも、今回、条例を策定するに当たっては、国の男女共同参画社会基本法、そして第4次男女共同参画計画を参考にしておいております。

そしてまた、時代の潮流も見ながら、要は男女共同参画については人権を尊重するものでないと成り立たないものであるというところから、ヘイトスピーチ、人権差別などを助長し、また容認する表現というところでヘイトスピーチも禁止事項のほうに入れております。

○桃原朗 委員長 知名委員。

○知名康司 委員 最後に1点だけ、これは諮問委員会の中で、この条例に対する、参考にする例というか、多分あったと思うのですが、前の説明の中で、何か北谷町の男女共同参画推進条例を参考にしたというようなことを何か聞いた覚えあるのですけれども、北谷町の男女共同参画推進条例を見た場合、中身がまた全然違うものですから、宜野湾市はそれを参考にしたのかちょっと疑問に思いますけれども、その辺はいかがですか。

○桃原朗 委員長 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長 宜野湾市らしい条例ということで、男女共同参画を推進するためには何が必要なのか、どういった名前にしたほうがより市民の皆さんに伝わりやすいものかというところで、審議会の中で審議がされました。そして、先ほど申し上げましたとおり、答申書の中にあります条例の趣旨が一人一人に伝わりやすいものが望ましく、また社会的背景などを勘案して、今回の条例名に至りましたという旨の内容が答申書のほうにはございます。

今回、条例をつくった経緯といたしましては、平成11年に国の基本法が策定されて、そして沖縄県、そして県内も次々にそれに伴った内容の条例を策定してきております。本市におきましては、基本計画をつくっていくにおいて、第3次のはごろもぷらんを推進しているところでございますが、先ほど次長からありましたように、基本法の中には条例をつくるようにというものはございません。ただ、男女共同参画の計画はつくって推進していくようにということがありますので、はごろもぷらんの中に、その施策の中に条例をつくるということで施策を掲げておりますので、今回、情勢を見て条例を策定したということになります。

それに当たりましては、私たちも審議会の皆様も、では何を参考にしたほう

がいいのかということの検討を続けてまいりました。まずは国の基本法を参考にして、そして国の計画は今第4次、平成27年に第4次の計画ができています。そして、沖縄県の条例につきましては、県内10市、次々と条例を施行しております。その中で最後に残ったのが当市でございます。そうしますと、この時代の潮流を見て、そして審議委員の皆さんの思いのある一人一人に伝わりやすいもの、男女共同参画という文言が市民全員に行き渡っているかということ、アンケート等でも、また国が示しているアンケート調査の結果でも、なかなか分かりにくいと浸透していないという状況がございますので、では男女共同参画の条例が形骸化しないためにはどうしたほうがいいのかということで、この基本になる文言をネーミングに当てたということになります。

○**桃原朗 委員長** 知名委員。

○**知名康司 委員** これまでの経緯は理解しました。この経緯、タイトルに関して、例えば諮問委員会の中で委員がおりますよね。これは全員オーケーというか、それでいいということで了解した、それともその中にはそうではないよという方もいらっしゃるのか、その中身が諮問委員会の議論になったかどうか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 2回目の男女共同参画会議において、その内容、中身、策定作業部会において提案等がなされて、最終的にはそのタイトル名では全会一致で承認をされております。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** よろしくお願ひします。ちょっとお伺ひしたいのは、これまづ国別に順位を見てみて、121位になっていると思うのですが、これ順位は政治、経済、教育、健康の4分野で指数化して算出しているということなのですか。政治、経済、教育、健康の分野の順位というのはわかりますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** すみません、委員が御質疑されている部分に関しては、新聞報道等であった世界経済フォーラムが毎年発表している女性の社会進出の資料、男女格差報告にあるもので、日本が2019年度は153か国中、過去最低の121位になったということのものかとは思いますが、すみません。こちらの部分に関して、委員が御質疑されている経済、教育、健康とか政治とかそういった分野ごとの順位のほうは、今すみません、手元のほうにはございません。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 今回の調査の結果ですけれども、4分野、14項目における格差状況ということでございます。そして、分野ごとの結果が出ておりますので、申し上げます。経済活動の参加と機会ということで115位、教育分野で91位、健康と生存で40位、政治的エンパワーメントで144位という結果でございます。

○桃原朗 委員長 平安座委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。新聞報道等でもやっぱりあったとおり、教育、健康に関してはそんなに大分改善されているところ、皆様方が頑張られたおかげだと思いますけれども、政治、経済に関してG7の中でも最低でしたか、というふうになっているということです。分かりました。それを本員、条例の中身についてちょっと質疑させていただきたいのですけれども、先ほどから男女共同参画基本法が平成11年でしたか、できて、それに基づいて現在直して、今この案になったと。男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例という案になっておりますけれども、理念としては大変すばらしいものだと私も認識しておりますが、中身についてちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

まだ、多様性のほうについてですけれども、定義にあるとおり、性別と年齢、障害の有無、国籍、文化的背景、個性、能力の違いのことをいうという流れになっておりますが、私もこのはごろもぷらんちょっと読んだのですけれども、その中に、多様性の中にこういった文言があるというのは一応確認しております。

次に進みます。すみません。1つ確認したいのが、この定義の中の積極的改善の措置というところが、私あまり理解ができない文言なので、今後、定義の中にある積極的改善措置というのはどういったものなのかちょっと聞かせていただけますか。お願いします。

○桃原朗 委員長 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長 積極的改善措置と申しますのは、すなわち男女が社会の対等な構成員として配置されるよう、男女間に格差が生じていれば改善するような、機会が均等になるような仕組みのことをいいます。よく言われているのが、別名称がポジティブアクションということで、各企業などが取り組んでいる内容でございます。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 補足いたしますと、管理職の登用とかというところで、女性の登用率が低い、あるいは附属機関の中で男女構成メンバーのほうをよりできるだけ均等にしていきたいと思いますというところで、企画部においてはそういった附属機関に委員を選考するに当たっては、そのようなところも配慮してください。あるいは、その規則の中で、その部分を45%から55%の中に、それぞれ男女比がそういった構成になるような形で努めるように我々のほうも今アクションを起こしておりますので、そういったことを規定しております。

○桃原朗 委員長 平安座委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。要するに、では男女の登用が平等に

なっていくように、積極的に言っていくことというのが、この積極的改善措置というふうに理解していいですか。違いますか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** この雇用についての男女が同じような比率になるようにというのは、企業とかそういった部分で改善していくようにというのがありまして、それは一部でして、例えば審議会や委員会、様々な団体の中で、何かを決める組織、意思決定機関というふうに申し上げますけれども、その中に男性だけではない。女性だけではない。偏りがないようにバランスを取っていくというのが積極的な改善措置というもののなのです。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。ありがとうございます。

男女の均等なという今説明がございましてけれども、本市におきましては11市の中で女性の登用率が1位だったかと思うのですけれども。

(市民協働推進課長「はい、3位のうちに入っています」と呼ぶ)

○**平安座武志 委員** どんどん、どんどんやっばり上がってきているというふうに伺っているのですけれども、ある意味なぜ今この条例が必要になったのか、この時期に。今上がっている、今までの状況下でもどんどん、どんどん宜野湾市としては上がってきているという状況で、なぜ今条例が必要になったのかというのをちょっと説明もらえますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 午前中にも答弁差し上げてございますが、条例をつくる部分に関しては平成11年の男女共同参画社会基本法に基づいては、先ほど課長からもあったとおり、制定に関しては義務ではございませんでした。ただ、この施策を定めること、それに対して実施することは、基本法の中で地方公共団体の責務として位置づけられておりました。それらをやはり一つの具現化する手法として県や他の市町村においても条例等を制定されてきているかと思うのです。そのようなところで、条例を制定することによって、こういった基本計画や施策の実施をより明確にすることも可能になりますので、今回、条例の提案になっております。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 平安座委員がおっしゃるとおり、皆さん御存じでしょうけれども、男女共同参画の推進については、宜野湾市庁内においては進んでいるという認識を私たちも実は持っております。ただ、条例については市民に向けての条例になりますので、国が基本法を国民に向けて公布したように、私たちが今回条例をつくる目的としましては、より具体的に男女共同参画を市がこういったものを掲げる、こういった理念条例として社会がそうなるように

という目的がございます。役所、行政としましてはこの男女共同参画社会を推進していく旗振り役としての役目を推進するものと思います。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** ありがとうございます。確かに男女共同参画は進んでいるほうだと私も認識はしているのですけれども、もう一点ちょっと確認してよろしいでしょうか。この男女共同参画に関しては私、異論ございませんが、多様性を尊重する社会ということが入りまして、定義の中身がちょっと増えているような気がするのですけれども、例えば3番、性行動及び性的指向に関してちょっと確認したいのですけれども、よろしいでしょうか。まず、性的指向は何か少し御説明いただけますか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** いろいろな解説がありますけれども、性的指向というのは指が差すですので、性的魅力など好きになる性を表しています、性的指向。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** ありがとうございます。確かにそうですね。性的指向、2種類の漢字使う場合がありますね、指と何でしたか。

(市民協働推進課長「嗜好」と呼ぶ)

○**平安座武志 委員** 2種類あると思うのですけれども、これ今、指のことを一応されたと思うのですが、性的指向は確かに今おっしゃったとおりにになっていると思うのですけれども、もう一方の漢字が示すもののことではないというふうに理解してよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** これは学術的にも述べられていますので、「性的指向」とは、この条例に載っている「指向」のことを指します。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** ありがとうございます。分かりました。

では、ちょっともう一つの「嗜好」のほうではないということは、今確認とれました。この条例、先ほど午前中に知念議員からの話があったのですが、性の問題、性の多様性の問題の質問がありましたけれども、こちらは多様性を尊重する社会の実現なので、性の多様性ではないと私は認識しているのですけれども、定義の中にこういうふうにかかれていてお聞きしますけれども、現在この条例を制定した場合、後々、性の多様性のほうに踏み込んでいくお考えがあるのか、そしてそういった議論をしたことがあるのかちょっと聞かせていただけますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今、平安座委員の部分に関しては、昨今、浦添市が条例を提案し

ている性の多様性を尊重する社会を実現するための条例の件かと思えますけれども、すみません。こちらの部分に関しては、まだ条例化もされていませんし、うちのほうから浦添市の内容を確認したわけではございませんが、ただこの記事のほうに出てくる戸籍上同じ性別のカップルの結婚と同等の関係と認める新しいパートナーシップ制度の導入を盛り込んだということが浦添市の条例かと思えます。宜野湾市が今制定で上げている条例の部分に関しては、この規定を盛り込んだ形のものにはなってございません。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 盛り込んだ形になっていないというのは分かりますけれども、ですから今回、こういう条例を制定し、後々話の中で、そこまで進んでいくという話もあるのか、そこをちょっとお伺いしているのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今回、先ほどから申し上げているとおり、国の、政府の男女共同参画社会基本法に基づく形で、県条例で関係、県内の市町村の条例等を参考に今現在定めておまして、浦添市の取組や那覇市が要綱上で取り組んでいる事項とかを現時点で宜野湾市として今予定しているものではございません。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 予定しているものではございませんというコメントですが、実際なっていく可能性もあるのかどうなのか。

もう一つ、5回の部会、審議会があったと思うのですけれども、その中で性の多様性について、要するに例えばパートナーシップの件とか、あと同性婚の話とかまで出たことはあるのか。ちょっと確認したいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 今回の条例制定に向けての審議会につきましては、男女共同参画社会基本法に基づく市レベルの条例ということで、その内容について審議はしていますが、同性婚とかパートナーシップに係る内容についての議論はございませんでした。

○**平安座武志 委員** ないですね。

(市民協働推進課長「はい」と呼ぶ)

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。ありがとうございます。

では、要するにここは、浦添市が今出している性の多様性、今回出さなかったみたいなのですけれども、性の多様性とこの今上程された条例は、全く別物だという認識で理解していいわけですね。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 先ほど申し上げたとおり、浦添市の条例と本市の比較や確認等を

しているわけではないですし、向こうもまだ正式に提案までは至っていないので、新聞報道の範囲では先ほどのパートナーシップ制度導入を盛り込んだものにはなってございません。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 条例の中の第3条、基本理念がございます。男女共同参画を推進する条例、今回の名称は男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例と銘打って、男女共同参画を推進するために宜野湾市の条例を今制定に向けていますが、この条例の理念としましては第3条に記載しているとおりでございます。第1号から第7号までございますので、その中には全ての人がという文言がありまして、性別等に関わりなく個人として尊重され、差別的取扱いを受けることなく、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保され、平等、対等な立場が保障される。以下全ての人がというふうに表現しておりますので、その基本理念に基づいて内容を御覧いただけたら、この条例の意図が理解できると思います。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。私が聞いたかったのは、要するにこの条例からまたどんどん一步一步進んでいくのかなというのを確認したかったので、今そういったことはないというふうに理解をいたしました。

では、もう一つ、性の多様性ではなく、ヘイトスピーチに関して質問させていただきたいのですけれども、先ほどもヘイトスピーチの定義を確認しましたけれども、もう一度ヘイトスピーチの定義をちょっと教えていただけますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 9ページに定義第2条とありまして、9項のほうに用語の意義として、ヘイトスピーチ、国籍や性別等に関する差別を助長し、または容認する表現のことをいうということで条例上は規定してございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。ここに、今定義の中に1行だけ書かれているのは分かるのですけれども、これ理念条例であっても、制定されれば、それを守るという、宜野湾市のある意味法律になるわけですから守っていかないといけない条例だと思うのですけれども、このヘイトスピーチに関して、私、はごろもぷらんのほうとかを見ても一通り全て目を通させていただきましたが、ヘイトスピーチに関してのことは一切書かれていなかったのでありまして、このヘイトスピーチ、先ほどもありましたけれども、川崎市、あと大阪市とかで大きな話題になって条例制定されているところもあるのですけれども、このヘイトスピーチに関しては、私、この1行でまとめてぼんと入れられるようなものでもないなという思いがちょっとあるもので確認したいのですが、ヘイトスピ

一斉、この1行だけではなく、もうちょっと詳しくどういったものがヘイトスピーチに当たっていくのか、どういったものがヘイトスピーチですよと条例制定された場合は、皆さんに、宜野湾市民にどういうふうに伝えていくのかというのをちょっと聞かせてもらいたいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 私ども条例を策定するに当たりまして、審議会の先生方とも一緒に勉強を重ねてまいりました。そして、この文言を条文の中に入れていくに当たって、法律的な用語とかも調べてみましたけれども、まず広辞苑の中でうたっているのが、特定の民族、宗教、性別、性的指向などへの憎悪を表す差別的、暴力的な発言、言説というふうにございます。ですので、ヘイトスピーチ自体が男女共同参画を推進していく上で、どういった意味があるのかというふうにお聞きしているかと思うのですけれども、違いますか。もう一度お願いします。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** すみません。意味があるのかではなくて、ヘイトスピーチというのは要するに、この1行ではなく、いろいろな今、課長がおっしゃったような多分男女の中のヘイトスピーチに当たる部分もあるかとは思っているのですけれども、そこのほうをおっしゃっているかと思うのですが、そうではなく、この多様性という言葉が入ってヘイトスピーチが入ってくると、多様性の中に要するに国籍とか文化的背景とかそういったものが入ってくるわけです。ですから、そこにも全部つながってくるものだとは私は思っているのですから1行だけの説明ではなく、もうちょっと具体的に宜野湾市では例えばどういったものがヘイトスピーチに当たると思われますかということです。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** ヘイトスピーチにつきましては、いろいろな手法やいろいろな考え方でもって人を傷つける行為だと認識しております。ですので、人権を大事にする、男女の平等、全ての人が生きやすくなるような社会を推進するという内容においては、ヘイトスピーチは受け取る側がヘイトスピーチだというふうを感じる、人権を侵害するような文言や行為、あとここにありますように言説とか定義しているようなものを行うこと自体をヘイトスピーチというふうにご認識しております。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。

では、もう一つ質疑ですけれども、ヘイトスピーチをこの条例に入れた、今回入っているわけなのですから、このヘイトスピーチという条文を入れたことによって条例が制定された場合、どういった実効性というのがあるのか。

要するに啓発活動をしていくということなのか、何かあるのですか。

もう一つ、ヘイトスピーチという定義、書かれておりますけれども、宜野湾市内で例えばいろいろ何かヘイトスピーチに関する案件みたいな、苦情とかもし宜野湾市にこの条例をもとに来た場合に、ヘイトスピーチとして誰が判断するのか。ヘイトスピーチか、ヘイトスピーチではないのかという判断とか、この後どなたがするという予定なのか聞かせていただけますか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** この答弁の部分に関しては、男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例という形で、これまでの経緯や目的とかそういったところを規定しております。その中で、やはり全ての人が個々として尊重されるべきというところで、それを妨げる行為等を規定し、その中で禁止行為等をうたってはいるのですけれども、ただこの条例の中で罰則規定、あるいはそれを処罰する規定等はありませんが、あくまでも理念条例でありますので、そういったところに向けて、もし仮にそういった行為があるのであれば、また18条のところでも苦情または相談への対応という形で、この条例の中でまた再規定したほうがいいのかどうかも含めて審議していく形になるかとは思っています。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 要するにヘイトスピーチという言葉をつけているけれども、まだ具体的なことは考えていないという理解ですね。それでいいのですね。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 市町村条例の中において罰則規定等を伴うものというのは、なかなか制定が難しいかと思えます。このヘイトスピーチの部分に関しては、例えば法律の中でそういった人権の侵害の行為があったりとか、法律等でそういった処罰規定等が設けられる部分があるのであれば、受け取り方であったりとか、役所の中でそういった行為が行われたりというところであれば、やっぱり注意喚起していく必要もありますし、そこが本当に犯罪行為という形であれば、我々市町村がどうこうできるものではなくて、警察への通報等そういったものも考えざるを得ないことがあるかと思えます。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** ヘイトスピーチに関して、もう一つ、最後に。ではこの条例には書かれますけれども、ヘイトスピーチがあつて市のほうに相談とかこういうものがあつた場合、これはもし警察の問題であれば警察に委ねる。市のほうがヘイトスピーチかどうかという判断するものではないということですね。

私、積極的改善措置というのをちょっと認識が違っていたもので、ヘイトスピーチがされることによって、ヘイトスピーチ等があつた場合、市に苦情が来れば、市長が何らかの対策を講じるものなのかなというふうに捉えていたので、

そうではないという理解でよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** この条例の中で罰則規定等を設けているわけではないので、委員のおっしゃるとおり、そういったものではございません。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。書かれてはいるけれども、そういうものではないということであるので、理解いたしました。

いろいろ書かれているのですけれども、やっぱり理念条例で罰則等がないということなので、この条例案を見る限りでは、物すごく広く捉え切れる条例案だと私は思っています。今も私が何個か質疑したのも多分広くとっての質疑になっていると思うのですけれども、やはり理念条例なのですけれども、ちょっと私としては広くなり過ぎて、余計男女共同参画という部分が薄れているのかなという感じがあります。

先ほども言ったように多様性という言葉が入ることによって広がっていったり、ヘイトスピーチという言葉が入っていたり、性的指向の条文が入っていたりということで、取る方によっては、要するに幅広くなってしまっている部分があるので、やはりもうちょっと男女共同参画にまとまった条例であれば大変よかったなと思うのですけれども、ヘイトスピーチならヘイトスピーチで一つの条例にできるくらい非常に多くの問題が多分あると思うので。

では、最後にちょっとお伺いしますけれども、もう一度だけお聞かせください。この条例案、これ市長からの諮問があって受けたということですが、男女共同参画を市長はお願いしたはずなのですが、先ほどもありましたが、この多様性を尊重する社会、男女平等というふうにしたのは、先ほどの答弁では話合いの中で要するに今のこの状況等を見てこの文言にしたということですが、話合いの中というのは、これは部会、審議会の話合いの中なのか、それとも市当局さんのほうの話合いで決めて、その部会とかに投げたものなのか、そこだけちょっと確認させてください。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今回、市長から男女共同参画会議に諮問をして、通常、執行機関は市長部局のほうで附属機関、こちら事務局のほうになりますけれども、両方とも市民協働推進課が当然担っております。その中でやっぱり最終的には、男女共同参画会議の中において審議等をして、話合いにおいて案が決まったということで、男女共同参画会議の中でタイトルのほうは決まったというふうに認識しております。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** タイトルというか、中身の問題についても、ですから市当局

が案を持って行って、その案の中から審議したのか、それとも内容と題材等も審議の中でやってつくったものなのかちょっと知りたいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 市民協働推進課長。

○**市民協働推進課長** 市長から参画会議に諮問した際に、男女共同参画を推進するための条例案を出してほしいという内容の諮問です。では、その条例をつくる際に当たって、審議委員の皆さん11名いらっしゃいますけれども、学識経験者、あとは宜野湾市のPTA連合会会長、市民の皆さん、労働者の側からの代表などいろんな方々、審議会についても多様な方々がいらっしゃいます。その皆さんと一緒に作業をするためには、もちろんですが、資料等が必要です。それを受けまして私たちが準備したのは資料です。資料といいますのは、国の基本法、あと県内の条例、私たちが集められる資料は全て提示した上で、条文については作成していただいています。ですので、素案を市のほうで準備して、これでいいですかという流れではありません。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 素案は、ですから市のほうが準備して、それを審議したという形で理解していいのですね。素案というか、たたき台は市のほうがつくって、それを部会、会議のほうに持って行って、それを議論したという認識でいいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** ちょっと今、平安座委員がお聞きしたい部分に関しては、例えば今、素案というか、案という形で条例提案されて、この案自体でうちのほうから出したのかというのは、そういう形ではございません。あくまでも基本法、県条例で対応し得る条例等を委員の皆さんのほうに提示して、その中で審議等をして、この案に至っているということでございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。では、市のほうが案を持っていているというわけではなく、審議会の中で審議して条例案ができたというふうに理解しました。

できれば、では男女共同推進課に関わった審議会の議事録、会議録があるのであれば、ちょっとそこを提出いただければと思っております。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** すみません。午前中、石川慶委員からもあった部分かとは思いますが、第1回、第2回の議事概要を作成して提出したいと思っております。

○**桃原朗 委員長** 平安座委員。

○**平安座武志 委員** 最後にもう一つだけ確認させてください。私がこだわっているわけではないのですけれども、結構二分している意見があるもので。この条

例に関して、要するに性の多様性ではないと。その性の多様性については審議会等では議論していないと、そういうところだけ、もう一度だけはっきりとお答え願いますか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 平安座委員おっしゃるとおり、性の多様性の条例ではございませんし、審議の中でそのような形の議論をしたわけではございません。

○桃原朗 委員長 平安座委員。

○平安座武志 委員 分かりました。では、資料の提出よろしく申し上げます。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに御質疑ありませんか。知念委員。

○知念秀明 委員 皆さんも私たちもそうですけれども、平和で安心して暮らしていくためには、条文にもありますけれども、平等で多様性を認め合うことよって協働し、権利が保障され、喜びと責任を分かち合うことができる人権尊重のまちの実現を図ることとありますが、そのためにこの多様性は宜野湾市の市民9万7,000人余り、そこには性別。男性、女性、子供とか国籍とかいろんなこともあるのですけれども、そういった意味を全部含めて、市民がそうして安心して暮らせる社会の実現を目指すためにその多様性というのを加えたということで理解してよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 この多様性の尊重の部分に関しましては、やっぱり全ての人々が個々として尊重され、寛容な社会を築いていきたいと思いますという形で、この条例の中で規定しているところでございます。

○桃原朗 委員長 ほかにご質疑ございませんか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第21号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後2時50分)

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年3月6日（金） 3日目

午前10時00分 開議

午後 1時51分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	宮城 政司

○説明員（42名）

総務部次長	泉川 幹夫
人事課長	知花 博史
行政改革推進室長	宮城 恵美
税務課長	津波古 良幸
納税課長	真鳥 かおり
市民防災室長	宮城 竜次
IT推進室長	山口 久美子
マイナンバーカード活用担当主幹	金城 広郁
企画部次長	松本 勝利
財政課長	米須 之訓
企画政策担当技幹	仲泊 嗣典
市民協働推進課長	金城 美千代
市民経済部次長	伊佐 英明
環境対策課長	浜里 吉彦
市民課長	野村 斉
観光農水課長	仲村 厚子
産業政策課長	新垣 育子
プレミアム付商品券事業担当主幹	佐久本 嘉一郎
福祉推進部次長	宮城 葉子
児童家庭課長	浜里 郁子
子育て支援課長	香月 直子

こども企画課長	普天間 朝彦
障がい福祉課長	津島 美智子
生活福祉課長	玉城 悟
生活支援担当主幹	棚原 佳乃
国民健康保険課長	伊佐 真
建設部次長	新垣 勉
都市計画担当技幹	城間 勝也
土木課長	又吉 直広
施設管理課長	中本 益丈
基地政策部次長	多和田 功
基地渉外課長	吉村 純
西普天間跡地推進室長	普天間 朝信
消防次長	又吉 清
(消)総務課長	伊佐 隆之
指導部次長	川上 一徳
指導課長	與那嶺 哲
学校給食センター所長	佐久原 昇
はごろも学習センター管理係長	祝 博紀
教育部次長	真喜志 若子
文化課長	比嘉 洋
施設課長	仲村 等

○議会事務局職員出席者 渡嘉敷 真

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第1号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

- 議案第16号 宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第18号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第19号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議案第20号 宜野湾市土地開発基金条例を廃止する条例について
陳情第25号 宜野湾市「ねたてのまちベースミーティング」事業見直しと経費削減について

【閉会中の継続審査】

- 議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について
請願第9号 米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願
陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

第425回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和2年3月6日（金）第3日目

- 桃原朗 委員長** ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第1号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

～質疑・答弁～

- 桃原朗 委員長** 継続審査となっております議案第1号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。桃原委員。

- 桃原功 委員** おはようございます。資料を要求させていただいて、その資料が提出されました。初めに聞くのは、土木の件から確認していきます。

84ページです。内容は橋梁の長寿命化修繕事業、これは2,500万円の補助対象額あって、交付金の要求額が2,000万円、交付決定額がゼロという査定になっています。

続いて、区分の08番の伊佐1号道路改善事業、これも1,000万円の要求に対して持ち出しが800万円、これも査定ゼロ、要は切られているのです。この減額の理由と、宜野湾市において橋梁というのはどこにあって、何か所ぐらいあるのですか。あと伊佐1号、ちょうど海岸線沿いの北谷公民館ですか、あの道が非常に狭いです。でこぼこがひどい。あそこも交通量が非常に多い。早急に本来は修繕すべきが妥当で、減額の理由、2か所について。お尋ねします。

- 桃原朗 委員長** 土木課長。

- 土木課長** 橋梁長寿命化のゼロ査定について説明します。昨今の沖縄振興予算等の交付金の全国的に見る大幅減額、沖縄振興予算は沖縄に特化したものですが、大幅減になって要望額に至らない額で交付されて、各市町村も四苦八苦ししている状況でございますけれども、その中で橋梁の長寿命化において優先順位というのがありまして、簡単に3段階の健全度に振り分けします。

最も悪いのがレベルスリーという評価、そうでもないのがレベルツーで、修繕、整備の必要ないのがワンなのですけれども、今までスリーという評価があったものは本市には1橋もございません。それでほとんどがレベルツーという

ことで、ちょうど中間ぐらいに位置する健全度の評価なのですが、その評価の意味が、道路橋の機能に支障は生じてはいませんが、予防保全の観点から修繕が望ましいということでの評価になっております。

市内には12橋の橋がございました。特に4橋はもう既に修繕が終えています。これは琉大付近にある高速道路にまたいでいる4橋でございます。これは全て昨年度でもって修繕は終えております。

その次に、野嵩橋。ちょうどツタヤの前から中城に下りて行って、ちょっと上のほうです。あそこのほうが修繕の予定ではございましたけれども、それが査定ゼロということで交付金がなかったのですけれども、とりあえず支障は、早急な改修は必要ないということでの判断で、ほかに県内にも優先順位が高い橋を保有している市町村がございまして、そこをまず優先した結果、今年度においては査定ゼロということで、ただ令和2年度においても野嵩橋の修繕を検討しており、令和2年度施工したいということで要望は出しております。

そのほか橋梁というのは、一番大きいのは大山7号橋、ハルヨイ橋と言われるのが宜野湾市内では一番大きな橋です。ですので、今12橋のうち4橋は終えて、5橋目が野嵩橋で、残りあと数橋あるのですけれども、これほとんどがそこまで大きくない、ボックスカルバート橋です。この野嵩のほうもそうなのですけれども、RCで造っている、そこまで長くないスパンの橋というのが結構市内には点在していて、うなばら橋、うなばら保育園の近くの下水道の上部に架けているような橋という、大体そういう形で、下水道の施設に上から通る道をつくる際に架けた橋、ボックスカルバート状の橋でございます。

(桃原功 委員「伊佐1号は」と呼ぶ)

○**土木課長** 伊佐1号が補正減になった理由としましては、実はあそこは沖合展開を考えておりました、12メートルほど沖合に張り出しをして、埋立てをして橋を架けて、スムーズに北谷側との交通の利便性を上げるために計画している道なのですけれども、実は道路護岸を造る際には、やはり海岸保全の観点から沖縄県の海岸防災課との調整をしているのですけれども、実は沖縄県が高潮対策で、北谷町側は今沖縄県が実施してございます、すぐ隣接の工事ではあるのだけれども。あそこは高潮被害があるということで、北谷町は。沖縄県が率先して事業を進めております。

ただ、宜野湾市の場合は、高潮被害はなくて、あくまでも道路護岸として宜野湾市が施工するものに対して、ちょっと沖縄県から設計協議の段階でうまいぐあいにはちょっと今調整されていっていない状況でございます。というのも市としては景観を重要視しながら、海岸線が見えるような高さの防波堤を今計画はしているのだけれども、既存の防波堤の高さと同じぐらいの規模で計画して、高潮被害もないということもあって、景観からしても現状の高さをそのまま沖

合に延ばすような計画であるのですけれども、沖縄県としてはなぜ北谷町側だけ被害があって、伊佐側がないのかという疑問に対して、私たち下水道の沖合展開、埋立ての影響で宜野湾市には被害がないという計算結果が出ております。

(桃原功 委員「計算結果、県の」と呼ぶ)

○**土木課長** そうですね。県の下水道処理がありますよね。その埋立てをしたために宜野湾市の伊佐浜海岸には、そこまで波が来ないという計算データが出ている。そのときの計算式を使っている。数式の違いが沖縄県と宜野湾市にあるということで、どちらも正解ではあるのです。どの計算式使ってもいいのですけれども、そのちょっと計算の違いを説明はしているのですけれども、なかなかやっぱり県の海岸防災課としても同じような高さにしてほしい、北谷町側と。ただ、市としては津波被害というか、波が越境しないものですから、現状の中でもそこまで高さ上げる必要はないのではないですかということの押し問答にちょっと時間がかかっているということで、それが決定しないと補償ができないのです。漁業補償が、埋立て面積が決定しないのです。そこでの事業が今ちょっと、協議に時間がかかっているために漁業補償等の予算がゼロ査定になっているという状況です。これは予算がなくてとかでもなくて、今ちょっと足踏み状態、検証中ということで、御理解をいただければと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 今、課長が言った計算結果と言ったので、どちらも正解だと。どちらも正解だという認識は、県も持っているのですか。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** やはり沖縄県がやっている計算式は、コンサルが計算した結果表を見て言っているものですから、こちらが提示しているものとやはりそごがあるということでの観点でちょっとクレームがあるということで、この違いがどこまであるかという判断まで今県のほうもまだ持ち合わせていないのです。それを今検証しているという、私としてはそういうふうを考えています。市が出している計算結果をとりあえず検証中ということでもあります。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** これ込み入った話なので、ではまた私もちょっと調査してみます。

最初に言った橋梁の件については、レベルスリーに達していないということは、宜野湾市内の12か所の橋はとりあえず緊急性を要する危険性はまだ低いということで理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 土木課長。

○**土木課長** そのとおりです。この長寿命化というのは今まで対策していればどうにか延命できるということで、何か地震があつてすぐ倒壊して被害があるということではなくて、事前に修繕していれば莫大な費用もかけずに長寿命化計

画に乗っかっていけるという判断をするので、そこまで近々にすぐ工事しないといけないというわけではなくて、1～2年かけても費用自体は低い観点で今考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** ありがとうございます。また、次年度も頑張ってください。

次に、特定駐留軍用地内土地取得事業基金繰入金の減額理由について、これも資料も提出頂きました。減額の理由が、買取り希望者が当初の目標より集まらなかったことにより公有財産購入費等の減額とあります。ページ数で36ページ、基金一覧表で見えていますけれども、資料番号は8番です。普天間基地内の土地購入に係るものですが、なぜ希望者が集まらなかったという理由というのが分かれば。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** 桃原委員の御質疑にお答えします。今回、少し大きな減額となっておりますので、その理由なのですが、今、資料の8に書いてあるとおり、買取り希望が集まらなかった。その買取り希望が集まらなかった理由は何かということになるのですが、我々も今ちょっと考えられるのは、おおむね2つあるのかなということで考えております。

そのうち1件が、地権者が売買をするということになると、やはり地権者の土地の今後の利用の形態、そういったものをしっかりと把握をしていかないと、なかなか売めるのか、それとも独自で使うのか、それはいつから使えるのか、どういった形で使えるのかというのが、ある程度検討しないと売買するという意向にはならないと思うのです。これが今、少し定まっていけないという理由が、代替施設の工期の延長であるとか、そういったことで普天間飛行場の返還が遅れるのではないかとということが地権者のほうに相当意識が行っています。そういうところになると、返還期日が見えない、もしくは延びることになると、当然軍用地は賃料が入っていますので、こういった賃料を活用、土地を保有したほうがいいのか、それとも売買するほうがいいのか、いつがいいのかというのはなかなかちょっと定まらないというところで、地権者の意向がはっきりしないというところが今出てきているのかなというところがまず一点。

それともう一件は、やはり飛行場の返還が遅れるということになると、先ほどいった賃料が発生します。この賃料がある程度、いわゆる投機の目的、試算として価値が出るということで、民間の売買が活発になる。今回、我々のほうで土地を取得した面積が4,300平米なのですが、目標は1万9,000でした。約5分の1程度になるのですけれども、ただ我々民間売買の状況も確認をするために届出をしていただいています。それで宜野湾市に今回1年間で約1万8,000平米民間売買の届出が出て、届出が漏れている方もいらっしゃるかもしれません。

ということで、民間の売買はある程度前年に比べて伸びております。ということは、やはりまだ民間のほうでこの軍用地を買っても利益が出るというか、資産価値があるというところで民間に流れているということと、先ほどいった全体枠としては少し土地をどうしようかというところがなかなか定まらないということで、売買のほうに足がいかないという2点が少し減の理由になっているのかなというところで今分析をしているところです。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** お尋ねしますけれども、防衛省が査定する賃料の金額というのは、これは毎年やっぱり上がっているのですか。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** お答えします。今のところ毎年上がっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** これ投機というのは、私たちが知る限りではないですけれども、逆に返還後にここを開発しようとしたときに、外国人であったとなるとやっぱり厄介なのです。地主の承諾を得る、あるいはその地主さんから買取りしてというのも非常にいろんな弊害が出てくると思うのですけれども、これ皆さんで数字を持ってくる、例えば外国人の土地所有率というのかな。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** 我々のほうもいわゆる土地の地権者、データを税務課等から頂いておりますので、それで確認はしておりますけれども、それほど今のところ外国人はまだ少ないのです。県外が、それは結構な人数が今増えてきております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 目標は1万9,000平米で、今回の計画では4,000平米、このように財政が厳しいということであれば、この優先をやっぱりほかのところに振り分けるという議論がどうしても必要だと思うのですけれども。だって、実態は投機目的等で毎年上がっていったら、地主さんなかなか譲らないでしょう。だったらそこに金を集中するよりは、ほかにもっと使えると思うのです。その辺の皆さん議論はしたのですか。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** 我々基地の跡地側としては、やはり平成27年3月に返還された西普天間住宅地区の状況を見ると、やはり跡地に関しての公共施設は非常に必要、重要性があるということは認識をしておりますので、担当部署としてはどうしてもやっぱり予算は欲しいということで、当然財政課と調整をしますので、その中で確保できた一括交付金を基金に積みます。我々としては、これをしっかりと活用して取得をしていきたいというふうに考えております。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 これもバランスというのかな、どっちを最優先していくのか、もっと市民も対象にした事業等に私はバランスを調整すべきではないのかなと思います。分かりました。とりあえず以上です。

たくさんあるのですけれども、プレミアム商品券の議論を少ししていきたいと思います。途中もいろいろ聞かせていただきましたけれども、住民税非課税対象者が8,250名でしたよね。3歳未満の子育て世帯の方が4,113名で、結局プレミアム商品券を購入した人たちというのは、いわゆる3歳未満の子育て世帯、4,113人、これほとんどその人たちは取得をされていますよね。非課税世帯の方々は、いわゆる取得率が低いということですか、おとといの議論では。そうだった。また確認してもいいかな。

○桃原朗 委員長 プレミアム付商品券事業担当主幹。

○プレミアム付商品券事業担当主幹 主な対象者は住民税非課税者と3歳未満子育て世帯の世帯主ということの中で、3歳未満子育て世帯主は対象者全員へ購入引換券を送っていますが、住民税非課税者は制度上申請が必要、税状況を判断するために税情報を見ていいという同意をもらった上で申請が必要になる都合で、ワンクッション必要という形になります。それで今の8,250名申請があったということです。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 そこも結局は繁雑な処理がワンクッション入ることによって、その人たちがなかなか取得をできなかったということも要因としてありますよね。どうですか。

○桃原朗 委員長 プレミアム付商品券事業担当主幹。

○プレミアム付商品券事業担当主幹 そうですね。子育て世帯の方と比べたら、やはりワンクッション、一手間、申請書に名前を書いて郵送、返信封筒に入れて、ポストに入れるだけなのですけれども、ワンクッションあることで全員に行き渡らなかった理由の一つになったのかなと。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 この事業は本当に賛否も、否の意見のほうが多かったと思うのですけれども、実態としてこうやって半分にも到達していない配付率というのか、進捗率というのか。皆さんの、これ例えば途中から、もう期限が後ろ決まっているから、2月末でしたかね。なかなかさばけないからということで、県あるいは国とのもう少し弾力性を持たせたやり方、指導はなかったのですか。

○桃原朗 委員長 プレミアム付商品券事業担当主幹。

○プレミアム付商品券事業担当主幹 指導というか、国のほうからの指示が若干ありました。内容としては、ちょっと指導の前の状況なのですが、年度初め、

4月あたりに国のほうで各自治体の事務費の概算調査を行っております。その結果、国の想定よりも大分大幅に上がったという数字が出たために、国は補助対象外経費のQアンドAを出しました。その中に1度申請書を送った方から申請がなかった場合、再度申請を促す通知をした場合は補助対象外ですよという通知が5月に来ています。この前提がまずあるのですが、それでうちも契約の内容、仕様書を変更して、再勧奨をやりようと思っていたけれども、指導書が来たから、これが9月中旬に国のほうから方針変更の通知が来まして、再勧奨通知をできればやってほしいということで来たものですから。つまり申請書を8月下旬に送っているのですが、ピークが最初に来ます、申請は。しばらくすると申請が下がってくるのです、1日当たりの。申請率がどうも全国的に伸びないという状況を国が察知した背景があって、再勧奨通知をやってくれと、朝令暮改といいますか、方針が180度変わった通知が来たのです。これは自治体に任せられていました、対応については。それをうちのほうはもともとやりたかったものですから、関係業者と調整して再勧奨通知を10月中に発送すれば対象になるということで調整して、再勧奨通知を送った。その際に、いろいろ対象店舗はこうですよ、この店舗で使えますよとか、もっと買いやすいように、昨日お伝えした購入の動機が図れるようなパンフレットもつけながら送って、そこでまた申請の波がもう一度来て、ある程度今の数字になったという形でございます。

- 桃原朗 委員長** 桃原委員。
- 桃原功 委員** 再通知をした後と、その再通知をしない当初の伸び率というのは、比較数字を持っているのですか。やはり再通知をして、非常に効果が出たという数字なのですか。
- 桃原朗 委員長** プレミアム付商品券事業担当主幹。
- プレミアム付商品券事業担当主幹** 10月29日時点で、こちらはちょっと算出方法が未申告者も含めての数字になっていますが、24.28%でした。これが再勧奨通知を10月末に送った後、11月でも件数がそこそこ伸びまして、最終的に12月13日時点で34.83%。12月、不備対応者、つまり12月の期限に間に合わなかった申請者の中に、申請に不備の部分があったのです。その方については柔軟に対応してくださいという国の通知もあったものですから、12月はもう少しやっていただければ、申告していただければ対象になりますよということで、その調整を行った結果、最終的には38.3%というような形になったのです。
- 桃原朗 委員長** 桃原委員。
- 桃原功 委員** 最終的な数字が対象者の38.3%ですか、最終数字。
- 桃原朗 委員長** プレミアム付商品券事業担当主幹。
- プレミアム付商品券事業担当主幹** 非課税者の未申告書を除いた部分の申請率

38.3%です。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** ひどいね。僕、ひどいと思う。こうやって本当に必要とする人たちに4割弱しか非課税対象者に入ってきていないという実態というのは、本来は多分非課税世帯の方々というのは、本当に欲しかったはずなのです。だけれども、これ前払いですよ、結局は。物を買ってあげるのではなくて、事前に2万円出して、後で2万5,000円のものをもろうということは、多分とても厳しいと思う。だったら柔軟性を持っていることだったら、国が最初から5,000円の商品券、どこでも使える商品券を配布すればいいのです。当初から批判しているのだけれども、その辺が皆さんの見解というのはどうなのですか。

○**桃原朗 委員長** プレミアム付商品券事業担当主幹。

○**プレミアム付商品券事業担当主幹** 非課税者かどうかを判定するためには税情報を見なければいけません。私たちの部署では法律上、本人の同意がなければ税情報を見ることができない法律になっているのです。なので、一旦申請書に同意を得たチェックをいただいて、申請をしていただくというのがどうしても必要だったということで、そういう状況になっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 国の施策とはいえ、本当に私はひどい事業だと思う。当初からこればらまきということで私は批判していたのだけれども、やはりまだ5,000円を配ったほうが本当に対象者の方々には実になるのだらうなと思うのですけれども、皆さんの立場としてはなかなか厳しい部分もあると思うのですけれども、分かりました。

○**桃原朗 委員長** プレミアム付商品券事業担当主幹。

○**プレミアム付商品券事業担当主幹** 非課税者の対象者皆様が買ったかどうかから配っておいたほうがよかったのではないかというお話がありましたが、5月に国から来た通知の中では、1度申請書を送った方へは再勧奨しないでくれということがありまして、その理由としては申請書を送って案内したにもかかわらず買わないということは本人の意思なので、あえて再勧奨するなという内容なので、非課税者の中にも意思を持って買わない人がいたという可能性があるということはお理解いただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 知念委員。

○**知念秀明 委員** 昨日もちょっと質疑したのですけれども、予算書の65ページの資料12番なのですけれども、ひとり親家庭生活支援事業の中で、委託先が株式会社レキオスとなっているのですけれども、そこと契約をいつしたのか教えてください。

○**桃原朗 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** ひとり親家庭生活支援事業の契約なのですが、これはプロポーザル契約を交わしております。4月1日から事業開始ができるような形を取っておりますので、次年度の予算成立を前提とした手続きということで、3月末にプロポーザルを行い、4月1日付の契約を行っております。

○**桃原朗 委員長** 知念委員。

○**知念秀明 委員** 3月にプロポーザルをして、4月1日付の契約でございますが、あと当初は支援予定世帯を10世帯と見込んでいたが、辞退等もありとありますが、その辞退はどれぐらいあったのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** 希望した世帯数に関しては14世帯ございました。14世帯の中から、本人からの辞退。申請はしたけれども、ちょっと今はこの事業の利用を見合わせたいということの要望とかもありましたので、辞退者が7世帯で、あと非該当。お母さんのお母さん、おばあちゃんとか親御さんと同居しているので、今子供が小さいので、もう少しやっぱり様子を見たいということで、非該当だったという世帯も5世帯ありました。その中で2世帯は決定を出したのですが、実際決定した後に辞退という方も1世帯ありました。それ以外にも、先日申しあげました住居の補助なのかなということで問い合わせも多数あったということでした。以上です。

○**桃原朗 委員長** 知念委員。

○**知念秀明 委員** ありがとうございます。

あと、執行見込額の925万2,000円の内訳も教えてくださいませんか。

○**桃原朗 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** 契約の執行見込額が925万2,000円ということなのですが、概算払いということで支払いをしている額になっております。詳しい数字は今持ち合わせてないので、事務費と事業費と一般管理費に分けて委託しておりますので、事務費のほうが700万円、事業費のほうが……すみません。

○**桃原朗 委員長** 知念委員。

○**知念秀明 委員** 資料で頂ければいいです。

(児童家庭課長「はい、申し訳ありません」と呼ぶ)

○**桃原朗 委員長** 知念委員。

○**知念秀明 委員** 700万円というのは、そのレキオスさんに事務費として契約等をしている委託金でよろしいでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** 前にも申しあげました支援員の人件費ということと、あとはスタッフが常駐している事務所の借上料、そういったものが含まれております。

○**桃原朗 委員長** 知念委員。

- 知念秀明 委員 ありがとうございます。今回、残念ながら1世帯となったわけですが、次年度のこの事業、同じようなやり方をしていくのでしょうか。
- 桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- 児童家庭課長 先日も申し上げたのですが、こちらはひとり親家庭の自立を目的としておりますので、経済的支援だけではなく、就労支援とか生活支援なんというのも、今こちらのほうの応募世帯がだんだん少なくなっていると思ひまして、今現在、就労に向けてのサポートをしていくような形で取り組んでいきたいと思ひまして、次年度からは別のもやっけていきたいと。例えば資格を得るために学校に通うためのときのその際、就労できなかったときの補填という形の援助をしたりとか、あとはスキルアップのための講座を受講するための支援をしていくような形のものをつくっていく予定でございます。
- 桃原朗 委員長 知念委員。
- 知念秀明 委員 以上です。ありがとうございます。
- 桃原朗 委員長 宮城委員。
- 宮城政司 委員 お願いします。補正予算34ページ、16款2項です。不動産売払収入のところ、御説明では、この土地売払収入、里道2件ということだったと思うのですが、どこの里道か説明をお願いします。
- 桃原朗 委員長 総務部次長。
- 総務部次長 1件は我如古2丁目、もう一つは志真志4丁目になります。
- 桃原朗 委員長 宮城委員。
- 宮城政司 委員 この面積はどれぐらいあるか分かりますか。
- 桃原朗 委員長 総務部次長。
- 総務部次長 我如古2丁目のほうは面積が36.15平米、志真志4丁目のほうは25.04平米となっております。
- 桃原朗 委員長 宮城委員。
- 宮城政司 委員 この売払いは市のほうで売りに出したものに買手が出たのか、それとも欲しいという要請があつてこういう売払いになったのか、答弁をお願いします。
- 桃原朗 委員長 総務部次長。
- 総務部次長 この2件については、例えば我如古だと住宅の敷地として買いたいということで、その里道の廃止の手続は土木課のほうでやってもらひまして、その後、総務課のほうに来ますので、その手続で里道を売り払ったという形となっております。市が売りに出したのではなくて、例えば建て替えとか行つたときに、そこに里道が入つていたということで、その里道を廃止して、買つてもらふというような流れとなっております。
- 桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 今の御説明で、要望があったことに対して市が対応したのだと思うのですが、我如古は住宅用ということで、志真志のほうは御説明お願いします。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 志真志のほうも同様な建築関係でございます。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっと具体的な数値が思い浮かぶわけではないのですが、先ほどおっしゃっていただいた面積に対して149万8,000円という売却額の妥当性というか、どのように出されたのですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 一応この価格の計算式がございまして、里道の場合は法定外公共物になるのですが、その路線のほうに時価相当額に地価の率とか、そういうものを掛けて出している金額となります。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 分かりました。先ほど御説明で、建物を建てたいとか、そういった土地を開発する要望の中で、市の管理する里道を使いたいなら、そういった申請の中で市のほうに連絡が来て、それでオーケーであれば、市のほうで売払いの手続を対応することができるという理解でありますか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 よくあるのは、建て替えをする際に里道が入っていると、駐車場があった場合に里道が入っているとということで、実際にその里道を廃止する手続があるのですが、その手続に関しては土木課のほうでやってもらって、実際、近隣の同意も得ながら、これは里道としては廃止しますということで購入の手続を取るという形になってございます。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 この廃止の手続も住民の方から起きるものですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 自分たちが立て替えるとかそういったことをするとき、里道がかかっているといった場合には、住民のほうから市のほうに来ていただいて手続を取ってもらうということです。

○桃原朗 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

次の質疑、49ページ、2款1項9目電子計算費のことで伺います。説明欄02の行政情報化整備事業委託が602万円減になっているのですが、これはどういった事業内容だったかということと、減になった理由を教えてください。

○桃原朗 委員長 I T推進室長。

○ **I T 推進室長** 49ページの2款1項9目、02行政情報化整備事業。こちらはI T推進室が行っている包括的I Tアウトソーシングの契約として11本の契約を行っております。その中でも単価契約で行っている業務がございます。申請書だとか通知書だとかのデータパンチで入力するものなのですが、こちら納税通知書だとかを大量に印刷するなどの業務。こちらのほうが実績払いになるのですけれども、こちらが交付見込みよりも執行見込みが減になるということなので、契約執行残となっております。

○ **桃原朗 委員長** 宮城委員。

○ **宮城政司 委員** 分かりました。ありがとうございます。

次、04の情報セキュリティ強化対策事業11万円減なのですが、こちら減の理由と、今回新たに情報セキュリティ強化見直しとか追加するような件が、関連するような事故があったと思うのですけれども、そこは特に考慮されていないのですか。

○ **桃原朗 委員長** I T推進室長。

○ **I T 推進室長** 平成26年以降、マイナンバーの連携とかもあって、国のほうからの指示もあってセキュリティ強化対策を行いました。こちらを国のガイドラインに沿ったものにするということで、改定を行っている途中なのですけれども、こちらのコンサルさんに委託の契約を精査したところ減になったということの執行残でございます。

○ **桃原朗 委員長** 宮城委員。

○ **宮城政司 委員** 分かりました。以上です。

○ **桃原朗 委員長** 桃原委員。

○ **桃原功 委員** 教育委員会にお尋ねします。予算書の94ページ、資料番号の27番です。教育委員会労働安全衛生事業なのですけれども、資料も提出していただいております。1節の臨床心理士の報酬の19万8,000円の減額と。減額の理由が臨床心理士1名未配置ということで、以前から教職員の方々の仕事に対して様々な重荷があって、その未配置というのは何があったのだろうと思うのですけれども、理由というのは何ですか。

○ **桃原朗 委員長** 指導部次長。

○ **指導部次長** 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。資料27の臨床心理士の報酬減の要因ということで、臨床心理士1名未配置というところがございます。予算的には一応2名分でございます。実際に1人は配置できたというところですが、なかなか1人はちょっと探せなかったというところでの減でございます。

○ **桃原朗 委員長** 桃原委員。

○ **桃原功 委員** 探せなかったというのは、募集をかけているが昨今の人手不足等

で、募集をかけても来なかったの、それともその辺はもう少し詳しく聞かせていただけますか。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 お答えいたします。当初、昨年度から契約をお願いしておりました臨床心理士が、今年度に入って急遽できなくなったということでお断りがございました。臨床心理士、専門のスキルも必要でございまして、募集をかけているのですけれどもなかった。その一因として、若干本市の臨床心理士に対する報酬額が他市と比較して低いというところもあって、なかなか新しい方が見つからなかったということでございます。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 僕は緊急事態だと思うのですけれども、小学校9校、中学校4校、計13校で配置しなければいけない数というのは2名なのですか。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 今1名の臨床心理士、それから教育委員会の中に保健師、それから学校によってスクールカウンセラーの配置もございますので、そういった中である程度のカバーをしております。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 カバーするというのは、スクールカウンセラーが臨床心理士の仕事できるのですか。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 スクールカウンセラーの多くは臨床心理士でございます。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 資格は持っている。そうすると、資格を保有しているのだったら、その方を例えば臨床心理士として招いて、臨床心理士の資格を持っていないスクールカウンセラーを補充ということはできないのですか。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 スクールカウンセラーについては、本市の派遣ではなく、県からの派遣となっております。教職員のみではなく、児童生徒それから保護者、教職員という対象のスクールカウンセラーでございます。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 どこからのことであっても、今臨床心理士いないわけでしょう。これ設置義務はないのですか。

○桃原朗 委員長 指導課長。

○指導課長 特に人数等の義務はございません。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 私は臨床心理士の役割というのは、とても大きいものがあると思

うのですけれども、今回の事件にしても、本当に先生方に仕事がどんどん、どんどん偏って、多分悲鳴上げようにも、なかなか臨床心理士のところに相談も行けないのではないのかと、時間がなくてというぐらいやはり私はちゃんとフォローしていくべきだなと思うのですけれども、その県から来た方を市のほうで、先ほど報酬が低いということがありましたけれども、他市と比較してどのくらい差があるのですか。他市と同額あるいは少し上乘せというのは、すべきではないのですか。

○**桃原朗 委員長** 指導課長。

○**指導課長** 細かい資料が手元にないところでございますけれども、会計年度任用職員制度に伴って他市とそんなに大きな差はないというふうになってございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 大きな差はないけれども、なかなか募集しても集まらないというのは何ですか。皆さんはどういうふうな見解ですか。臨床心理士が足りないのか、それとも通勤がちょっと宜野湾市遠いから、それが要因なのかよく分からないけれども、皆さんの見解どうなのですか。

○**桃原朗 委員長** 指導課長。

○**指導課長** 臨床心理士の絶対数自体が少ないのかなというふうに思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。引き続きその報酬等を他市より上げるというのものを検討してください。

次に、これも教育委員会のほうです。要保護及び準要保護援助費が減になっています。これが約1,100万円、大きいね。

あと、資料番号29番と28番なのですけれども、要保護及び準要保護児童援助費の補正減、どちらも減額なのですけれども、補正理由は当初見込みより認定者数が低かったと、どちらも同じ減額理由なのですが、準要保護児童の対象者が減ったのか、その辺をお答えできますか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 97ページの10款2項、説明番号01の要保護及び準要保護援助事業と99ページの10款3項の説明番号01で、10款2項のほうが小学校で、10款3項のほうが中学校という形になっております。資料は28と29でございます。小学校につきましては、約1,900万円の補正減です。実際に当初の見込みより約300名余りちょっと減という形になっております。実際に申請者におきましては、資料にもございますが、平成30年度が1,994名で、令和元年度が1,965名で、申請者につきましてはそんなに変わりはないという状況で、実際に見込みにつきましてはここ数年の状況で伸びていたものですから、ちょっと高めというところ

ではあるのですけれども、実際に令和元年度のほうで1,334名ということで少なくなっているということですのでけれども、いろいろ中身ちょっと確認してみたら、所得が外れてしまっている。所得高いという形で、今回の申請には外れている方々が多くなっているのかなという形を今捉えているところです。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 所得が高くなっているために外れたということですか。認定基準が変更されたということはないのですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 平成30年度、認定基準はちょっと広げたというところがあって、間口は広げたというところではございますが。

(桃原功 委員「間口広げたらたくさんもっと認定できるのではないの」と呼ぶ)

○指導部次長 というところですけども、実際に今年度のほうでいきますと、所得の状況を外れたというところのものが大分占めているというところを確認しております。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 よく分からないけれども。間口を広げたのだったら、より多くの人が申請に来ますよね、今次長の答弁では広げたということですから。狭めたのではないの。狭めたからこうやって認定基準に引っかかって該当者が減ったのではないのですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 平成30年度に基準をちょっと緩くしたというところですけども、実際に平成31年度につきましては、申請者につきましては変わらないのですけれども、実際にそのほかの、この該当するかどうかというところを確認したらちょっと外れているというところで。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 その認定基準というのは、宜野湾市だけなのですか。それとも他市も同様にこれは認定基準というのは変更されたのですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 市町村によって認定基準はちょっと違うところがございます。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 各市教委でこの基準というのは変更できるのですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 その辺の数値についての設定というところのものは、各市町村に一応任されているということです。

○桃原朗 委員長 桃原委員。

○桃原功 委員 認定基準が変更されたために、認定者が蹴られた、減ったという

ことではないのですか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 例えばその世帯において、世帯主の方がいらっしゃるとか、配偶者の方がいらっしゃるとか、そういう形で世帯の全体の所得を精査するというところのものは、多少そういうふうな調整……失礼。その世帯としての所得の判定という形のものがちょっとあるかと思うのですけれども、実際に所得が具体的にどういうふうに、変えたというところのものではないという状況です。判定についての、ちょっとその辺を精査……

○**桃原朗 委員長** 桃原委員。

○**桃原功 委員** では、その認定基準の資料はありますよね。平成30年に変えたという今お答えでしたから、その平成29年度の認定基準の資料と変わった平成30年のときの認定基準の資料は、提出お願いできませんか。

○**桃原朗 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 提出します。

○**桃原朗 委員長** ほかに。ご質疑ございませんか。

(「進行」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 答弁の訂正があります。こども企画課長。

○**こども企画課長** 総務常任委員会1日目に平安座委員から予算書70ページ、22の保育所等事故防止推進事業の補正予算に関連する質疑として、令和2年度の一般会計当初予算において同事業が計上されていないということについて質疑がございましたが、私からの答弁といたしまして、国においては令和2年度の予算要望されていない旨の答弁をいたしました。保育所等事故防止推進事業という名称での予算要望はされていませんでしたが、全く同じような内容で別の補助メニュー、保育環境改善等事業の中の安全対策事業という名称を変更して、全く同じ補助率、上限額、対象事業ということで予算要望されていることが分かりましたので、一部訂正して、おわび申し上げて訂正したいと思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** これについて質疑ございませんか。安座委員。

○**平安座武志 委員** では、変更してメニューは残っているということで、要するに予算枠から、次年度の予算から外れたということは、要するに市が予算外しているわけですが、これは1件しか去年なかったもので、要するに外したという理解でいいのですか。

○**桃原朗 委員長** こども企画課長。

○**こども企画課長** 前回は答弁申し上げましたが、平成30年の補正予算で上げて、そのときの概算要望段階では対象事業の補助率、かなり見られるということで、各園の事業者にも応募していただいたのですけれども、実際に実施年度になる

と、対象メニューが変わってきて落としていると。この傾向が2か年連続続いたものですから、たくさん予算を上げて、補正でほとんど落としてしまうと。予算の措置の在り方が疑問ということで、今回は、令和2年度については、まだ令和2年度の実施要綱は、また令和2年度の8月に出ますので、この要綱が出た段階で、各園に情報を提供して、実際に園のほうでどういった事故防止対策関係の事業がメニューとして必要かどうかというのを議論しながら、今後のまた補正もしくは当初予算で議論をしていきたいということでございます。

- 桃原朗 委員長 平安座委員、よろしいですか。
- 平安座武志 委員 はい。
- 桃原朗 委員長 審査中の議案第1号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ございませんか。
(「異議なし」という者あり)
- 桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

-
- 桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は1時45分から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時00分)

◆午後の会議◆

- 桃原朗 委員長 再開いたします。(午後1時45分)
これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第1号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算(第4号)

～質疑終結～

- 桃原朗 委員長 継続審査となっております議案第1号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算(第4号)を再び議題といたします。
お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)
- 桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

～採決～

これより議案第1号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後1時47分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後1時47分)

【議題】

議案第16号 宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第18号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議案第20号 宜野湾市土地開発基金条例を廃止する条例について

～質疑終結～

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第16号 宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第18号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議案第20号 宜野湾市土地開発基金条例を廃止する条例について、以上4件を一括して議題といたします。

本4件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

～採決～

これより議案第16号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第18号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午後 1時49分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後 1時49分)

【議題】

陳情第25号 宜野湾市「ねたてのまちベースミーティング」事業見直しと経費削減について

～質疑終結～

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております陳情第25号 宜野湾市「ねたてのまちベースミーティング」事業見直しと経費削減についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略したいと思います。

～採決～

これより陳情第25号を採決いたします。本件については趣旨採択すべきもの

と決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は趣旨採択されました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後 1時50分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後 1時50分)

【議題】

議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について

請願第9号 米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

～閉会中の継続審査～

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第21号 宜野湾市男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例の制定について、請願第9号 米海兵隊普天間基地の危険性除去を実現するための即時閉鎖・早期返還を求める意見書の採択を求める請願、陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本3件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 これにて本委員会を閉会いたしたいと思っております。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後1時51分)